

# 令和7年第7回(12月)大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和7年12月3日(水)午前10時00分～午後4時05分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名(敬称略)

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 齋藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦

計12名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第72号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

議案第73号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第74号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案

議案第75号 大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

議案第76号 大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第77号 大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

議案第78号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

- 議案第 80 号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第 81 号 大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について
- 議案第 82 号 大潟村村民センターの指定管理者の指定について
- 議案第 83 号 大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について
- 議案第 84 号 産直センター潟の店の指定管理者の指定について
- 議案第 85 号 大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 86 号 大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について
- 議案第 87 号 大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 88 号 大潟村診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 89 号 大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 90 号 大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 91 号 大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 92 号 令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第 93 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第 94 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第 95 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第 96 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案
- 議案第 97 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案  
男鹿潟上南秋消防組合議員の選挙について

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 12 名で定足数に達しております。

これより令和 7 年第 7 回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第 1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、10 番、大井圭吾さんと、11 番、工藤勝さんを指名いたします。

次に、日程第 2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、4 番、黒瀬友基さん。

**【議会運営委員長：黒瀬友基】**

4番、黒瀬友基です。

私から、議会運営委員会の経過と結果について、ご報告いたします。

去る11月21日、午後1時半より委員会室において、村当局より石川総務企画課長、遠藤総務企画課課長補佐出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は8名で、提出案件は26件であります。提出案件の内訳は、条例関係9件、指定管理11件、補正予算6件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案等について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問等の内容を確認し、会期や議事日程について、協議を行ったところであります。

その結果、会期は本日12月3日から12月9日までの7日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日から12月9日までの7日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、会期は12月3日から12月9日までの7日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』を行います。

はじめに、議会に対して提出された報告書について、報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和7年8月分から令和7年10月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

また、教育長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づき、令和6年度大潟村教育委員会点検・評価報告書が提出されております。

次に、全国ボート場所在市町村協議会について報告をいたします。

去る9月27日に、兵庫県豊岡市において、同協議会第19回議長懇話会が開催され、令和6年度事業報告、令和7年度事業計画、交流レガッタ開催地等について説明がなされ、その後、意見交換が行われました。

次に、秋田県町村議会議長会について、報告いたします。

去る10月7日、秋田県市町村会館において理事会が開催され、令和6年度の会務報告並びに一般会計決算について報告がなされ、承認されております。

また、11月12日に、町村議会議長全国大会が東京・NHKホールで開催され、大会決議の後、野球評論家、達川光男氏による講演が行われました。

また、11月18日には、秋田県知事と市町村議会議長との行政懇談会が市町村会館で行われ、市議会議長会及び町村議会議長会からの提案・要望事項について話し合いが行われました。

次に、湖東厚生病院運営委員会について報告いたします。

去る10月21日、グリーンロイヤル丸富において運営委員会が開催され、病院の概況、令和6年度経営実績等について報告がありました。

次に、八郎潟地区土地改良事業促進協議会の要望活動について報告いたします。

去る11月12日に、令和8年度国営かんがい排水事業「八郎潟地区」に係る予算確保及び農業農村整備事業の推進について、副村長及び同協議会役員並びに私の代理として工藤勝生活産業委員長が出席し、農林水産省東北農政局に対し要望書を提出してまいりました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について報告があります。

4番、黒瀬友基さん

**【4番：黒瀬友基議員】**

4番、黒瀬友基です。

私より、男鹿地区消防一部事務組合議会の報告をいたします。

令和7年9月30日に、令和7年男鹿地区消防一部事務組合議会第3回臨時会が、議員12名全員出席のもと開催されました。

はじめに、議案第10号「男鹿地区消防一部事務組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」についてを議題とし、議案説明に先立ち管理者より諸般の説明がありました。

部品調達の遅延により、昨年度からの繰越事業であった大潟化学車更新事業について、9月24日に納車され、今後、石油コンビナート等の危険物火災に対応していくとのことでした。また、消防広域化に関しては、令和8年4月の新消防本部運用開始に向け、関係機関と連携しながら準備を進めていく旨の報告がありました。

引き続き、管理者および消防長より、条例改正について説明があり、地方公務員の育児休業等に関する法律および育児休業介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、仕事と生活の両立支援の拡充を図るためとの提案理由及び補足説明がありました。

質疑に入り、条例改正に関連する介護休暇、育児休業等の取得方法、取得状況に関してなどの質問が行われました。

その後、討論はなく採決が行われ、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号「男鹿地区消防一部事務組合火災予防条例の一部を改正する条例について」を議題とし、管理者および消防長より、本年2月26日に発生した大船渡林野火災を受け

て、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高める必要があるためとの提案理由及び補足説明がありました。

説明後に質疑が行われ、火災に関する警報の周知方法や、罰則などに関する質疑が行われました。

その後、討論はなく採決が行われ、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。

以上、令和 7 年男鹿地区消防一部事務組合議会第 3 回臨時会の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について報告があります。

2 番、菅原アキ子さん、

**【2 番：菅原アキ子議員】**

2 番、菅原アキ子です。

八郎湖周辺清掃事務組合議会についてご報告いたします。

八郎湖周辺清掃事務組合では、去る 10 月 23 日から 2 日間の日程で、宮城県仙台市にある松森工場資源化センターの視察を行いました。

この研修には、三村敏子議員と私を含め、男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町選出議員 12 名と監査委員 1 名、職員 2 名の 15 名が参加しました。

今回の視察は、八郎湖周辺クリーンセンターが平成 20 年の運用開始から 17 年を経過する中で、先行地域に選ばれている処理施設の現状を学ぶために行われました。

松森工場では担当者より概要説明を受けた後、質疑応答が行われ、その後、施設内を見学しました。人口 100 万都市の仙台市には 3 つの工場があり、泉区にある松森工場の対象人口は 35 万人くらいで、平成 17 年 8 月から供用を開始している一番新しい施設です。八郎湖周辺クリーンセンターと同じストーカー式で 24 時間連続して焼却処理を行っており、1 炉 200 トンの処理能力がある 3 炉が稼働し、1 日 600 トンが処理されております。八郎湖周辺クリーンセンターは 1 日 60 トンですので、10 倍の処理能力を有しております。

ダイオキシンをなくすために、1100℃の高温で焼却しており、煙突の高さは 100m となっておりますが、さらに有害物質の発生を抑制するために、活性炭で吸着後、ろ過式集塵機で処理しております。

ごみ焼却余熱の積極的な回収と有効利用を図るため、ボイラーで発生した蒸気を電気エネルギーに変え、発生した電力は工場などで利用しており、余剰電力は売電しているということでした。また、余熱を利用して、構内のロードヒーティングや隣接する市民施設に温水を供給しております。処理過程で出る汚水は排水処理設備で処理した後、一部は施設内で再利用されております。建物の断熱性向上や高効率な設備導入による大幅なエネルギー化と、太陽光発電などの再生可能エネルギー導入を組み合わせることで、年間の一次エネルギー消費量の収支を実質ゼロにすることを目標にしているということでした。

松森工場は田んぼの中にあるのですが、排ガス処理技術を導入し、敷地周辺の緑化にも十

分配慮した施設となっております。

人口減少もあると思うけれども、これという要因はない中で、ごみの総量は減少してきているということでした。

現在、令和3年度から令和7年度までの5か年事業として、基幹設備改良事業が行われており、性能回復を図り維持管理していくためにも、さらに15年後くらいに予定しているとのことでした。

以前、八郎湖周辺清掃事務組合議会で、ごみを焼却する際の余熱を利用して施設内の電力や光熱などに有効活用ができるのではないかと質問したことがありましたが、「ごみの総量が少なく、望んではいてもできない」とご答弁をいただいたことがあります。現在、秋田市、潟上市、八郎湖周辺清掃事務組合、由利本荘市のブロック広域化の協議が行われておりますが、広域化によって、松森工場のように発電した電力で施設内の電力を賄い、余剰電力は売電しながら、省エネ化が図られるのではないかと考えております。

最近では環境への関心が高まっております。地域住民の生活環境を守るために最新の公害防止技術を導入し、焼却灰や排ガスの管理など安全対策に万全を期しながら高効率での省エネ化を図り、施設内外への余熱の有効利用や周辺環境と調和を図るなど、今回の視察は、今後のごみ処理の方向性を考える上で参考になるのではと改めて感じました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第4、「議会改革調査特別委員会中間報告について」を議題といたします。

議会改革調査特別委員会より、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。

本件は、申し出のとおり報告を受けることにしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって、議会改革調査特別委員会の中間報告を受けることに決定いたしました。

委員長の発言を許します。

議会改革調査特別委員会委員長、4番、黒瀬友基さん。

**【議会改革調査特別委員長：黒瀬友基】**

4番、黒瀬友基です。

私より議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

議会改革調査特別委員会は、令和6年9月議会で設置され、令和6年11月28日に初回の委員会を開催した後、これまで全16回開催し、議会改革について議論を行ってきました。

当初、第1回から11回までは定数および報酬に関する議論を行いました。

全国および全県の町村議会の状況を把握した上で、議会の役割なども踏まえた議論を行い、定数に関しては現状維持もしくは2名の定数削減、報酬に関しては現状維持という中間取り

まとめを行いました。

その上で、定数および報酬に関する中間報告を7月18日にホームページ上で公開し、村民からの意見を求めるとともに、説明会及び座談会を計3回開催し、合計12名の村民の参加及び意見をいただくことができました。

この議会の定数及び報酬に関しては、今後の議会改革の中で、村民の意見も参考にして引き続き検討を行い、最終的な報告をまとめるとともに必要に応じて条例改正を行う計画です。

また、12回目以降は議会活動の改革として、村民にわかりやすく、また興味を持ってもらい信頼を得られる議会とするべく、広報・広聴、議会、委員会の進め方、会議規則など様々な点において議論を行っています。

その中で、まずは議会広報の内容、一般質問の実施方法、住民との懇談会のあり方など、計19項目を実施することを決め、実施可能な部分から実施することといたしました。

その一環として、10月に発行した議会だよりでは、より村民が読みやすい議会だよりとなるよう紙面構成の変更を行いました。

また、今12月定例会においては、村民が興味関心を持った質問を傍聴、オンラインで視聴してもらえよう一般質問の日程を従来から変更し、議員それぞれの質問の日時を事前にお知らせすることといたしました。併せて議会の配信に関しても、アーカイブとして配信する際に各議員の発言開始時間のリンクを貼るなどの対応をすることで、村民の方に見てもらいやすいようにします。

また、本12月議会より傍聴者アンケートを開始する他、今後はネット中継のアーカイブにおいてもアンケートなども行っていく予定です。

これまで行っていた年1回の村民との懇談会に関しては、引き続き継続するとともに、新たに村内の各団体などとの意見交換を行う小規模な懇談会も年に複数回開催する計画としており、多くの村民の意見を聞くとともに、村民に議会を身近に感じてもらえるよう取り組んでまいります。

また、各常任委員会において所管する事務に関連する調査研究を行い、各常任委員会による本会議での質問を通して政策提言などを行う取り組みも進めてまいります。

今後は、これら議会の改革に必要な会議規則やその他条例などの改正なども行いながら、既に始まった、もしくはこれから始める各種取り組みに関しても継続して実施した結果の検証、見直し、拡充などを進めます。

これにより、村民に関心を持ってもらい、信頼される議会となるよう、また併せて多くの村民に、議会だけに限らず村づくりにも広く関心を持ってもらい、村づくりに積極的に関わってもらえるようになることを願い、引き続き改革を進めてまいります。

以上、議会改革調査特別委員会の中間報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第5、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、令和7年12月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、クマの出没状況について申し上げます。

今年は秋田県内をはじめ、全国的に例年にないほど多くのクマの出没が確認され、人身被害も多数発生しております。村内においては、これまでに15件の出没情報が寄せられております。その後、11月11日を最後に情報はありません。

対応としましては、その都度、防災無線や村公式LINE、広報などを通じて村民の皆様へ注意喚起を行ってきたほか、鳥獣被害対策実施隊員による捕獲檻の設置やパトロール、職員による総中内の巡回などを実施し、被害防止に努めております。

これまで目撃情報のあった3か所で3頭を捕獲・駆除しました。ご協力いただいた実施隊員の皆様には、改めて感謝申し上げます。

今後の対応に向け、捕獲檻を新たに2基追加し、加えてパトロール時の安全確保のため、クマ撃退スプレーを予備費により配備を進めております。

なお、有害鳥獣駆除における実施隊員の活動回数は年々増加しており、捕獲には危険を伴うことから、現在、報酬等の改定について検討しているところであります。

次に、消防の広域化について申し上げます。

消防広域化に関係する5市町村においては、10月から11月にかけて臨時議会が開催され、新組合の設立、現組合の解散、現組合同約の一部改正及び財産処分に関する議案が、それぞれの市町村議会で可決されました。

これを受けまして、11月25日にホテルサンルーラル大潟において「男鹿潟上南秋消防組合設立に関する協議書調印式」が開催され、新組合の設立について正式に合意いたしました。

現在は、秋田県知事に対し新組合設立の許可申請を提出しており、年内には許可を得られる見込みであります。令和8年1月1日の新組合設立、そして4月1日からの運用開始に向けて、今後も関係機関と密接に連携しながら、必要な準備を着実に進めてまいります。

次に、ごみ処理の広域化について申し上げます。

令和7年8月25日付けで由利本荘市から関係各市町村に対し、ごみ処理広域化への参加について依頼があり、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会では、これまで協議会を開催し内容を精査してきたところです。

その結果、由利本荘市が参加しても現行のスケジュールに遅れが生じないこと、並びにごみの量が増えても建設予定地に建設が可能であることを確認したほか、由利本荘市が参加することで、全自治体において建設費等の負担割合軽減が図られることが示されました。このことから、11月20日に開催された協議会において、由利本荘市が参加することを承諾したところです。今後は、構成する8自治体とともにごみ処理の広域化を進めてまいります。

次に、脱炭素事業について申し上げます。

公共施設における太陽光パネル・蓄電池の設置工事につきましては、小・中学校、こども園、ひだまり苑を対象に、10月27日に株式会社オーリスと施工事業者との間で工事請負契約を締結いたしました。年度内の完工を見込んでおり、来年度には変圧器等の受変電設備の設置・接続工事を予定しております。

株式会社オーリスへの増資状況につきましては、10月31日までに村及び2社の増資により、資本金が4,350万円から8,650万円へ増加いたしました。現在さらに5社と増資の調整を進めており、12月末までに9,250万円となる見込みです。加えて、年明け以降に増資を検討する事業者もあることから、最終的に村の出資比率は40%以下となる見通しであります。

太陽光発電及び熱供給事業につきましては、現在、日射量が少なくなり、暖房需要が増える季節を迎えております。そのため、夏期と比べて需要家の電力・熱需要の動向が変化しており、需給バランスを調整しながら電力・熱を安定的に供給しているところです。

引き続き、需要家への安定した電力・熱供給を第一に、併せて燠炭の品質向上にも鋭意取り組んでまいります。

脱炭素事業の広報・啓発につきましては、電力・熱供給を行っているホテルサンルーラル大瀨及びポルダール湯に、太陽光発電と熱の供給量及び二酸化炭素削減量を示すパネルを設置したところであります。今後は他の公共施設にも設置を拡大するとともに、広報活動においても発信方法を工夫してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、NHK受信料の未払いについて申し上げます。

本年2月以降、新聞報道等において、地方公共団体のカーナビ搭載公用車におけるNHK受信料の未払い事案が取り上げられ、村でも同様の事案がないか調査を行いました。その結果、放送受信契約の対象となるカーナビ搭載公用車に未契約のものがあることが判明し、NHKに対し報告のうえ協議を進めてまいりました。協議の結果、未払い分の査定額が確定し、公用車受信料として105万3千円を補正予算に計上いたしました。(金額の訂正あり。19ページ。)

現在は、テレビ受信機能を有するカーナビ6台のうち、機能切断が難しい1台を除きその機能を切断し、今後の受信料が発生しないよう対応してまいります。

次に、デンマーク・サムソ市との協働交流都市協定の締結について申し上げます。

村の将来の発展に資するため、デンマークとの協力・連携の強化に向け、10月21日から26日まで、私と大井議員、村職員2名の計4名でサムソ市及びオーフス市を訪問いたしました。

村では「自然エネルギー100%の村づくり」を進めるにあたり、これまでもサムソ・エネルギー・アカデミーとの間で情報交換や相互交流を行い、事業の推進に活かしてまいりました。今回、自然エネルギー分野にとどまらず、農業・福祉・教育など幅広い分野において、住民交流や行政全般にわたる経験と知識の共有、さらに脱炭素化に係る交流を促進し、持続可能な村づくりに資するため、10月23日にサムソ市との間で協働交流都市協定を締結いたしました。

た。協定締結に加え、サムソ・エネルギー・アカデミーを訪問し、市内の様々な脱炭素事業や農業・教育に関する視察をいたしました。また、オーフス大学日本学科を訪問し、学生の皆さんに大潟村を紹介し意見交換を行うなど、大変有意義な訪問となりました。

今後は、この協働交流都市協定を踏まえ、具体的な交流事業の検討を進めるとともに、引き続き、自然エネルギー100%の村づくりを目指して取り組んでまいります。

次に、新米まつりについて申し上げます。

10月11日に、ホテルサンルーラル大潟と干拓博物館の駐車場を会場として、新米まつりを開催しました。今年は米価の高騰を受け、30キロ入り玄米が昨年より7千円高い1万9千円で販売されました。当日は一時200台近くの車が列を作りましたが、ドライブスルー方式により混乱もなく、1,522袋を販売しました。

博物館前では秋田県立大学竿燈会による竿燈演技が披露され、来場者から大きな歓声と拍手が寄せられました。さらに今年から始めた新米おにぎりの無料配布も好評で、受け取った方々から喜びの声が多く聞かれたほか、協賛事業として「ポルダール潟の湯温泉感謝祭」や「産直センター収穫感謝祭」も同時開催され、多くの来場者で賑わい盛況のうちに終了いたしました。

次に、八郎潟干拓記念駅伝競走大会について申し上げます。

9月15日、ソーラースポーツラインにおいて、一般8チーム、高校3チーム、合計11チームが参加のもと、第57回八郎潟干拓記念駅伝競走大会を開催いたしました。

近年は高校チームの参加数の減少や強豪チームの欠場により、盛り上がりやや欠けるとのご指摘もいただいております。そこで、秋田県陸上競技協会との協議により、新たな取り組みとして「みちのくちびっこ駅伝」を併催いたしました。この大会では小学4年生から6年生を対象に、県内外に募集を行った結果、青森県からの参加もあり、男子14チーム、女子12チーム、計26チームが出場しました。

さらに駅伝のほか、個人の部として1～3年生の低学年の部、4～6年生の高学年の部をそれぞれ男女別に開催しました。当日は天候にも恵まれ、新たな取り組みを加えたことで、200人を超える小学生とその保護者の方々に賑わい、活気のある大会となりました。

次に、市町村交流レガッタについて申し上げます。

9月27日から28日、兵庫県において第34回全国市町村交流レガッタ豊岡大会が開催されました。

本大会には、全国ボート場所在市町村協議会に加盟する25市町村から、選手・関係者合わせて882名が参加し、各種目で熱戦が繰り広げられました。村からは、議会チームと村民女子チームの2チームが出場し、惜しくも決勝進出には至りませんでした。参加市町村間の情報交換や交流を深める貴重な機会となりました。

近年は日本代表チームや企業チームの合宿誘致、中学生ローイングクラブの活動開始など、競技への関心が高まりつつあります。今後も漕艇場を有する村の特性を活かし、ローイング

競技の普及と関係人口創出に努めてまいります。

次に、ジオパーク再認定審査について申し上げます。

11月10日から12日にかけて、男鹿半島・大潟ジオパークの再認定に係る現地調査が実施されました。調査は日本ジオパーク委員会から派遣された2名の調査員により、あらかじめ示された審査項目に基づき、地質・自然・文化遺産の保全と活用の取り組み、持続可能な運営体制などについて審査が行われました。

村内では、大潟草原鳥獣保護区、干拓博物館、東2丁目農家モデル住宅などで調査が実施され、案内ボランティアガイドの方々の協力を得ながら対応いたしました。審査結果は来年1月下旬に通知される予定です。

今回の審査に際し、大潟村案内ボランティアの会の石原会長をはじめ会員の皆様に多大なご協力をいただき、心から感謝申し上げます。

次に、国の登録有形文化財について申し上げます。

本年5月に文化庁へ文化財登録の申請を行ってまいりました大潟村公民館につきまして、11月21日付で文化審議会から文部科学省へ答申がなされた旨、新聞報道がありました。

公民館は、1969年（昭和44年）に開催された秋田農業大博覧会に合わせて建設されたものであり、八郎潟干拓の歴史的景観を形成する貴重な建造物として申請していたものであります。

今回の答申により、令和6年に登録された東2丁目農家モデル住宅、旧入植予定者観覧用農家住宅に続き、2件目の登録有形文化財となる見込みであります。正式な通知は来年3月頃に行われる予定であり、追って村にも正式に通知が届く見込みであります。

次に、台湾・虎尾国民中学の来村について申し上げます。

本年度より、大潟村子ども海外交流事業実行委員会の事業として、台湾・虎尾国民中学との交流が始まりました。その第1弾として、11月12日から13日にかけて、生徒16名を含む総勢21名が来村しました。

初日は、干拓博物館及びこども園、中学校の部活動見学のほか、実行委員会主催による歓迎会を開催いたしました。

2日目には、学校で歓迎セレモニーと授業見学を行い、台湾の生徒が各学年に分かれて授業に参加する授業交流を実施いたしました。さらに2年生の体育授業や給食にも参加し、中学校の日常生活を体験しながら交流を深めました。

大潟中学校の生徒たちは歓迎セレモニーや授業において、英語で話しかけるなど主体的に交流する姿が見られ、全生徒が貴重な体験をすることができました。

今後は、来年1月8日から11日までの日程で、大潟中学校の生徒15名を含む総勢22名が台湾を訪問し、虎尾国民中学との交流を行う予定です。

次に、所得税等の申告相談対応の見直しについて申し上げます。

これまで村では、役場内に申告相談窓口を設け、白色申告は秋田北税務署へ電子送信を行

い、村のシステムが電子対応していない青色申告や消費税は申告書を印刷し秋田北税務署へ送付しておりました。

一方で、国税庁では電子申告の利用拡大を推進しており、秋田北税務署においては秋田市内に設置する合同申告会場に電子申告用の窓口を設け、申告者自らが端末を操作して電子申告できるよう支援を行っております。また、周辺の市町では高度な判断を要する青色申告の受付は行っていない状況です。こうした状況を踏まえ、電子申告のさらなる推進と行政の効率化を図るため、令和7年分の申告相談からは、白色申告の相談受付は引き続き行い、青色申告と消費税の受付は原則行わない方針で検討を進めております。

村としては、村内農家の多くが所属する青色申告会への支援を継続するとともに、引き続き税務署とも連携しながら申告の円滑化と効率化に努めてまいります。見直し後の対応につきましては、広報やチラシなどを通じて周知を図ってまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、令和7年産農作物の作柄等について申し上げます。

はじめに水稻ですが、田植え以降は気温が高めに推移したものの、日照が少なく茎数は不足気味でした。7月に入ってから日照も充分となり、全体の出穂は例年より2～3日程度早まりました。出穂後は雨の日が続いたため圃場がぬかるみやすく、多くの農家において収穫作業が難航したと伺っております。

品質収量については心配された高温障害も少なく、籾数が少なかったものの、千粒重や登熟歩合が良好で、JA大潟村の作況調査では「100」と平年並みの結果となっております。

次に大豆ですが、大雨や干ばつにより生育、収量は平年を下回りました。品質においても収穫期の断続的な雨により収穫作業が遅れ、白カビやしわ粒が目立つなど、平年を下回る見通しとなっております。

次に小麦ですが、播種期の雨で圃場に入れず、播種作業に苦勞した圃場が多くあり、播種適期に間に合わず作付けを断念した方もおられました。さらに播種後も天候不良が続いたため、発芽や初期生育での圃場ごとの差が見られています。

次にタマネギですが、育苗時の大きな病害もなく苗質は良好でしたが、秋の天候不良で圃場準備や定植作業が遅れました。定植後も低温傾向が続いたため初期生育も同様に遅れ、越冬前の生育は前年を下回っております。近年発生が拡大しているべと病対策については、JA大潟村と連携し進めてまいります。

以上、諸般の報告といたします。

#### 【議長：丹野敏彦】

次に、日程第6、議案第72号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」から、日程第8、議案第74号「特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております給与等の改定に係る議案についてご説明申し上げます。

議案第 72 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」については、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額並びに初任給調整手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当を改正するものであります。

給与改定の主な内容は、給料月額を平均 3.37%、期末・勤勉手当の総支給月数を 0.05 月分引き上げるものであります。

議案第 73 号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」及び議案第 74 号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」については、一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び常勤の特別職の職員の期末手当を 0.05 月分引き上げるものであります。

以上、給与等の改定に係る議案についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、総務企画課長より発言を求められておりますので、これを許します。

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

それでは、お渡ししてある資料にもとづきまして、議案第 72 号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」についてご説明をいたします。

本改正条例につきましては 2 条立てとなっております。第 1 条は、令和 7 年 4 月 1 日または 12 月 1 日の適用に係る改正であります。

はじめに 1 点目、第 7 条の 3 の改正につきましては、初任給調整手当を引き上げるものです。この手当は、医療職である医師または医学、歯学に関する専門知識を有する職員が支給の対象となりますが、現在、村においては該当する職員はおりません。

2 点目は、第 14 条の改正についてです。これは宿直手当を引き上げるものです。宿日直勤務 1 回当たりの支給限度額を定めるものですが、村においては該当する勤務実態が現在はありません。

3 点目、4 点目につきましては、令和 7 年 12 月に支給する期末勤勉手当の支給割合を引き上げるものです。定年前再任用以外及び定年前再任用職員の期末勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.025 月、合わせて 0.05 月引き上げるものです。これによりまして、年間の期末勤勉手当支給率は、定年前再任用以外の職員で 4.65 月分となります。

最後、5 点目ですが、別表の給料表の改正についてであります。給料月額の引き上げを令和 7 年 4 月 1 日に遡及適用するもので、平均改定率は 3.37%となっております。

改正条例の第2条につきましては、令和8年4月1日の施行に関わる改正です。期末勤勉手当の支給割合を6月期、12月期で平準化するもので、総支給率4.65月に変更はございません。

以上の点を、秋田県人事委員会の勧告に鑑み、給与条例の一部改正を行うものであります。

続いて、議案第73号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」、議案第74号「特別職の職員で常勤のものの給与および旅費に関する条例の一部を改正する条例案」につきましては、一般職の職員の給与改定に準じ、期末手当の支給割合を0.05月引き上げるもので、年間支給率を3.45月にするものです。

改正条例第1条においては、令和7年12月に支給する期末手当に該当するもので、第2条においては、令和8年からの支給について、一般職と同様、6月期、12月期で、支給割合を平準化する改正となっております。

以上、議案第72号から74号まで、提出資料にもとづいた詳細説明とさせていただきます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出議案の村長説明に対して、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。

4番、黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

4番、黒瀬友基です。

議案第73号「議会の議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、反対の立場で討論いたします。

この条例は別議案として提出されている、秋田県人事委員会勧告を鑑みての職員の給与・手当の改定に準じ、議員の期末手当、いわゆる賞与の改定を行うものです。

まず、昨今の物価や民間給与、最低賃金の上昇などもあることから、本議会に提出されている職員の給与および期末手当など、また村長、副村長、教育長など、常勤の特別職の期末手当に関しての改定は反対するものではありません。

ただし、議員に関しては常勤ではなく、また現在の報酬を考えると議員報酬のみで生計を立てる性質のものではなく、実際、農業など他の仕事との兼業で議員活動を行っている状況があります。従って本報酬および期末手当だけが議員の生活給となっているものではないことから、物価や民間企業の給与の変動などをもとにした人事院勧告に沿った改定に馴染む性質のものではないと考えます。

また、大潟村議会基本条例において、議員報酬の条例改正案は法律第74条第1項の規定による村民の直接請求があった場合を除き、改正理由の説明を付して必ず議員が提案するものとするされています。期末手当に関しては、狭義には議員の報酬ではありませんが、広い意味では議員の報酬に含まれるものと考えられると思っています。

大潟村議会基本条例は、特別委員会を経て、平成23年3月に議員提案で制定されたものであり、議員提案で制定されたという経緯を踏まえれば、基本条例を改正しない以上は、議員としてその趣旨に沿った行動をとるべきと考えます。従ってこの点においても、秋田県人事委員会勧告に準じて、半ば自動的に変動させるべきではないと考えます。

以上の点から、職員、常勤特別職などと同様に、秋田県人事委員会勧告に準ずる形での今回の議員の期末手当の改正に関する議案第73号の条例案に反対いたします。

**【議長：丹野敏彦】**

次に賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

ほかに討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は挙手で行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

議案第72号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号「特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第75号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」から、日程第31、議案第97号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

それでは、提出しております議案について、順次ご説明申し上げます。

議案第 75 号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」については、乳児等通園支援事業いわゆる「こども誰でも通園制度」の実施に関し、所用の規定を整備するもので、実施時期を令和 8 年 4 月 1 日とするものです。

議案第 76 号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」については、関係法令に基づき、個人番号を利用することができる事務について、所用の規定を整備するものです。

議案第 77 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」については、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、選挙運動の公費負担額に関し、所用の規定を整備するものです。

議案第 78 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」については、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の取扱いに関し、所用の規定を整備するものです。

議案第 79 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」については、仕事と生活の両立支援の拡充に対応する人事院規則等の改正に伴い、一般職の国家公務員に準じ、仕事と生活の両立支援のため、所用の規定を整備するものです。

議案第 80 号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」については、児童福祉法等の一部改正等に伴い、職員による虐待に関する通報義務等に関し、所用の規定を整備するものです。

次に、指定管理者の指定についての議案を順次申し上げます。

なお、以下の指定管理の候補者は、村が定める基準を満たした上で、村の活性化、雇用の安定、村内事業者の育成、これまでの実績などを総合的に判断し、審査会を経て候補者として選定したものです。

議案第 81 号「大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について」は、

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、

南秋田郡大潟村字北 1 丁目 3 番地

社会福祉法人大潟村社会福祉協議会 会長 椎川信一

を指定するものです。

次に、議案第 82 号「大潟村村民センターの指定管理者の指定について」は、

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、

南秋田郡大潟村字中央 1 番地 17

大潟村シルバー人材センター 理事長 佐藤榮一

を指定するものです。

次に、議案第 83 号「大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について」、議案第 84 号「産直センター潟の店の指定管理者の指定について」、議案第 85 号「大潟村ふるさと交流施

設の指定管理者の指定について」、議案第 86 号「大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について」、及び、議案第 87 号「大潟村多目的運動広場・多目的グラウンドの指定管理者の指定について」の各議案は、

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、  
南秋田郡大潟村字北 1 丁目 3 番地  
株式会社ルーラル大潟 代表取締役常務 大内治子

をそれぞれの指定管理者として指定するものです。

次に、議案第 88 号「大潟村診療所の指定管理者の指定について」は、

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、  
潟上市昭和久保字街道下 92 番地 1  
社会医療法人正和会 理事長 小玉雅直

を指定するものです。

次に、議案第 89 号「大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」、議案第 90 号「大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、及び、議案第 91 号「大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について」の各議案は、

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで、  
潟上市天王字棒沼台 247 番地 4  
社会福祉法人正和会 理事長 小玉有紀

をそれぞれの指定管理者として指定するものです。

次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、総務企画課及び税務会計課関係では、財産管理費において、公用車の NHK 受信料の支払いに係る経費として 81 万 6 千円を、OA 管理費において、制度変更等に伴うシステム改修費用として秋田県町村電算システム共同事業組合負担金に 195 万 9 千円を計上しております。

生活環境課関係では塵芥処理費において、ごみ処理広域化にあたり環境省の交付金を活用するため、8 自治体による循環型社会形成推進地域計画の策定に係る負担金 18 万円を、公共下水道費においては、村民体育館の増改築に係る下水道本管移設設計費用として、公共下水道事業会計への出資金 198 万円を、常備消防費においては、男鹿地区消防一部事務組合負担金として、消防広域化初期費用を含む 355 万 7 千円を計上しております。

福祉保健課関係では、戸籍住民基本台帳費において、システム保守業務の増額により 42 万 4 千円を、児童福祉総務費においては、子育て世帯支援事業の対象世帯数の増により 16 万 1 千円を、保健センター費においては、公用車の NHK 受信料として 23 万 5 千円を計上するとともに、債務負担行為として人間ドック・脳ドック業務委託料 280 万円を定めるものです。

農業委員会及び産業振興課関係では、農業委員会費において、農業委員の農地利用最適化

活動の実績に伴う報酬として84万6千円を、農業振興費においては、夢ある園芸産地創造事業費補助金208万2千円、農業支援サービスサポート事業費補助金384万2千円を、災害復旧費において、県営農業用施設災害復旧事業費負担金として410万2千円を計上しております。

また、観光費においては、交流宿泊等誘致推進事業の実績増が見込まれるため58万円を、温泉保養センター費においては、冷温水発生機交換工事費として4,290万円を計上するとともに、同事業を翌年度への繰り越し事業として定めるものです。

さらに債務負担行為として、令和8年度の菜の花まつり実行委員会補助金を、400万円として定めるものです。

そのほか、一般的事項として給料表及び期末・勤勉手当等の改正、並びに令和7年4月の定期人事異動に伴う人件費の増減額分を計上しており、これにより、補正総額は6,874万8千円となり、補正後の予算現額は55億1,047万7千円となっております。

なお、補正の財源は、国、県支出金、繰越金及び村債に求めたところであります。

次に、特別会計及び企業会計の補正予算案の主な内容について順次申し上げます。

議案第93号「令和7年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、一般管理費において、人件費130万7千円増額しております。

議案第94号「令和7年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」については、療養費等の増加が見込まれるため49万2千円を増額しております。

議案第95号「令和7年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」については、介護予防・生活支援サービス事業費等の増加が見込まれるため131万円増額しております。

議案第96号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」については、収益的支出において、人件費を38万円増額するものです。

議案第97号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」については、収益的支出において、人件費に52万8千円を、資本的収支においては、村民体育館の増改築に係る下水道本管移設の設計費用198万円をそれぞれ増額するものです。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、その他関係書類に記載しておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

**【議長：丹野敏彦】**

先ほどの村政報告並びにただいまの提出議案の説明に対する質疑は、明日、4日を予定しておりますので、よろしくお願ひします。

次に、日程第32「男鹿潟上南秋消防組合議員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名したいと思います、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。

男鹿潟上南秋消防組合議員に、

4番、黒瀬友基さん

6番、菅原史夫さん

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました黒瀬友基さん、菅原史夫さんを当選人と決定することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、ただいま指名いたしました黒瀬友基さん、菅原史夫さんが、男鹿潟上南秋消防組合議員に当選されました。

ただいま当選されました黒瀬友基さん、菅原史夫さんに、会議規則第33条第2項の規定により、男鹿潟上南秋消防組合議員当選の告知をいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

(午前11時18分)

(午後1時30分)

再開いたします。休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

ここで、先ほどの村長説明に関して、村長より発言を求められておりますので、これを許します。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

先ほど村政報告の中で、6ページの公用車に関する報告で105万3千円と申し上げましたが誤りがありまして、105万1千円でありますので、どうか訂正をお願いいたします。

また、クマによる報告に関して、11日以来、通報がないという発言をしましたが、本日10時半に、ホテル北側の菜の花畑でクマらしきものを見たという通報がありました。その後、役場職員が周辺を見回りましたが、その折はそうしたものは発見できておりませんが、一応、防災行政無線でも村民にお知らせしたところでありますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、日程第33、一般質問を行います。

会議規則第67条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

2番、菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

2番、菅原アキ子です。私から2点のことについて質問させていただきたいと思いますが、はじめに、仕事と家庭生活が両立できる「働きやすさ」や「働きがい」のある環境づくりの取り組みについて伺いたします。

職員は、村の優秀な頭脳だと思っております。村民のために、村を良くしたいという熱意を持って仕事に励んでおられる姿には、本当に頭の下がる思いです。職務を頑張っていただくだけではなく、村全体を見ながら課題を見極めることも、とても大事なことではないかと思ひますし、期待もしております。そのためには、職員がやりがいを持って仕事ができるような環境づくりを進めていくことがとても大切です。

それぞれの方が担っている仕事量や、今進められている働き方改革にも関係してくると思ひますが、ここ数年、職員の離職が多くなっているように感じております。それぞれの方たちの思いがあり、当然、尊重してあげなければいけないことですが、職員の離職は村にとっても痛手であると思ひますし、職員が働きやすさや働きがいを感じられる環境づくりが、さらに必要なのではないかと思ひております。

大瀧村は、職員数が多い自治体と比べて少ないので、多様な業務を精一杯担っている現状ではないかと思ひます。その中で、職員が自らの能力を發揮できるように、働き方改革を進めているものと理解しておりますが、それでも、まだ就学前の小さなお子さんを育てている方や、家庭で高齢の方を介護されている方などには、遅くまでの時間外勤務には配慮してあげるとか、そういう温かさも必要なことではないかと思ひます。

これからどうしようかなと悩んでいる方に、もう少し仕事を頑張ってみようかなと、気持ちを引き止めていただけるような環境づくりにぜひ努めていただきたいのですが、村長のお考えはいかがでしょうか。

また現在、村では、以前の部署に在籍されていた方たちによるサポート業務が行われております。通常の業務と兼務されている方たちには、負担感が増しているのではと懸念しております。緊急措置として行われている状況であることは理解しておりますが、今後も十分に想定されることでもあります。

通常の職員採用は4月からですが、前倒して、今年の10月から正職員として採用された方もおられます。明らかに職員数の見直しに迫られている状況ではないかと思ひます。

今、検討を進めている「第5次大瀧村行財政改革大綱」の中で、必要となる定員数が示されるものと思ひておりますが、どのようにお考えでしょうか。

ICT化の流れの中で、システムが導入されることで、業務が軽減されるはずと思ひていたけれども、現実には、むしろ複雑化しており対応が大変であるという声や、業務を担当1人で担うのではなく、サポートしてもらえるようにしてほしいという職員の切実な声も聞こえます。

働きやすさと働きがいのある魅力ある職場づくりを、さらにどのように進めていくのか、村長のお考えを伺いたいと思いますが、参考までに、県はどのように取り組んでおられるのか、お話を伺ってみました。

県でも、令和4年から7年度までの行政改革の中で、働きやすさや働きがいを感じられる取り組みを進めており、すでに環境が整えられているテレワークやフレックスタイム制よりも、とりわけ職員に好評なのは時差出勤で、7年度は40%弱の方が利用されているということでした。通常は8時30分からの勤務ですが、7時から11時まで、15分ごとに希望する出勤時間が可能となっており、7時からですと3時45分までとなります。子どもを保育園へ送ったりお迎えに行ったりとか、車で通勤している方は混雑を避けられるなどの良さがあり、異動したばかりですと遠慮があつてなかなか言い出せないと思うけれども、タイミングを見て、これからますます増えていくと思うとお話ししてくださいました。

また、キャリア選択型人事制度や、管理職への昇任の意思を申告できる制度を開設した他、自身の知識や経験を発揮して担当外業務に従事できる制度を導入し、意欲や成長を後押ししているということでした。

育児休業や各種休暇の取得、時間外勤務の縮減などは、村でもすでに行われていると承知しておりますが、男性の育児休業取得率が前年よりも上昇するなど、働きやすさや働きがいを感じている県職員の割合は、今年度の目標値としていた75%をすでに達成しており、伸びているということでした。

内閣府人事局は、「令和4年度働き方改革職員アンケート」で、国家公務員の退職理由のトップが「長時間労働の常態化」と発表しております。国家公務員に限らず、どこの自治体でも同じような課題を抱えているのではと認識しております。

大阪府寝屋川市でも職員の長時間労働が課題で、中には月100時間を超える職員もいました。そこで残業を減らす仕組みづくりに着手し、業務効率化のために導入したのが完全フレックスタイム制です。1か月の総時間が決まっていて、1日ごとの勤務時間を自分で調整できます。例えば、繁忙期で数時間、8時から20時まで勤務し、繁忙期が過ぎたら、1日の業務時間を短くして、9時から15時までという働き方もあります。時間の割り振り次第で、週休3日という働き方もできます。

また、キャリアアップのためや、家族のために、もっと働きたい人には、希望残業制度もあります。職員の働きたい気持ちに応えつつ、繁忙期の部署にとっては力強いサポートになっています。令和6年3月時点での完全フレックスタイム制を活用した職員は93%までに上昇しており、家庭の時間も持てる寝屋川市の職員になりたいと採用試験の応募者数も増えているそうです。

職員が元気なら、自治体も元気になります。職員が笑顔で過ごせる職場なら、窓口に行った村民にも笑顔は伝わります。自治体の事情はそれぞれ異なると思いますが、働きやすさや働きがいのある環境を、さらにどのように進めていくのか、村長のお考えを伺いたいと思い

ます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

2番、菅原アキ子議員のご質問にお答えします。

まず、職員の時間外勤務については、管理職員による事前命令および事後確認により行うものであり、原則月 45 時間、年間 360 時間とする上限を定めて、運用しているところです。

育児や介護を行う職員については、職員の柔軟な働き方を支援するため、育児や介護を行う職員の請求に応じ深夜勤務や時間外勤務を抑制する制度を設けております。この他にも、早出遅出勤務や各種休暇休業制度を設け、育児や介護をしながら働き続けられる環境を整備しております。

管理職員には、日頃より、所属職員からの相談を受けやすい雰囲気醸成に努めるとともに、職員 1 人ひとりが、家庭状況等に応じた働き方を選択し、働き続けることができる環境を整えるよう、引き続き徹底を図ってまいります。

育児休業制度の普及等により、育児休業や長期休暇取得者が増加したことで、他の所属職員や業務経験者を中心としたサポート職員の業務負担が増加しております。業務負担が増加する職員への支援については、組織全体の慢性的な人員不足が課題となり、十分な対応を行うことが難しく、各職員の能力へ依存する状況が見られております。

働きやすい職場環境の実現には第一に、家庭状況や健康状態に応じて休業等を必要とする職員がより一層制度を活用しやすい環境を整えること、第二に、職員が休業した後も他の職員がサポートすることができる組織としての弾力性を確保しておくことが必要と考えております。

検討を進めている第 5 次大潟村行財政改革大綱において、喫緊の状況を踏まえて、今後必要となる職員数を定員管理計画として示していく予定です。また本計画に合わせて、3 月定例会へ職員定数条例の改正案を上程することを検討しております。

また、ご質問にありますように、他自治体においては、様々な勤務体系、あるいはキャリア形成に関する制度を導入し、職員が働きやすい環境づくりをされております。

村の場合、職員規模や窓口等での対人業務の比重等を勘案し、ご質問にある制度についてはテレワークを除き導入しておりませんが、毎年度、異動希望調書により、職員から職務に関しての意見や受講を希望する研修、配慮を求める事項等について聴取を行い、人事異動等へ活用しているところです。

引き続き、職員が働きやすい環境を整備するとともに、持続可能な組織運営と行政サービスの安定供給に努めてまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

働き続けられる環境を整備しているということと、あとやはりそういう人手不足といえますか、そういう中で、能力ある方といえば語弊がありますがけれども、そういう方の依存度が高いというふうに理解しました。現在も職員の定数は足りていないと認識しております。

子どもが生まれる予定の職員の把握や、男性職員の育児休業取得などで、これから職員の定数見直しが検討されていくと思いますが、必要な職員は何名くらい増やす予定でいらっしゃるでしょうか。今、3月議会ของときに上程するというふうな感じでおっしゃっていましたがけれども、このような今の緊急事態的なことが起こらないようにきちんとお示ししていただければと思います。そしてまた、現在休職されている方の業務は、誰がどのように引き継いでいっているのでしょうか。管理職も含めた課内で、ある程度仕事を行っているというふうに推測されるわけですがけれども、自分が担っている仕事量だけでも精一杯なのに、例えばお休みしている方の業務も抱えているのだとしたら、その負担はあまりにも大き過ぎるのではと懸念されます。

長くなればなるほど、そういう業務負担がたつらくなり、離職という言葉が脳裏に浮かぶ要因になるかもしれません。大切な人材である職員が離職に繋がらないように、早々に手立てを講じなければならぬと思います。新年度を待たずとも、すぐにでも配慮してあげる必要があるのではと思うのですがいかがでしょうか。

現状で十分だと認識されておるのか、先ほどの村長のご答弁ではそういうふうには受けておりませんが、自分からなかなか、ちょっと今の仕事量が大変だというふうにおっしゃる職員はなかなかいないと思うのです。そういうことを周りの人が気づいて配慮してあげるとか、そういう取り組みというのは、新年度に限らず、今からでももう早々にお願いできるのではないかと、してほしいです。

そのことについて、村長からもう一度ご答弁をお願いできますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず今、職員定数としては63であります。実職員数としては今61名で、ただ、育児休業や様々な要因で休んでいる職員がありまして、実際に働いて、今現在職場に常時いる職員が55名という状況でありまして、特に育児休業も男性も取得するようになりまして、それはそれで良いことだと思っておりますが、まずそういう状況も村の職員でも普通に取れるような環境になってきたということで、そういったことや、病欠とか、病気で休まれる方も少し増えたりしている状況がありまして、現在そのような状況です。

そしてそうした休んでいる職員の業務については、基本的には課内で対応することにしてはいますが、それでも間に合わない場合は他課から経験者が応援するという形で対応しております。その場合も全ての業務というよりは、やはり分担しながら、応援の職員のあまり過度な負担にならないようにということも考慮して進めているところです。

いずれこのような状況でありますので、今後も育児休暇等を取得したり、または高齢者の介護等での休暇を取得したりと、そういったことも増えると思いますし、取っていただきたいと思いますので、そのためにも現在の職員定数 63 を 70 名にしたいと、実職員数を 66 名程度にしていきたいなと思って、今度の職員定数の改正に示していきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

3月議会で示されるとは思うのですが、今の定数を70名くらいにして、実質まず4名くらいの不足でも66名くらいで働いていただければ何とかできるのではないかというふうに理解しました。

66名の中には、例えば今言われた病気とか、あるいは何かの理由で休職せざるを得ないという方を引いた人数の66名ということなのではないでしょうか。先ほど質問した育児休業ですね。もちろん男性の方たちがそういうふうに家庭を顧みて、そういうふうに働きやすい環境ということは、大変結構なことだと私も思っています。ただその方が抜けた場合のね、今までその方が抱えていた仕事、それは課の中で、皆さんで分担しながらというふうにおっしゃっていただきましたけれども、もちろんそういうことでやっていかれるのでしょうかけれども、先ほど最初に私が質問した、子どもがまだ小さくて、どうしても2人で育てて、そして仕事も持ちながらというのはやはり大変なことだと思いますし、そういう中で、課内で回していくということではあるのでしょうかけれども、特に超過勤務の残業のときですね、やはり大変だろうということ、ちょっとこう優先的に、あまり残業をやらしてもらわないような配慮というのは絶対必要ではないかと思うのです。ただ、課の中で仕事量を分担しながらということはもちろんそうだと思いますけれども、特にそういう負担とかつらさとか、本当にもう大変なのでということで、本人からその課の人にこう言っていくというのはなかなか難しい、言いづらいということは、私は女性として考えられることです。

そういうことを男性職員とか課の皆さんが配慮して、そういう大事な人材である職員の離職に繋がらないようなことを、もう新年度を待たずにね、何とかお願いできないかということ、私、強く要望してみたいと思います。

今12月ですので、3月までまだ4か月あります。その間、その方がもし、課内で担当して

いても、その人が担う分量、仕事量が多ければ多いほど、やはり離職ということが頭をかすめるのではないかと。そういうことは決してあってはいけないと思いますし、やはり職場でそういうことは常に、村長が特にそういうことは強く要望して、離職に繋がらないような手立ては、今からでももう遅すぎるくらいと私は思っていますので、ぜひお願いしたいと思います。

そして、寝屋川市のような働きやすい環境というのは、やはり大湊村みたいな小さな自治体は難しいかもしれませんが、職員の多くが働きやすさと働きがいを実感し、大湊村職員でよかった、大湊村職員になりたいと、採用試験に多くの方が応募されるような環境を作っていくために、村長が一番大切に考えているというのはどんなことでしょうか。

村長の思いが職員の胸に届くように願っておりますが、今一度お聞かせいただけますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず職員の先ほど話しました実職員数としては66人ということで、それくらいの職員がいると、その中でまず休んだりしても大体業務が一定程度は、まず休んだり、または他への出向であったり、キャリア形成のための県へ出向したり、以前、国へも出向したりとありましたが、そうしたこともまた再度やっていきたいと思っています。

そういう意味で66人ということで、また今休職や、例えば産休で休んだり、また育児休業で休んだりというのは期間が明確であるので、この期間、まずみんなでカバーしましょうということで今取り組んでいるところでありまして、ですので今の段階ではなかなか他の大きな自治体のような形はちょっと取りづらいのかなと。まして窓口業務が多くて、それぞれが担う必要があるので、そうすると役場を開けた時間に、そうした窓口を担当する人がいないということは行政サービスの低下に繋がるので、なかなか難しい面があるかと思っています。

また、そういう状況ではあるのですが、やはり職員が大湊村役場で働いてよかったと退職するときに思える。また働いていてやはり充実感があったり、何かしら楽しみがあったりそうしたことが非常に大事だと思っていますので、常にそういう思いに応える、または、やはりいろいろな研修を通じながらも、自分が成長しているという実感を持てることも大事だと思っていますので、そういう機会をしっかりと掲示する、そうしたことにも引き続きしっかりと取り組んでいきたいと思っています。

その上で、やはり現在の業務状況を見ると、定数を増やして、ある程度余裕を持った体制でしっかりと、過度な負担がかからないような状況もつくっていききたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

次の質問に入る前に、今の村長のご答弁ですね。最後に退職されるときに良かったと思えるようなその状況をつくっていきたいという言葉聞いて、本当にそういうふう職員の方が思ってもらえるような取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。

次に、介護支援ボランティア制度を活用すべきではないかということで質問させていただきます。

高齢化が進み、人手不足の時代が続く中、本人や住民相互の力を引き出して、介護予防や日常生活支援を進めていくことはとても重要なことだと思っております。

特に団塊の世代が全員75歳以上を迎えている今年は、医療費や介護関連費が増加し、社会保障制度に大きな影響を与えることが懸念されております。

特例もありますが、特養施設への新規入所が原則として要介護3以上に限定されたこともあり、施設に入れず、家族がお世話をしているご家庭も少なくありません。介護人材不足も深刻さを増してきております。

介護離職をしないで働きながら介護を続けることができる介護者支援は、みんなで考えていかなければならない大切な問題です。

介護保険法に規定する介護予防事業として、高齢者が介護支援のボランティアを行った場合、ポイントを付与し、実績に応じて介護保険料の負担が軽減される仕組みをつくり、それを活用し、市民に喜ばれている自治体があります。

秋田市や全国の先進地の自治体では、社会福祉協議会に委託して行われております。

秋田市介護支援ボランティア制度は、市内にお住まいの65歳以上のうち、要介護認定を受けていない方で、ボランティア活動ができる健康で体力のある方が介護保険施設等でボランティア活動をして集めたスタンプをポイントに変えると、1年間で最大5,000円の交付金が受けられるものです。

この制度は、介護給付費の増加と介護保険料が高騰している傾向にあることが背景となっており、今後、介護保険料の負担をどのようにするのか、社会保障審議会の議論も始まりました。

村の要介護認定率が11月13日時点で16.4%と県内一低く、介護保険料も基準額が4,600円と、県内一低い金額となっていることは承知しておりますが、介護保険の保険者は村です。この制度をどのように活用するのかを決めることができる大きな権限を持っております。それを上手に活かすべきではないかと思っております。

介護支援ボランティア制度は、介護予防にも繋がりますし、元気な高齢者が増えることで、介護を必要とする人が少なくなり、介護保険料の抑制にも繋がります。これからの村づくり

にもとても大切であり、ぜひ取り組むべきではないかと思えます。

多くの方がいろいろな団体に所属し、ボランティア活動で地域に貢献されておりますが、年齢を重ねるごとに会員数も減少してきております。

対象施設が限られることもあり、今活動していることにポイントが付与することもなかなか難しいことかもしれませんが、ポイントが還元されることは一層の励みにもなると思えます。何よりも活動の機会が増えることは、地域が元気になり、健康寿命を延ばすことにもなります。健康寿命を延ばし、社会参加を促すという観点からも、社会福祉協議会と相談しながら、高齢者のいろいろな活動を支えていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。村長のお考えを伺いたいと思えます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の質問にお答えします。

初めに、介護支援ボランティア制度についてですが、県内で現在行っている秋田市を例にしますと、要介護認定を受けていない65歳以上の方が介護保険施設等の各受け入れ機関でボランティア活動をしてポイントを集めると、現金等を交換できるという事業です。

大潟村では、認知症カフェボランティアを始めとして、ひだまり苑などでボランティア活動をしていただいておりますが、現場ではボランティアが不足しているという声はなく、今の段階では十分足りているという認識であります。

また、村では「元気！はつらつ教室」、認知機能低下防止のための「脳いきいき教室」、地域の高齢者等が身近なところで気軽に集まることができる交流の場である「地域交流サロン」、年齢を重ねても自立し、自分らしい生活をするようにするための体のセルフケアを学ぶ「65歳～74歳の教室」、男性対象の介護予防教室を開催し、介護予防活動の普及啓発や、要支援要介護状態になることを防止しております。

このような介護予防事業の成果として、認定率、保険料は県内で最も低い部類に入るため、介護支援ボランティア制度が今すぐ必要であるとは考えておりません。

しかし、人口減少によるボランティア不足が想定されることから、今後の仕組みづくりのための調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

東京都稲城市では、介護保険制度が始まった当初から、高齢化率はまだ11.5%と全国平均よりも低い状態でした。今の太田村もよりも低い状況でした。

でも当初から介護保険制度をまちづくりにどう活用するかを考え、人口構造や市の特色を把握しながら、高齢者が介護支援ボランティアを行った場合、介護保険料の負担が軽減される仕組みを18年前につくり、現在に至っております。

10年前に国が行った「平成28年度介護保険事務調査」では、当時、全国で356市町村が実施しており、広がりを見せております。もちろん、都会との違いはありますが、今のボランティアの状況に甘んじることなく、活動状況を見ながら取り組んでいただきたいのですが、いかがでしょうか。また在宅高齢者の方へのごみ出しなども、ちょっとした支援になると思うのですが、そういう場合はどのように考えられるでしょうか。

今、村長はボランティア活動をする人の不足が生じていないのもう少し調査検討を行うというご答弁でした。前から、今の大湊村よりも少ない認定率11.5%と低い状況にありながらこの保険制度を上手に活用して市民に還元しているという、そういう自治体が全国にあるわけですので、今そのボランティアをする人口が足りているからということにはならないと思います。

何しろ保険者は村ですので、そういうことを、これから先ほど村長もおっしゃったように、人口減少が続いていくということはもう皆さん想定しているわけですので、このボランティアを行っている人たちも次第に少なくなっていくということは、もう目に見えているわけです。ですので、その介護ボランティア制度というのは、ボランティア1人ひとりの介護予防である、自分の介護予防であるという気持ちで、何とか取り組みを進めていきたいということなのですけれども、もう一度お聞かせいただけますでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

再質にお答えします。

まず全国でもいろいろな自治体がこうしたボランティアを生かす取り組みをしているということで、その必要性というのは、また有用性というのは十分理解できるところですが、実際に事業を進めるにあたっては、先ほど議員もおっしゃったように、社会福祉協議会に委託する形をとることになります。現状、社会福祉協議会が様々な事業をやっている、なかなかいろいろ新しいことにすぐ取り組める状況でないということもご理解いただきたいと思います。

それで先ほど話をさせていただいたように、社会福祉協議会とともに調査研究をして、今後どういう形で進めていくのか。今現在そのボランティア団体連絡協議会というものがありまして、そこには、300名以上の方が実際登録して、様々なボランティアの、高齢者向け以外にもですが、そうした活動の実態もあります。そうしたところとの連携も含めて、このようにポイントを付与しながら、より多くの方がボランティアに参加し貢献してもらって、またそれが少し還元されて自分に返ってくる、そういう仕組みづくりというのは必要かと自分も思

いますので、今すぐというよりは、社会福祉協議会やボランティア団体とともに少し調査研究をした上で、制度のあり方を考えていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

**【2番：菅原アキ子議員】**

もちろん担うところはきっと社会福祉協議会になると思いますので、その事業量の多さということもやはり、もちろん理解できますし、ボランティア団体、あるいは社会福祉協議会とこれから調査研究を行っていくということなのですが、いつからそれは取りかかろうとなさっているのでしょうか。先ほど私も言いましたように、これはただポイントで還元するということではなくて、自身がそういう活動を行うことによって、健康づくり、長生きできる1つの活動に繋がっていくということを十分に認識できると思うのですよね。ですので、1年後、2年後ではなくて、人口減少が続いてきている中で、こういう保険制度を上手に活用して村民の意識を高めていくことはすごく大事なことなので、大体いつ頃からそういう取り組みを始めようと考えているのでしょうか。そこを1点だけお聞きできればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず調査研究は次年度から、社会福祉協議会等とともに進めていきたいと思っています。その上で、1年くらいそうした調査研究をして、実際、事業運営はもう1年後というようなことをおおよそ目安としながら進められればと思いますので、どうかよろしく願いします。

以上です。

**【2番：菅原アキ子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

村長はじめ、関係各局の皆様におかれましては、日々の村政運営にご尽力を賜り、心より敬意を表したいと存じます。

本日、私からは、村が出資する第三セクター株式会社オーリスの今後の見通し、村行政の関わり方についてと村の観光連携戦略の2点についてご質問させていただきます。

まず1点目、株式会社オーリスに山積する案件についてお尋ねいたします。

ご承知のとおり、本年9月の定例会において、オーリスへの増資議案が上程されました。

当時、私は村民の大切な資金を投じる以上、将来的な事業見通しや採算性リスク対応策などの説明が十分ではないとの判断から、慎重な立場をとり、反対をいたしました。

しかし、その後、10月に臨時議会が召集され、村当局から、今この時期に増資を決定できなければ、秋田銀行からの融資が停止され、事業の継続に重大な支障を来すとの説明がございました。さらに、他の株主からも追加出資の意向が示され、地域全体で本事業を支える体制が整いつつあることが確認できました。

臨時議会時点では依然として将来計画の詳細が明らかとは言い難い部分もありましたが、村としてのエネルギー政策の中核を担う事業であり、今ここで資金の流れを止めることは結果的に村の将来ビジョンを後退させかねないと判断いたしました。

従って私は、村の持続可能な発展に向けた投資と位置付け、増資計画に賛成をいたしました。

一方で、村民の皆様からは、「今後の見通しがわからない。」「何のための増資なのか。」との声も少なくなく、議員としても説明責任を果たす必要があると感じております。

その意味でも、本日の質問は、村民と行政、議会が同じ方向を向いて進むための確認の場でもあると位置づけておりますことをご承知おきください。

そこで、①です。オーリスの現状と今後の経営見通しについてご質問させていただきます。

今回の増資により、オーリスの資本金、自己資金比率はどの程度改善されたのでしょうか。また、増資後の資金はどのような用途、例えば運転資金、設備投資、債務返済等に充てられるのか。村としてどのように把握しているのかをお示しください。

さらに、今後3年間の事業計画、特に収益見通しや採算性について村としてどのように確認されているのか、現時点で把握している範囲をお伺いいたします。

②です。村の支援・監督体制の強化についてであります。

9月議会以降、当局からの説明が十分でなかったという指摘が多く寄せられました。

今回の経緯を教訓として、村とオーリスの間で情報共有やガバナンスをどのように改善するお考えであるのか。具体的には、定期的な経営報告会の開催、村民、議会への情報公開の強化、村職員のオーリスへの更なる派遣や経営参画の仕組みづくり、といった観点で、今後の取り組み方針をお示しください。

③です。

オーリスは、村の掲げる2030年までに電力100%自然エネルギー化、2050年には全てのエネルギーを自然由来へという長期目標の中心的な担い手であります。

そこでお伺いいたします。

村として、オーリスの事業をどのような位置づけで支援していかれるのでしょうか。また、将来的に、オーリス単体の経営安定化だけでなく、エネルギー自立村として、村全体の経済

循環を生み出すために、どのような計画性を描かれているのか、村長のお考えをお伺いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松雪議員の質問にお答えします。

はじめに、株式会社オーリスの現状と今後の経営見通しについてですが、10月27日付けで、ひだまり苑、小中学校、こども園への太陽光パネル蓄電池設置工事の契約を締結したところです。この工事は3施設にパネルおよび蓄電池を設置するもので、年度内に完了が見込まれます。変圧器等を含む受変電設備への接続工事につきましては、来年度の契約にて実施予定としており、完成、電力供給開始は来年度となる見込みです。

増資の状況につきましては、10月31日までの間、村および2社の増資により、オーリスの資本金が4350万円から8650万円に増加しております。現在、さらに5社と増資の調整中であり、12月末までに資本金は9250万円となる見込みです。増資を検討していた。残り2社のうち1社については、年明けに増資に向けて調整を行うことであり、もう1社については、経営上の事情により増資を行えなくなったとのこと。最終的には村の出資比率は40%以下となる見込みです。

各社の持ち株数については、各社それぞれのご判断によるものですので回答を控えさせていただきます。なお、村の持分を減らす形での各社への増資依頼については、村外企業への増資要請も行う予定としています。

自己資本比率については、正確な総資産額が決算時に確定されるため、おおよそになりますが5%程度になる見込みです。

資本金の用途としましては、施設設備の維持管理に係る消耗品や光熱水費、新たな設備導入に係る各種委託料や工事費用等に充てられる予定です。

今後の経営見通しについては、10月の臨時議会の際の全員協議会にお示した状況から変わりありませんが、需要家への安定した熱供給と併せ、くん炭の品質向上により収益を上げることが喫緊の最重要事項と考えております。

また、村としてはより一層の事業推進を図るため、これまで行ってきた村内事業者への補助と同様に、株式会社オーリスが国庫補助事業により導入した設備等に対する固定資産税相当額の補助を検討しているところです。

2点目の株式会社オーリスに対する村の支援・監督体制についてですが、オーリスへの増資議案の審議におきましては、各議員よりいただきました様々なご意見を踏まえ、第三セクターへの関与に関して、関係する条例や指針の案を年度内に策定し、3月議会にてご審議いただきたいと思いますと考えております。

村内の第三セクターは、地域が必要とする住民サービスの提供や事業を展開しており、地

域活性化や観光振興等において有効な事業実施手法であり、村においては重要な役割を担っていると認識しております。出資法人に対する村の関わり方の議論を踏まえ、第三セクターへの村の関わり方について、条例や指針等を定め、議会をはじめ、住民の皆様幅広く情報を公開してまいります。

また、人的関与については、第三セクターの事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査し、整理することが必要であると考えております。

こうした考え方を基本に、条例及び指針の策定を進めてまいります。なお、条例の制定に当たっては、議員の皆様とも意見交換しながら策定していきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

3点目の自然エネルギー100%の村づくりにおける株式会社オーリスの事業の位置づけですが、村では長期的な二酸化炭素の削減目標を設定しており、この目標を達成するために必要な事業推進の受託者がオーリスであります。すなわち公共施設等にエネルギー供給設備を設置し、需要家にエネルギーを供給するPPA事業実施者であります。

村からオーリスへの委託については、太陽光発電や熱供給事業のみではなく、村全体の脱炭素事業推進を担う位置づけとなっております。オーリスが実施している事業は性質上、村内インフラの整備と自然エネルギーの安定供給を担うものであり、今後10年、20年と長期にわたり村内の自然エネルギー事業と脱炭素化の中核を担っていただけるものと期待しているところです。

また、将来的な村のエネルギー策としては、現在実施しているバイオマスボイラーや太陽光発電の事業拡大の他、稲わらのメタン発酵事業等により、自然由来の再生可能エネルギーの利活用を拡大していきたいと考えております。

自然エネルギー100%の村づくりの実現には、村民並びに村内事業者の理解と協力が必要不可欠と考えます。先月、ポルダール大湯の湯並びにホテルサンルーラル大湯に、太陽光発電と熱の供給量および二酸化炭素削減量を利用者にご覧いただけるよう、啓発パネルを設置したところです。今後、各施設の設置が完了した公共施設においても、啓発パネルを設置するとともに、広報も工夫してまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

ただいま村長の方から、資本金も増えて、順調とまではいかないかもしれないのですが、そういうはっきりした言葉であるとかそういうものを本当はお聞きしたかったわけがございます。

村民の皆様からも本当に軌道に乗ってやっていけるのか、どの事業で収益を出すのかとい

うことを一番聞かれるのですね。それが発電事業であるのか、先ほど言われたことによると、くん炭が一番であるのかと思うのですけれども、その熱供給事業の方でそのような啓発パネルができて、村の各重要な場所に展示されるということは大変いいことだとは思いますが、この優先順位をまずはっきりしていただきたいと思うことと、あと情報公開、村民の皆様への情報公開等、報告体制について、何年に何回はやりたいとか、1年のうちに何回やりたいであるとか、何々のときに報告したいということをはっきり言っていただければありがたいなと思います。

その時点での経営上の課題とか改善に向けた取り組みがあれば、そのときにまたお話等も議会とも村民の方々ともやっていかれると思いますので、その点についてはいかがお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松雪議員の再質にお答えします。

まず事業の優先順位ということですが、既に事業を終えたというか設置したところがありますが、まだ全部完了していない状況でして、太陽光発電が今、小学校とか3施設で工事が始まりました。設計しているところもありまして、まだ設計もしてないところもあります。一応順番としては決めていますので、その順番に従って今後は太陽光発電の工事をまず優先して、当初計画を目指して進めていくということでもありますのでどうかよろしくお願い致します。

また、今度、条例、指針などを策定しますと、ルールが年に1回議会に報告しているように、決算が終わった後、議会に、決算と次年度の計画ですが、それを説明することになります。まず、公式に年に1回そうした全体像をお示しするとともに、村は村でそうしたいろいろな事業が、今、村で展開されますので、そうした状況を知らせるために各施設に、先ほど言ったように発電量と熱の需要量というか使った量を示す、そうしたパネルを設置して、月ごとになります。そうした各太陽光パネルを設置したり、または熱も使っている場所には両方そういうものを設置していけば今月はどれぐらい発電してどれだけ使ったということが、さらにどれだけ脱炭素に貢献したかということがわかるようにすることにしています。

またそれとは別に村の広報等でも工夫しながらわかりやすく伝えたいと思いますし、オーリスはオーリスで、まだ自社としてそうした広報活動を、まだ今事業を進める段階でなかなかそちらまで手が回っていませんが、オーリス自身としても広報を出してもらいたいと思っております。

そうしたことにより、しっかり住民にお知らせしたいと思いますし、また各公共施設もある程度また事業が進んできたときには、見学会なども開催して説明する機会を、今までもこうやってきたのですが、またそういった現場で説明する機会も設けられればと思っております。

す。

なお、今、村外からも様々な団体が見学に来ています。今度、4団体連絡協議会も見学しますし、婦人会も見られたりとかいろいろあるのですが、各村内団体で希望される団体の方々ぜひ見に来ていただければ、いつでも説明しますので、ぜひそういう形で気兼ねなく視察に来ていただければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

ただいま広報等で周知を図りたいというお話がございました。

婦人会でもいろいろ見に来てもらいたいということですが、こちらから行きたいという、なかなか言ってもそこはハードルが高いような気も私はします。

ですので、そこら辺のうまい仕組みづくりを考えていただければありがたいかなと思います。また、村民からその不安の声が上がる前に、いろいろな状況をもっと逐一報告する場があってもいいのではないかと思います。

臨時議会が終わってからもう2か月、3か月経ちますので、その間、何が起きているのか、そういうことも含めてきちんとした説明をしてくださなければ、いつまでたってもこの村民皆様のオーリスに対する不安というのは払拭されないと思うのですね。そこをよろしく願いいたします。

また自然エネルギー100%の構想がその中核を担う村の組織でございますので、そのような、例えばオーリスを核とした地域エネルギー協議会のようなそういう仕組みをつくるような形を設けてみてはどうかとちょっと考えてみました。

村民と事業者それから行政、議会が一体化して進捗を共有する場を設けてみてはいかがかなと思ったのですがそれについてはどのようにお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松雪議員の再々質にお答えします。

村で自然エネルギー100%の村づくり計画を策定するにあたって、以前からそうした協議会の場を持って議論して、計画を策定し、そして今事業を実施しているという状況で、実際事業に移った段階で、その協議会の方が開催したりしていないような状況です。

議員おっしゃったように、再度、そうした場を設けながら、ぜひ今、村だけではなくて、稲わらの民間企業もそうした活動をしていますし、村内には既に先行して事業を進めている潟共エネルギーもありますので、そうしたところと連携しながら、また村民も入る形でやられ

ばなど改めて思いました。

ぜひみんなで大潟村の脱炭素を進めながらも、地域経済にも貢献できるような、また農業にも関連するような形で進めていければと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いいたします。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

質問の前に一言、私が今回の増資に賛成した理由は、やはり村の将来を支える基盤事業を今ここで止めてはならないという危機感に基づくものでありました。一方で村民に説明できるだけの透明性と確かな経営計画が伴わなければ、同じ議論を何回も繰り返すことになりかねません。

村政とオーリスが一体となって、見える化であるとか、参加型であるとか、持続可能性の3点を意識した経営体制を築いていくことを強く要望いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

では2点目の質問に入ります。

村の観光連携戦略についてお伺いいたします。

私は孫の世話でマイル修行僧並みに飛行機を利用しております。現在、秋田空港からは往路復路5便ずつの運航となっておりますが、いかんせん満席のことが多くキャンセル待ちでの搭乗に冷や汗をかくこともしばしばでございます。また主に利用する立体駐車場は満車になることが多く、立体料金を払って屋上に駐車することも多くなってまいりました。

そこで、今まで飛行時間にばかり気を取られ、さほど利用することのなかった大館能代空港を利用したところ、これがことのほか素晴らしく、利点づくめだということに気がつきました。

まずは、2空港までの距離と走行時間の比較でございます。

村から秋田空港へは、五城目八郎潟インターチェンジから秋田空港インターチェンジ、これは秋田自動車道経由 70.6km、総所要時間 1 時間 5 分程度でございます。

大館能代空港へは国道 7 号経由 58km、走行時間は約 51 分程度となっております。現在工事中ではあるものの、日本海沿岸東北自動車道の整備が進んでおり、今後開通後は村から八竜インターチェンジ、大館能代空港インターチェンジを通過すると秋田空港到着よりおそらく今以上に走行時間を短縮されるものと思われま。

また秋田空港までの料金換算では、先に挙げた ETC 高速料金が普通車平日 1,420 円、大館能代空港までは現在無料でございます。駐車料金も秋田空港は有料なのに対し、大館能代空港は無料であります。

そのことを踏まえ、ご質問いたします。

大館能代空港には、2階レストラン脇に木材を利用したモニュメントがございます。その

中には、何度見ても大潟村は存在いたしませんでした。1階のパンフレットスタンドにも、残念ながら村のパンフレットの展示はございませんでした。

関係者の方に問い合わせしましたところ、大館能代空港には空港の利用促進を担う大館能代空港利用促進協議会があり、この団体は大館能代空港の維持、利用促進を図るため、空港圏域の自治体や経済団体、空港関係者などの連携で運営されており、現在58の団体で構成されているとのことでございます。この団体には既に青森や岩手の市町村も加入しており、村近隣の男鹿市、井川町も近年参入したとのこと、他に三種町、五城目町等も加入済みであります。

この団体に加入することで、村の観光連携戦略の強化が図られ、地域独自の強みを生かした持続可能な観光や村ブランドを磨き上げる機会が得られると考えるのですが、いまだこの団体に未加入である理由をお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松雪議員の質問にお答えします。

大館能代空港利用促進協議会は、昭和62年に県北空港建設期成同盟会として設立され、空港建設費を経て平成9年に現在の名称となり、空港の利用促進および需要拡大を図ることを目的に活動している団体です。旅行会社や地域住民を対象とした助成事業の他、空港ターミナルビルの一部スペースを活用して観光パンフレット等を配架し、情報発信を行っているとのこと。

ご指摘の通り、協議会には青森県、岩手県、自治体に加え、近隣の男鹿市、井川町、三種町、五城目町などが加入しており、現在58団体で構成されております。

村が未加入であった理由につきましては、協議会の設置設立経緯もあり、これまで加入を検討する機会がなかったことが大きな要因であります。

近年、観光分野においては、単独の自治体だけでなく、広域連携による周遊促進や地域ブランドの強化がより求められており、大館能代空港は県北地域の重要な玄関口として、広域的な観光連携の可能性を有しているものと認識しております。

村ではこれまで主に秋田空港を活用した情報発信や誘客の取り組みを進めてきたところですが、引き続き空港を核とした周遊の可能性や、村の魅力発信の機会について幅広く検討してまいります。その上で協議会への参画のあり方につきましても、得られる効果や役割を見極めながら適切に判断してまいりたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

設立経緯であるとか広域連携であるとかいろいろと事情もおありだったかと思うのですが、まず村には他市町村と競合できる歴史背景がございます。また広大な田園風景や桜と菜の花ロードなど自然景観が豊かでございます。またボート、水上スキー大会など、他と差別できるスポーツ競技も多くありまして、ルーラルや温泉などの利用向上にも役立つことで、経営力の強化にも繋がると考えますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松雪議員の再質にお答えします。

まず村では、様々な観光に関する事業やスポーツ関連の大きな事業なども行っています。そうした中、場合によれば、参加者、村に来る方が大館能代空港を利用してきたという話は度々伺っていたところでありまして、やはりその方の利便性によって、大館能代空港も利用する方がいたということでもあります。既にいるということでもありますので、そうしたことから、今後も大館能代空港を含めた広い形で利用をしながら大潟村に来るルートというものが大事だと思っていますので、先ほども、協議会の参加については少しこちらも調べたり、どういったことが必要かということもあると思いますので、そうした役割も含めて見極めながら、検討していきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

大潟村の魅力である歴史であるとか農業、それから自然とか地理、こういうものを、良さを生かしたパンフレット作りや SNS での更なる発信で、大館能代空港との連携強化が深まることを願っております。大館能代空港は道の駅でもございますので、もっと多くの方に利用していただきながら空の旅もまた楽しんでいただけるような状況になれば幸いです。

再度お伺いしたいのですが、この団体に加入される意思が現在のところあると思っております。いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松雪議員の再々質にお答えしますが、先ほどもお話をさせていただいたように、秋田にある空港、もう既に大館能代空港も利用したり秋田空港も利用して大潟村に来るといった方はいますので、そういう意味ではもう既に活用されている状況かと思っております。

ただ村のパンフレットに大館能代空港を載せて、村に来るまでの時間とかそういう部分が充実していたかという、ちょっと自分も心配になるところがありまして。いま実際にその協議会に入るのにどういう条件が必要かとか負担金がどうかそういったことが全くまだわからない状況ですので、そういったものもちゃんと見極めながら、決して入ることはやぶさかではありませんが、しっかり調査した上で検討したいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

**【8番：松雪照美議員】**

大館能代空港にパンフレットが並ぶことを楽しみにしております。

以上です。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、暫時休憩いたします。

(午後2時48分)

(午後3時00分)

**【議長：丹野敏彦】**

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

6番、菅原史夫さん

**【6番：菅原史夫議員】**

6番、菅原史夫です。

私から2点、質問させていただきますのでよろしくお願い致します。

まず1点目、米価高騰による畑作振興への影響と、今後の大潟村農業の方向性についてということで、昨年より米価が高騰し、本年度産も高止まりしていて社会問題にもなっています。生産者として見れば長年の低米価で苦しんできたので、将来を見通せる米価は、喜ばしい反面、異常に急騰した米価により、米離れ、需要の縮小が懸念されています。

とはいえ本村でも、今年度産はやはり高米価を反映して、畑作および加工米取組面積は減少し、主食米への取り組みが大幅に増えました。この現象は当然のことです。来年度作付けにおいても、麦大豆の大幅な減少が懸念されます。米に過度に頼らず、複合経営を振興してきた村の今後の方向性はどうか考えているのでしょうか。

また、一般的には物の値段は需要と供給のバランスで決まります。需要が多ければ価格が上がり、供給が多ければ価格は下がる。米も同様で、継続的な営農のためには、自発的な生産の調整は必要であると考えます。そのためには米以外の作物が米と同等か、それ以上のメリットがなければ、とても取り組めません。米が安定した営農を継続できる価格にするためにも、米以外の作物の大幅な振興策が必要であるが、これは予算的に自治体単独レベルでできる話ではありません。

国は令和9年度から水田政策を大幅に転換すると言っています。農業を基幹産業としてい

る大潟村のトップとして、このような現状の課題とあるべき姿を、様々なパイプを使い国に申し入れ、生産者が希望を持って営農できる環境整備を目指すというトップの強い決意が必要であると考えます。

村長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

6番、菅原議員の質問にお答えします。

村の今後の方向性については、これまでどおり米を主軸としながらも、戦略作物や高収益作物との複合経営によるリスク分散を推進していく考えであります。

ご指摘のとおり、継続的な営農のため米価を維持していくには需給のバランスが重要であり、今後も農家の皆さま自身が自発的な生産の調整を行えるよう、生産の目安を示してまいります。

また、農業振興施策としては、環境と調和したスマート農業の推進、地域農業と関連産業の新たな価値の創出、持続可能な社会の実現を目指す、グリーンアグリバレーおおがた構想を掲げるとともに、次世代の担い手の確保と育成、多様な経営体を支援する、魅力ある地域農業を構築してまいります。

昨今の米価を巡る問題に関しては、現状では高すぎるものの、ようやく再生産可能な価格になったと認識しております。しかしながら、戦略作物等の畑作物においては、再生産可能な価格まで追いついておりません。農業者が選択肢を持てるよう、米においても、畑作物においても、適正な価格の維持が重要であります。

食料安全保障の観点では、良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを手に入れることを基本理念としております。安全安心な国産農産物による食糧自給率の向上を図るとともに、生産者と消費者の双方が納得できるような施策が求められます。

令和9年度からの国の新たな農業政策は、まだ具体的に示されていませんが、是非とも農業に希望を持てる施策への転換を要望してまいります。また、自治体単独では解決できない課題に対して、国・県への要望活動を今後も継続し、持続可能な力強い農業を推進してまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

まず、これだけ米価がこういうふうに変動して、村もその辺はどうなるのかなというふう

に不安に思っている方もいらっしゃるかもしれませんが、今までどおり戦略作物も含めて、米を主軸とするのは当然だと思います。それをリスク分散、並びに、できれば付加価値の高い高収益作物の取り組みも合わせて拡大していけるような支援をできればというふうに考えております。

そこは村長の方針が今までと大きく変わらないということは確認できて、それはそれで1つ良かったのですが、先ほども申し上げたとおり、この農業への補助というのはやはり莫大な金額がかかりまして、先ほども言ったように、単独のこの小さい自治体ではどうしようもないことなのです。ですから、やはり国を動かすというかですね、そういうような気概を持って、やはり国の方に要望活動をしていただきたいというふうに思います。

なぜこれだけ言うかということ、先般、まだ最初の段階ですけれども、カンントリーレーバーター公社で意向調査を毎回やっているのですが、来年度の作付意向調査というものをやっています、それによりますと、大豆については6年、7年が、大体面積で350から360ヘクタール。それが来年度計画を生産者に出してもらったところ、約100ヘクタール減っているのです。麦についても同じ、160ヘクタールから170前後、6年、7年ですけれども、8年度の計画は、もう100ヘクタールを切っている、94~95ヘクタールと、これもまた、もうちょっと先に第2回目の意向調査をやる予定らしいので、そこで精度が出てくると思うのですが、いずれにしろ、こういうふうに今の社会情勢、この米の状況から考えるとこういうふうになっていくと。畑作はやはり一度やめたら、じゃあ来年、再来年、やめたらなかなか取り組めない、気持ちの上で。やっている本人が言うのですから間違いはないですが、そういうようなものなので、やはり少しでも継続してもらうためにも、その辺の支援というのを、やはり国、県も含めて、強く要望していただきたいと。

具体的に要望活動というのはどのように考えているのかも聞かせたいと思います。

あと、先ほど村長から食料自給率の話も出たのですが、大豆については、皆さんご存知のとおり、全需要からすると7%、食用だけ考えれば26%。小麦の自給率は15%と、これ自体も本当は危機感を持っていかなければいけないのですが、その辺は国の方もなかなか動かない部分があると思うので、やはりそういうものも含めて、現場の、今、国がやろうとしていることに対する課題、それは現場しかわかりませんから、その現場の長としてね、やはりここは強く要望をしていっていただきたい。もちろんこの村の予算の中でできる範囲でやるのも当然なのですが、やはりその大元となるところに対する要望活動についても、強くやっていっていただきたいというふうに思います。

具体的に、いつ頃どういうふうな形でやっていくかというのを、村長の方で今の段階で考えていることをお知らせ願えればありがたいと思います。

特に、先ほどお話ししたように、9年度から農政が大きく変わりますので、ということはいまもうやっているのですよ、国の方で。もうある程度出来上がってからは、なかなかその中に修正かけることは難しいので、今からやはり現場の声というのを、確実に相手の方に知らせ

めないといけないと思います。

そういう中で、今回、副村長も農水の方のいろいろな繋がりも持ってらっしゃると思いますので、村長、副村長で、いろいろなチャンネルを使ってね、要望、あと現場の課題、その辺を強く活動していただきたいというふうに思います。

そこについてご答弁いただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再質にお答えします。

まず、米価高騰は高騰としながらも、やはり今まで畑作、特に戦略作物の麦・大豆については、今の農家の手取り自体が再生産可能な手取りにはなっていないのではないかと思っております。そうしたことからやはり継続して取り組んでいけるような施策を求めるということで、秋田県町村会の中でも農業の要望の中にそうした項目を入れているところです。また県との意見交換の場でもそうしたことを話しながら、国への働きかけということの話をしております。また村は、村単独で国営事業の要望に行きながら、そうした話もしているところです。今の段階では来年5月か6月ぐらいに、国としての具体的な方針を示すということをお伺っております。さらに今、国会議員との意見交換の場も町村会を中心に、秋田県選出の国会議員ですが、そうした場をもって意見交換をしていて、議員を通じた形でも国へのそうした活動の働きかけをしているところです。秋田県選出の国会議員も、参議院、衆議院ともに農業関係のそうした会議に出て、重要なポジションにもついていますので、ぜひ我々のそうした活動を通じながら、しっかり伝えることは伝えていきたいと思っております。

いずれ、今の状況ではやはり水田を有効に使いながらいろいろな要素で、例えば天候であったり、災害、地震であったり、様々な時にしっかり食料が供給できる体制をつくっていくこの食料安全保障というのは非常に大事だと思っておりますし、国の方もそういう視点で、今回新しい農業基本法を策定したとしております。それを具体的に推進していくためには、先ほど来話をしているように、特に麦・大豆、今、自給率は非常に低い、そうしたものを安定して作っていける環境で、なおかつ水田をそうした畑作を含めた形で多目的に利用しながら、何かあったときには稲も作れるという状況を維持していくということが非常に大事だと思っておりますので、今述べたようなことを引き続き、しっかり国または国会議員にも話をしながら、活動をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

まず村長の方の今のお話をそのまま国の方にぶつけていただきたいというのと、あと追加でね、端的に言うと、米より収入がなければやらないのですよ、簡単に言うと。だからそこをね、特に強調していただきたいと。やはり米はもうかなり省力化、機械化、作業のシステム化、全てにおいてもう完成されて、あと今スマート農業とかありますけれど、ほぼ完成された体系になっていますけれど、畑作はそうではないのですよね。だからみんな、やはり水田というか、稲作の方にとりかかりやすいということでやっていくのですけれど、それで、米より安くてそれで畑作をやるかという、それだけ苦勞してやらないですよ。だから、やはりそのメリットというものを大きく出さないと、国が進めている需要に合った、要するに、増産する時は増産、減産するときは減産とか言っていますけれど、そういうようなフレキシブルなやつというのはなかなかできないということを、やはり強調していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

それについて、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

菅原議員の再々質にお答えします。

まず今までは米の価格も安かったということもあり、畑作と同等または場合によれば畑作の方が農家の収益としては多かった状況でした。ただこのように米価が上がった中ではその差がもう確然と開いている状況で、しかもこの間、ずっと畑作についても値上げがされていないので、作物の価格としても、ですから今の物価上昇に全然追いついていない状況だと思っています。そういうことから、やはり再生産可能な状況ではないと、畑作が。ですから、やはり再生産可能な状況をしっかりつくっていかない限り、議員がおっしゃるように畑作に取り組む農家は現れてこないと自分も思いますので、その点についてはしっかり、強く、要望していきたいと思しますので、どうかよろしくをお願いします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

次の質問に移ります。

こども誰でも通園制度実施についてということで、この制度は全ての子どもたちの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するために創設された制度で、令和8年4月、来年4月ですね、本格実施されます。0歳から3歳未満の未就園児が対象で、保護者の就労に関係なく月の一定時間、一時預かりできることになっています。

この条例等については先ほど上程されたのですが、

①実施に向けてのスケジュールはどのようなものか。

②現状の職員体制で対応できるのか。

③利用者の利用者への告知はどのようにするのか。

ということをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

菅原史夫議員の質問にお答えします。

菅原議員がおっしゃるとおり、大潟村でも令和8年4月から、乳児等通園支援事業、通称「こども誰でも通園制度」を開始する予定です。この制度は、保護者の就労に関係なく、すべての家庭の子どもが月10時間を上限として、保育サービスを利用できるようにするもので、子育て家庭の支援を強化し、子どもの健やかな成長を支えることを目的としております。大潟村としても、4月の開始に向けて準備を進めているところでございます。

それでは、ご質問の内容に沿って、順にお答えさせていただきます。

1つめの、こども誰でも通園制度の実施スケジュールについて申し上げます。

まず、12月の議会において関係条例の制定をお願いし、1月からは広報紙や村が提供する母子健康手帳アプリ「ボシモ」を活用して制度の周知を開始する予定です。2月からは利用者登録を開始する予定です。併せて、制度運用に必要なシステムの準備や、予算要求などをする予定でおります。

2つめの、現状の職員体制で対応できるかについて申し上げます。

制度の実施にあたっては、制度を利用して通園する児童の保育に加え、システムの登録作業や利用料の徴収、記録作成、保護者対応など、事務量も増え、現在の体制だけでは対応が難しいため、保育資格を持った会計年度任用職員1名を募集したいと考えております。

3つめの本制度の告知につきましては、まず、対象となる子どものいる家庭に直接文書を配布いたします。また、広報紙や村のホームページ、ボシモアプリなどのデジタル媒体も活用し、幅広く情報を提供し、保護者の皆さまに制度の内容を確実にお伝えし、理解を深めてもらえるよう努めてまいります。

こども誰でも通園制度が、村民の皆さまにとって安心して利用できる制度となるよう、引き続き万全の準備を進めてまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

はい、わかりました。

今村は、私の認識している限りでは待機児童はなし、少子化によって人口減少です、一時保育はあります、さくらんぼクラブは未就園児と保護者の預かりではないですけれどもそういうふうにと、子育て支援に関してはかなり、それなりにいい形で事業としてはやっていますけれども、それと今回のこども誰でも通園制度を切り分けていくのですか。どういうふうに運用していくのか、そこをちょっとお聞かせ願いたい。一緒に同じ空間で、一時預かりする子を一緒に保育していくのか、それとも別にするのか。そういうようなことも当然出てくると思うのですけれども。

こども家庭庁の今回のこども誰でも通園制度の Q&A の方でちょっと気になるものがあって、一時預かり事業で、保育所と一体的に事業を実施している施設において、一時預かり事業の専任職員が1名の場合、その職員が乳児等通園支援、今回のこども誰でも通園制度ですね、その専任職員も兼ねることはできないとなっているのですけれども、要はもうそれ専属の先生になるということで、要はその扱いも全部別々になるのかということをお聞かせ願いたいということが1点と、あと、量的な見込み、要は、0歳児から3歳未満のお子さんのうち、未就園児で、これを利用する対象者というのはどのぐらいを考えているのか。これから案内をするという話ですけれども、まず対象者はどのぐらいいるのかということをお聞かせ願いたいと思います。そこをお願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

運用の仕方と対象者についてのご質問だったかと思います。

1点目の方の運用についてですが、現在のところ、体制として、1日3名まで。利用する方は月10時間までというような中で、枠があります。その中で保育の仕方ということではありますが、こども誰でも通園制度では午前中だけの預かりとしていますので、一緒にできるところは一緒に、現在のこども園での保育となりますし、できない場合は、そのところ単独でというふうな形になるかと思います。

もう1点、専属の職員であるかどうかということですが、先ほどの中にありました、保育資格を持った会計年度職員1人を専属として、こども誰でも通園制度に対応できるような職員とすることとしています。なお、この職員は子どもの保育、並びにその保護者への相談等の対応などもするという形になるかと思います。

2つ目の対象者ということですが、0歳から2歳、歳でいえば2歳までということになりますので、村では全てで考えると30名程度ですが、その中でこども園に入園していない児童となりますので、実数としてみれば、すみません、私今手元で把握していないので、現段階での実数は後でご報告したいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

いずれにしろ、これも全国一斉にということになっているらしいので、ある意味やらざるを得ないのですけれど、多分使う側としてみれば使いやすい感じにはなる、いろいろな要件がないのでね、入所要件がないので、ある意味、使いやすいとは思いますが、この10時間という上限は、やってみてからでもいいと思うのですが、超えた場合はどのようにするのか。これから、来年4月からやるのですけれど、10時間までは国の補助が出ると思うのですよ。そこから先は、やるのは勝手ですがお宅の費用でやってくださいよという形になると思うのですが、もしこれが好評というか、ある程度使えるようになれば、これはこれで1つの事業として村でもやってはどうなのかなというふうには思ったりするのですが、そういうような検討を今後、この状況を見てだと思えるのですけれど、やっていく意思はありますかということをお聞かせください。

いずれにしろ、この事業については、先ほども申し上げたとおり、村でも認定こども園とか一時預かりさくらんぼクラブ、いろいろやっていますので、それにプラス今回のこども誰でも通園制度というので、メニューが増えることはいいことだと思いますので、それが利用者にとって非常にメリットになるような制度設計をしていただければと思っていますので、よろしくお願いします。

いずれにしろ、先ほどの件について答弁いただければと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

菅原議員の再々質問にお答えします。

先ほど10時間を超えた場合ということでありましたが、現在のシステム上で10時間がリミットになりますので、来年度運用に関しては10時間を超えることはおそらくできないというか、システムで申し込むので、その利用者が10時間を超えて申し込むことはおそらくシステム上でできないようになるかと思えます。

後半、菅原議員がお話したとおり、現在、村ではとりあえずスタートとしては10時間を限度としました。この状況をまず来年度以降見まして、先ほど議員がおっしゃるように、10時間超えた分は国の補助はなく、村の持ち出しできる場合はやって構わないというようなことの制度なので、それは利用状況と、それから現場の方を見まして考えていきたいと思えます。

最後に菅原議員がおっしゃったように、やはり利用する保護者が非常に使い勝手がいいというような制度設計には、この後、変更していくというのはやぶさかではありませんので、考えていきたいと思えます。

以上です。

**【6番：菅原史夫議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、10番、大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

10番、大井圭吾です。

私から2点質問させていただきたいと思います。

まず村内の空き家状況と有効な利活用ということで質問したいと思います。

空き家問題というのはどこの自治体でも抱えていて、人口減少と空き家問題については比例して大きくなっていく課題であると思いますが、やりようによっては有効な物的資源にもなり得ると思います。

そこで、村の取り組みについて、いくつか伺いたいと思います。

まず1つめが、村のホームページにアクセスすると、大瀧村空き家バンクのサイトを見ることができます。事業実施要綱によると、平成28年4月から施行されているようですが、これまでの掲載物件数と成約した実績は何件あったのか、教えていただきたいと思います。

2つめは、空き家バンクという事業は、私の把握だと不動産会社が仲介手数料を通常取ることを自治体が仲介を無料で行うことだと理解しているのですが、その他にも何か村では特別なことに取り組んでいるのでしょうか。

3つめは、現在、村には何件の空き家、空き家というのは人が住んでいない家ということなのですが、があると村の方では把握しているのか。また元々住宅地で建物が撤去されて更地になっている土地は、何か所あると把握しているのでしょうか。

4つめの質問は、土地や家屋の所有者が不明で連絡がつかないとか、もしくは固定資産税をほぼ徴収することができない、そういう物件は村の中にはあるのでしょうか。

5つめは、今後も空き家が増えていく傾向にあると推測されますが、村としては何か特別な対策を考えておられるのでしょうか。

5つ質問がありますが、この5つの質問を踏まえてこの場で私の考えというか、村と考えていることと類似する点もあるかと思いますが、少し話したいと思いますが、建物や土地の物件はあくまでも個人の所有になるので、村が主体になって勝手にどうこうできるものではないのは重々承知していますが、例えば村が空き家を借り上げてシェアハウスとして運営し、個人や県立大学の学生の住居に貸し出すとか、また1、2週間程度、村にショートステイするといった体験型で村に来る方の住居として貸し出すことなども考えられないでしょうか。村営の賃貸物件も村ではあると思いますが、選択肢が多い方が利用者の幅も増えると考えられます。

また、賃貸やショートステイに対応するためのそういうことはリフォームにお金がかかりますので、そういう部分を一部助成することが空き家の対応に悩んでいる非住居者の方にポ

ジティブな積極的な方向で活用に向けて後押しできることが期待できると思いますが、いかがでしょうか。交流人口や関係人口を増やすためにも空き家を上手に利活用できる方向性を探るべきだと考えております。村の考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の質問にお答えします。

1点目の空き家バンクの実績についてですが、これまでの掲載物件数は、現在掲載中のもも含めて2件となっています。現在掲載していない1件については、村の空き家バンク制度を通しての成約ではありませんでしたが、別のルートから成約となったため、取り下げたものとなっています。

2点目の空き家バンク制度は、村内の空き家を「売りたい」、「貸したい」ことを希望している所有者から、空き家バンクへの登録申し込みを受けて、登録された物件をホームページ上に掲載し、利用希望者へ情報提供する制度です。制度の趣旨としては、自治体内の空き家をまとめて確認できるプラットフォーム的な役割を求められていますが、村の現状としては、ほとんど登録がない状況です。空き家バンクに登録するためには、間取りや家の状態などを詳しく記載しなければならないため、個人で準備するには掲載のハードルが高いことが影響しています。また、村内には不動産を扱っている事業者がおらず、不動産事業者との連携がとれない点も、掲載が増えない理由となっていると思われます。

現在、村として独自に把握している空き家の数は空き地を含めて19件となっています。各自治会や住民からの情報提供などによるものとなっており、一斉調査などは実施したことはありません。

現在のところ、土地や家屋の所有者が分からないものや連絡がつかない人はおらず、固定資産税が未納となっている物件もありません。

最後に、今後の対応策について、最後の質問と併せてお答えします。

大井議員が提案しているシェアハウスについては、検討を進めているところです。由利本荘市にも秋田県立大学のキャンパスがあり、学生向けのシェアハウス兼移住体験住宅を整備しており、先日、担当職員が視察を行ったところです。移住体験住宅の整備についても検討しているところであり、よい形で実現できればと考えているところです。リフォームに対する補助に関しては、既存の補助制度と併せて検討してまいります。

選択肢が多い方がいいというのは間違いありませんが、選択肢を増やすためには、一定の費用と事務負担が掛かるため、効果が十分に期待できるか、いずれも施設・環境の整備が必要であり、潜在的需要も含めこういった空き家活用による事業効果を検討したうえで事業を進めてまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

由利本荘市の方の取り組みとか、シェアハウスの方を少し検討されていることで、大変私もいいなと思います。

それで実際、村の空き家バンクに登録された方が2件しかいないというのは、いろいろな面でハードルが高いと説明されておりますが、やはり2件しかいないというのはちょっと少ないのではないかなというふうに、平成28年度からやられていることですからと思うのですが、村にある空き家・空き地合わせて19件ということなのですが、全ての方とは連絡つくということになってはいますが、その方々は今後住む予定があるかとか、どういうふうに活用されるかという部分で、調査とかそういう部分はされているのでしょうか。それでまたその調査の結果、もう住むつもりがないとかそういう場合は、村でこういう空き家バンクとか、シェアハウスとか考えているのですが、そういうことに参加しませんかとかそういう働きかけ、そういう部分はされないのかとか、そういうことを聞きたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の再質にお答えします。

村の、現在把握している空き家や空き地について、所有者へそうした調査というような形では行ったことが今段階ではありません。

また、住んでいないようであっても時々来られているような物件もあるようでして、それぞれが所有者との連絡はついている状況で、固定資産税の未納もないわけですので、議員のおっしゃるような調査というのも今後進めながら、活用についてということは必要なのかなともちょっと感じたところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

実際、今1件しか登録されてないという感じになっていきますので、今後、シェアハウスとかそういう部分で考えられているということですけど、それに使える物件が今1件、その物件が使えるわけでも、決まっているわけでもないのですけれど、実際は今の時点ではないということで、物件がないのにシェアハウスを考えてもしょうがないですし、そこら辺は村で積極的に村の姿勢というか、多分今住んでない人も今後どうしようか、壊すのにもお金が

かかるとかいろいろ悩む部分が多いと思いますし、なくすのもちょっとなどか悩んでいる部分もあるのですが、村としてはこういう補助制度があって、そういう部分で1回貸せるというのは、まだ売るといよりは貸すと考えた方がやりやすいと、所有者もそうではないかなと思いますので、そういう方向で積極的にやっていただきたいと思うのです。ちょっと質問が重なるようなのですが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の再々質にお答えします。

個人所有のそういった空き家もあるわけですが、村が持っている土地もあったり、実際、北の住区の古くなった村営住宅もあったりして、村としてもそういう活用できそうな場所がまずあるということもありますので、個人が所有しているところを活用してということも十分考えられるわけですが、いずれ村が所有していたり、または個人が所有してもやはり使われない物件というのは本当に、議員がおっしゃるようなもったいないわけで、ぜひ有効に活用できるように取り組んでいけたらと思っています。

また今実際に分譲を始めて、自分の予想よりは少し早いスピードで分譲地の取得も進んだのかなと思いますので、そういう状況が進むとまた新たな分譲地開発ということよりは、こうした空き家をどう有効に使っていくかということにもうちょっと軸足を置いていく必要もあるのかなとも感じていますので、この空き家や空き地の活用ということは今後もいろいろ検討を進めていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

次の質問をお願いします。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

はい。次の質問に移りたいと思います。

営農訓練所制度の創設を、ということで提案をさせていただきたいと思いますが、農家の減少、担い手不足の問題対策として、国の制度もありますが、その制度に加えた形で全国の市町村は独自に就農希望する方に何らかの資金援助や助成をするなどの制度を設けていると思います。

さらにあまり多くはないですが、研修施設や制度を設けて学びの場を提供して、スムーズに就農できるように対策している自治体もあると思います。秋田県内の自治体を見ますと、秋田県内で1年間農業研修制度を実施している自治体は、大きく言うと県の雄和の試験場で研修制度をやっていますし、秋田市、能代市、横手市、大仙市が大きく人を募集してやっているということで、このように規模の大きな4つの自治体、市が取り組んでいる状況で

ありますが、主産業が農業であり、農業のために干拓して誕生した本村でも、一般に言われる農業研修制度に取り組んでみてはいかがでしょうか。

ここで私が「訓練所制度」という言い方をしたのは、説明にも及ばないと思いますが、開村当時、入植予定の方々が就農・入植前に営農の勉強した施設名であり、村の歴史に敬意を払う考えでこのネーミングをしました。制度開設は今すぐというわけにいかないのでは時間が掛かるとは思います。まず村や農協、県立大学、法人事業者等と協議をして、協議会のようなものを設立して立ち上げ、1年後に発足することを期待したいと思います

それでどういうふうな新規就農の形が考えられるかということ、施設園芸に関しては、村の空いている土地や、現在の園芸団地を利用しない方も多いうふうに見受けられますので、そういう部分を整備し直すことによって、土地は確保できると思います。また、稲作・畑作に関しても毎年離農される方もいますが、第三者継承や経営規模縮小を考える農家から分与や譲渡も考えられるのではないのでしょうか。この制度が確立すれば、離農を考えている人でも意欲ある人に土地、施設や機械を一括で譲れるということで、お互いにとってメリットが出る、そういうふうなシステムになるのではないかなと考えられます。

まず本村のように、農業のためのインフラが十二分に整っている地域は他にはなく、モデル農村として本村が取り組むべき使命ではないかなと私は考えますが、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の質問にお答えします。

現在、村では県の研修支援制度であるアグリフロンティア育成研修に協調助成をする形で村の新規就農者に対する支援を行っています。県の研修制度は、研修施設や人材が揃っている機関に研修指導を任せることで、研修生がしっかりとしたカリキュラムのもと指導を受けることができ、村としても単独で行うよりは負担が少なくなっております。

また、秋田市の研修制度の場合は、市の園芸振興センターの職員だけではなく、県普及課の指導員や大学教員も協力する形で研修指導を行うことで県の補助金を活用し、研修生に対して補助金を支給しているとのことであります。

大潟村が訓練制度を開設するには、講師となる人材の確保や施設整備に多額の費用が発生することから単独での運営は難しいと考えておりますが、現在、秋田県では農業者が減少するなか、市町村や農機具メーカー、金融機関が一体となった担い手育成のためのプラットフォームを立ち上げ、親元就農者に限らず、新たな担い手の育成を図っていく仕組みの構築を行うとのことであります。大潟村としても県のこの取組に参画することで幅広い人材へ学びの場を提供したいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

村では県の研修制度の方に行ってほしいというお考えだと思いますが、例えば大潟村に住んでない方で就農を考えたいと、広い大地で米を作りたいとか思っている人が、今はネットで検索するという感じに誰でもなると思うのですが、そういう中で検索して、大体探すとなると研修できる場所や新規就農できる場所というふうには探すと思いますが、そういう部分で村にも研修する施設があればヒットして、「ここいいな」と思うのでしょうか、村に今ない、これからもないとなると、検索しても村がヒットしない、村のことを何も知らない人が村を見つけることができないう状況で非常に残念ではないかなと僕は思いますから、村もそういう部分でもぜひやってほしいと思う部分と、費用の部分に関しては別にそのためには新しい施設を建てることはないし、今ある施設を間借りする感じなり、先ほど上がった空き家を借り上げて施設にするとか、別にお金をかけないつもりだったらいくらでもできるのではないかなと、そういう部分は思います。

また講師の面に関しても、農協職員の方は忙しいので講師は大変だとは思いますが、村の職員や農業リタイアされた方や、あと県立大学の先生や、外部の、それこそ県の普及員の方とかと提携を結べば全くできない話ではないと思いますが、今の話を聞いていると、やらない方向の理由ばかり聞かされている気がして非常に残念だと僕は思います、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の再質にお答えします。

ちょっと説明不足のところもあって、大井議員には残念に聞こえたということで、私も残念であります、そもそもの今のアグリフロンティア研修事業は、農業試験場中心に研修していきまして、試験場にある設備とかそういうもの、人もですが、活用しているということで、今どんどん進化しているスマート農業に対応しきれていないという感じも自分は受けていて、プラス経営面ですね、特に。技術的な基礎知識とか、そういったものは十分試験場で学べるのですが、経営的な部分もちょっと足りないのではないかとということで、今、県立大学が社会人枠として農業者の担い手を受け入れて、それで進める。大潟キャンパスがスマート農業の拠点になっていますので、ちょうどいいところではないかという話もしていたところで、そうした中、県の方が、今までアグリフロンティアだと大潟村の場合でいけば、大潟村の農家の子弟しか入れない、外部から受け入れる体制になっていないわけで、各市町村も。そうではなくて外部からも来られるように、まして都会の若い人で農業にも関心ある人が増えているということもあるので、そうした外部からも来られるように、しかも今は試験場中心に

県のみでやっていますが、農機具メーカーとか金融機関とか、いろいろ民間も一緒に入ってこの担い手育成のためのプラットフォームを県が立ち上げたいということなのです。そこに村も入ってということで、そのときにどこが核になればいいかということもこの間は少し県と意見交換をしまして、大潟キャンパスは今そのスマート農業の拠点になっているし、県立大が核としてそこを担ってそうした体制を作るといいのではないかと意見交換もさせていただいたところです。幸い村には旧農業研修センターがあって宿泊棟があるわけでそういったものも活用できますから、県の施設としてあるわけですから、そういったものを含めて整備をし直してもそんなにお金もかからないだろうし、ちょうどいい機会ではないかなと思っております。

ぜひ県が今考えているこのプラットフォーム、いろいろな民間も自治体も入った形のプラットフォームということで、新たに今までのアグリフロンティアからそちらに移行することでより良い研修制度に、また外部からも人が来られる状況を作っていければ非常に良いことだなと思っております、このプラットフォームの立ち上げに村も積極的に参加しながら、意見も述べて、ぜひ大潟村が研修の場になっていくようにできたらなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

本当に今、若い人たちが農業に関心を持つ人が増えてきている中で、やはり議員がおっしゃるように、ホームページを見てぜひここで農業を学びたい、またはここで農業をやりたいとか、そういうことに大潟村が貢献し、また村で農業を取り組みたいと思えるようなそうしたことに繋げていければと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

県の方と協調してやっていくということで、県立大学のイノベーションセンターでしたか、私も研究会の方でそちらの方で講習受けたことはあって、非常にいい設備だなと思いますが、そこを使えるとなると非常にいいのではないかなと思いますが、今村長のお話ですと、県と一緒にやっていくという感じで受けましたが、やはり村に新規就農者を呼び込むという方向性を強く打ち出してほしいと思ひまして、県と協調する部分もある程度必要だと思うのですが、ぜひ村へという部分で村の強い姿勢をホームページにも出すことも大事だろうし、実際に研修制度、僕は訓練所制度とかと言いましたけれど、そういう部分でこの農業の村で農業をやってみませんかという部分の打ち出しという、村独自の部分で積極性を持ってほしいと思うのですが、その部分はどうかでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

大井議員の再々質にお答えします。

まだプラットフォームを立ち上げて、ではそれをどういうカリキュラムでどうやるか具体的にはまだないようですが、各市町村からも参画してもらって、例えば2年のプログラムであれば1年くらいは農家で研修するようなことも組み合わせてやりたいような話でして、そういう場合は村として受け入れて、ただ、実際に村として受け入れると農家をお願いすることになりますが、そうした協力も得ながら、より充実した制度となるし、大潟村に来た場合は、大潟村の農家で研修すればこういうスキルが身につくとか、経営感覚を学べるとかというようなことも非常に大事だと思っていて、ぜひ一緒に担い手育成のプラットフォームいうものをより良いものに進めていければなとも思っています。

またそれとは別に、今村として、今までは県立大学と様々な事業をやっている、今も民産学官の連携事業ということで研究をしてもらっています。それは村の課題解決を県大の先生が来て調査研究してもらう形で進めて、実績も出してもらっていますが、村から県立大学へ行って何かするという事は今までなかったので、具体的に言うと、講座を設けたいということで今話をしている、村ももうちょっと積極的に県大を活用するという言い方はちょっとどうかと思いますが、活用し、学生がもっと村に来るような機会を増やしていければと思っていて、そういう話も進めているところです。

いずれ農業に関心のある若い人が大潟村で学び、将来村の農業を担う1人になってもらえるようなそうしたことには様々な面からも取り組んでいきたいと思っていますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【10番：大井圭吾議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(午後4時05分)

## 令和7年第7回(12月)大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和7年12月4日(木)午前10時00分～午前5時33分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名(敬称略)

1番 松本 正明	2番 菅原アキ子	3番 川渕 文雄
4番 黒瀬 友基	5番 松橋 拓郎	6番 菅原 史夫
7番 齋藤 牧人	8番 松雪 照美	9番 三村 敏子
10番 大井 圭吾	11番 工藤 勝	12番 丹野 敏彦

計12名

4. 欠席した議員の氏名(敬称略) なし

5. 説明のため出席した者の氏名(敬称略)

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

- 議案第75号 大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案
- 議案第76号 大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第77号 大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第78号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第79号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第80号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案
- 議案第81号 大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について
- 議案第82号 大潟村村民センターの指定管理者の指定について
- 議案第83号 大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について

- 議案第 84 号 産直センター潟の店の指定管理者の指定について
- 議案第 85 号 大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 86 号 大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について
- 議案第 87 号 大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 88 号 大潟村診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 89 号 大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 90 号 大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 91 号 大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 92 号 令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第 93 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第 94 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第 95 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第 96 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案
- 議案第 97 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
- 陳情第 8 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第 9 号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第 10 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
- 陳情第 11 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
- 陳情第 12 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情
- 陳情第 13 号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情
- 要望第 2 号 大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの出席議員数は 12 名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

はじめに、昨日の一般質問に関して教育長より発言を求められておりますので、これを許

します。

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

昨日の菅原史夫議員の、こども誰でも通園制度に関する一般質問で、明確な答弁ができな  
いことがありましたので、それについて発言させていただきます。

こども誰でも通園制度の対象園児・児童についての数のことでしたが、現在の入園状況で、  
そのまま令和8年度、4月になった場合の人数についてお知らせします。

2歳児13名中10名が入園していますので3名が対象。

1歳児12名中6名が入園していますので6名が対象

0歳児ですが、現段階で8名の出生数がありまして、3月までにもう3名増える予定であ  
りますので、11名が対象となります。

なお、対象は生後6か月を満たせば対象となりますので令和8年度になった場合に、新た  
に生まれて6か月過ぎた児童・園児も対象となるということです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

9番、三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

9番、三村敏子です。

最初に、慣例からの突破口として自治会役員女性参画推進事業を、について質問いたしま  
す。

村立60周年を超えた大潟村ですが、村がスタートした当初より、入植者である男性が中心  
に村づくりが進められてきました。特に自治会会長は、世帯主が交代で順番に担ってしまし  
た。その住区により総会や役員会に運営の違いはありますが、これまでの自治会運営におい  
て、女性が自治会長を担われたのは、私が知るかぎりでは、お一人だけです。男性が住区役  
員を担うことが慣例化していて、女性が住区の役員となること等考えたことがない村民が多  
いのではないかと思います。

先日行われた男女共同参画社会推進のための講演会でも、国の基本計画に「誰もが身近に  
ある地域社会を、活力があり、持続可能なものにするためには、性別にかかわらずだれでも  
地域活動や地域づくりに参画することが必要である。自治会や町内会をはじめとする地域活  
動や地域づくりのプロセスに、男女共同参画の視点、女性の意見を取り入れ、反映するこ  
とができるよう、地域の実情に応じて、組織・団体の長となる女性リーダーを増やすよう取り  
組むこと。固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることから、男女双方の意識改革が  
求められる。」ということが国の基本計画にあるということが伝えられました。

以前にも自治会役員に女性をとということで一般質問してきたが、講演会でお話いただいた講師から、兵庫県小野市が行った事業を紹介いただきました。その事業の1つが「自治会役員女性参画推進事業補助金」の事業で2013年から2015年度まで、予算措置は2017年までです。それにより、女性役員を登用する自治会の割合は15%から60%に増えたということです。この事業をはじめるとあつての小野市の課題としては、「少子高齢化社会、地域コミュニティに女性の意見が必要と認識した」。実施期間の検討としては、「起爆剤としての役割を重視し3年間の期間を限定したが、一過性にならないように、自治会規約などにより、2人以上の女性が継続的に登用される仕組みを作った自治会を補助金申請の対象とした」。そして、自治会の理解を得ることを大切に、「自治会運営を女性の視点から考え自治会の方針決定の場に参画してもらうことが大切。女性は生活者としての知識が豊富で魅力・活力ある地域づくりに男性とともに尽力することができる。」と理解を求め、丁寧な説明を行ったそうです。初めて女性役員となった方への不安解消のための地区女性役員による意見交換会を毎年開催したとのことでした。

全国での自治会への女性役員登用奨励事業を調べたところ、同じ兵庫県の加西市、福岡県的那珂川市でも自治会女性役員参画推進補助金制度を行っていました。加西市では、女性役員の定義を、自治会の一定期間、総会及び役員会等に定期的に参加する役員を指すとしています。年額一律10万円だが、女性役員のうち自治会長・副会長・会計の通称三役の役職の場合はさらに10万円を加算しています。

昨年の3月議会での一般質問でも自治会について質問しました。総合村づくり計画ワークショップでの話し合いで具体化していければという答弁もありました。ワークショップでは、これまで行われてきた住区の活動の在り方など話し合われました。しかし、女性役員の必要性についての意見は少数だったためか、ワークショップの自治会活動の方向性のまとめには、残念ながら女性役員に関しては入っていませんでした。なかなか慣例となっていることを打破することは難しいことだが、小野市のような事例を参考に突破口を切り開いていきませんか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

自治会はいわゆる地縁団体として地域コミュニティの中核を成す組織であり、防犯や防災に係る共助の機能や住民同士の交流の機会の確保などをはじめ、重要な役割を担っていただいております。その運営において、多様な視点を取り入れることは大切であり、特に女性の参画は、子育てや福祉、防災など幅広い分野で地域の課題解決に大きな力となります。

大瀧村においては、自治会役員の多くが男性で占められているのが現状であり、女性の参

画はまだ十分とは言えません。

一方で、一昨年に行った自治会に関するアンケートでは、22名の自治会長のうち15名から回答をいただき、10名の方が自治会の運営上の課題について、役員の負担が大きいと回答しております。また、心理的負担もあり、誰もやりたがらず、押し付け合いになっているといった声もありました。性別にかかわらず誰でも地域活動や地域づくりに参画することが理想ではありますが、高齢化や世帯構成の変化などから、自治会の状況も変わってきております。

男女共同参画を推進するにあたり、その1つとして自治会役員への女性参画は大きな意味をもつと考えております。三村議員ご提案の事例を参考に、村での自治会女性役員の登用奨励については、来年度予算編成の中で検討してみたいと思います。引き続き、男女共同参画、共生社会の実現に向けて、あらゆる場面で取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

来年度に向けての予算編成の中で検討していただけるというお話でしたので、大変前向きに検討していただけるということで、実現できたら素晴らしいなと思います。

11月、先月行われた村づくり懇談会でも、懇談会の事前意見要望一覧にも、自治会、各団体の補助を増やしてほしいという意見もありましたので、それにも合致するのではないかと思いますので、よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午前10時12分)

(午前10時12分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

私の住区で言えば、こういった三役とか名前のつく役員は男性ですが、実は奥さん方も常に役員会には出てきている状況で、常に一体的には活動しているのですが、三村議員おっしゃるような正式な役員登用というのは村ではあまりないように感じますので、こうした機会に、今まで顔は出しているのですが、主体的に活動できるようにするというのも非常に大事なことだと自分も感じているところです。そのきっかけにそうした奨励金のような形で少し上積みをして、いろいろまた新しいことに取り組んでもらうきっかけにもなればなども

思いますので、前向きに検討したいと思いますので、どうかよろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

【9番：三村敏子議員】

いいえ、ありません。

【議長：丹野敏彦】

次の質問をお願いいたします。

三村敏子さん。

【9番：三村敏子議員】

次に、村の計画策定について、質問いたします。

村のホームページには 25 にのぼる計画・プランが掲載されています。先ごろ送付された「大潟村地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定におけるアンケート調査は、11 ページあり、農繁期とも重なっていました。村民からは、「この前にも似たようなアンケートに答えたばかりなのにまたアンケートが届いた。」という声が私の方に届きました。

以前より総合村づくり計画にかかる費用が大きいことに驚いてきました。予算をみると 2024 年度の第 3 期大潟村総合村づくり計画及び総合戦略等策定事業費は 720 万 2 千円。2025 年度は 550 万円です。合計 1,270 万 2 千円。振り返ると第 2 期総合村づくり計画では studio-L による 4 回のワークショップが行われました。役場職員と一緒に検討を進めていったワークショップがメインだったと思います。ワークショップを多くの職員と村民で経験できたことは、大変良かったと思っています。4 回目のワークショップの最後の回に、村の目指す将来像のキャッチフレーズが示されました。それは「住み継がれる村」でした。将来像が示され、それによって私が感じたのは、業者が考えた業者任せの計画になってしまったのではないかということでした。目指す将来像を最初のワークショップからみんなで話し合いたかったと今でも大変残念に思っています。そして、第 2 期総合村づくり計画後期基本計画が 2022 年に作られました。こちらは SDGs を基に、より具体的に数字による目標を掲げて、わかりやすい計画となりました。

国では、行政計画見直しとして、自治体にとって増加する計画に関する業務への対応に多大な労力を要している面があったため、必要最低限にすべきだとし、負担軽減の取り組みを続けているとのこと。村においても今回の総合村づくり計画は総合戦略等策定事業を一体化しているとは思いますが、しかしながら策定に 2 年かけています。

①国では、それぞれの計画の策定は「努力義務」から「できる規定」に変更するなど、見直しがおこなわれていますが、村ではどのように見直しているのでしょうか。

②総合村づくり計画は 8 年の計画ではありますが、なぜ 8 年間なのか、途中見直し、後期基本計画を策定するため、実質 4 年間の計画です。そうであるならば、10 年計画とし、5 年で見直してもよいのではないのでしょうか。経費も削減され、職員の仕事量も減らすことがで

きるのではないのでしょうか。

③第2期総合村づくり計画後期基本計画のようにわかりやすい計画があれば、そういう計画を基にして、ワークショップや委員会で村の将来像について検討し、変更や新規計画を付け加えるなどにより、業者へ委託しなくても村を一番に知っている役場職員と村民とで作り上げられないのでしょうか。

④アンケート調査についても4ページ程度の簡単なものとし、村事業で課題となっていることなどに集中して質問することにより、効率化がはかれるのではないのでしょうか。集計も村民に担っていただければ村の事業や課題など知ることができ、村民にとって行政がより身近になるのではないのでしょうか。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

1点目の質問についてですが、かつて地方自治法により市町村に対しその策定が義務づけられていた基本構想、村の総合村づくり計画にあたりますが、平成23年の地方自治法改正により策定の義務付けが廃止されております。

ほとんどの地方自治体が現在でも総合計画を策定しており、村でも計画期間を8年とし、村政の最上位計画と位置づけ、村行政の基本方針や地域の将来像、基本的な行政の取り組み方針などを示し、村民や事業者の皆さんとの協働による行政運営の指針としてご理解をいただいていると認識しております。

また、その他の各種計画の策定については、法的義務として位置づけられていないものでも、国の補助金や交付金と関連付けされているものもあります。

三村議員ご指摘のとおり、本村のような小規模自治体であっても、多くの行政計画を策定し、また、その見直しなど、これらに係る事務への対応には多大な労力を要しております。質の高い行政サービスを村民の皆様へ還元するため、不断の見直しを通じて、効率的な業務遂行を可能とする効果的な計画行政を推進することが必要と考えております。

また、昨今では、内閣府の附属機関が、自治体の計画削減等を国に提言したところでもありますので、この提言を受けて、国が義務づけられている計画を整理していくかどうかを注視していきたいと考えております。

次に2点目についてですが、総合計画の期間については、自治体によっては10年間を採用しているところもあります。

村の計画期間は、村長の任期とある程度重ねながら、柔軟で機動的な見直しができる、前・後期各4年の通算8年を総合村づくり計画の期間としております。

計画の策定、又はその実行期間については、1点目のご質問でもお答えしましたが、より

効率的で効果的な計画行政の必要性から常に検討してまいります。

3点目の質問についてですが、総合村づくり計画は村の最上位計画に位置づけられ、村民の声を反映させるためアンケートを実施しました。委託業者は、アンケートの集計、分析のほか、人口ビジョンの策定など、職員だけでは困難な統計解析や将来予測なども実施しております。また、ワークショップを行った際には、資料づくりや進行のほか、意見のとりまとめ、報告書の作成などのサポートを行っています。

以上のように、委託業者の専門性と地域の現状、課題を知る職員の知見と組み合わせることで、より実効性の高い計画ができることが利点であります。

4点目の、村が各種計画を策定する際に実施するアンケートについての質問ですが、どの計画も村民の声を幅広く計画に反映するため、どうしても設問数が増えてしまう傾向にあり、アンケートの設問が多すぎるといった意見があったことも把握しております。その中でも、短時間で答えられるような工夫として、専門用語を避けた簡潔な質問内容や、類似する設問を統合し、回答の負担を減らすよう努めました。

アンケート集計を村民に担っていただくことについては、その後の分析や結果報告までを一連の作業として一括して委託したほうが効率的であると考えますので、ご理解いただきたいと思っております。

今後も、村民の考えや意見を政策に反映させるため、アンケート調査を実施することがあると思いますが、回答しやすい設問やアンケート手法について引き続き検討をしてまいりますので、村民の皆さまにおかれましては、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

2番についての計画の期間ですが、4年任期の村長の任期に合わせているということではあるのですが、その計画に要する期間もありますし、それがすぐ、村長が変わったときに新しい計画にそれが反映されるかというとなかなかそうはならないと思っておりますし、世界の動きというか、社会の動きも非常に激しいので、1年ごとに見直しているとは思いますが、そうするとその将来的な予想に関してはなかなか難しいという点もあるとは思いますが、全国の自治体で一番多いのが10年で策定しているところで、それが62.1%になっています。基本計画に関しては5年のところが55.6%で最も高くなっています。

それからアンケートなのですが、今回の福祉計画が特にこれだったのですが（『大潟村地域福祉計画・地域福祉活動計画』策定における調査を提示）、全て丸をつけなければいけないような状態のアンケート、私にとってはそのようなアンケートで、一番大事なところはこの後ろ1ページ、その前の1ページは成年後見制度について聞いているのですけれど、村で

課題になっていることにもう少し特化したことが必要だったのではないかとということと、「その他」の欄がないので自由記述ができないアンケートになっていました。自由記述が結構重要なところがありまして、自由記述によって、例えば以前、コンビニができたときも、自由記述にコンビニが必要ということが非常に多くあって、そのことによってこんなにコンビニが要望されているのだということがわかったということがあったと思います。

秋田県の計画を立てるにあたっては、総合計画策定にあたり10月に行われた県民フォーラムで知事のお話を伺ったのですけれど、SNSでアンケートを取る方法とか、テキストマイニングを使った分析をするとか、そういうような方法で、今そういうやり方ができるんだということがわかったのです。ですので、若い人たちの意見を特に集めたいというときにはそういう方法も考えられるのではないかとということを検討されてはいかがでしょうか。

県の方では、県民のニーズや声を徴収・把握し施策等へ反映すること等を目的として、県公式のInstagram、「秋田の声と夢が集まるアカウント」を開設しています。このように、やはり意見を聞く方法もいろいろと変わってきていると思いますので、そういう点も取り入れて、アンケートもこういうInstagramとか使っていない方たちにとっては紙によるアンケートも必要かとは思いますが、それもやはり自由記述を入れてもう少し簡単なものにしていただかないと、答える村民も、もう何ページもアンケートに答えているうちに、いつこのアンケートは終わるんだろうとなってきますので、そのあたりも検討していただければいいかと思います。

自前で作っているところがないのかなと思ったのですが、そうしたら男鹿市では令和8年度からの男鹿市総合計画の策定は自前で行っているそうです。当初委託の方針だったけれど、2か年で1,300万円ほどの見積額のため、庁内で再度協議の結果、自前策定に方針転換して、総合計画策定に係る予算額は218万1,000円だそうです。立派に、こういうふうには、これは特に総合村づくり計画の後期基本計画ですけれど（総合村づくり計画の後期基本計画を提示）、大変立派で見やすいし、わかりやすいとは思いますが、こういう立派なものがあれば、数字もこれに載っていますので、これをもとにして、次の計画も同じような計画のスタイルで作っていただければその前のときと比べやすいので、studio-Lが作ってくれたこれだとちょっと比べようもない、8年の将来像に基づく計画なのですが、ワークショップは素晴らしく良かったし、それを職員の人たちは皆さん習得しているので、職員の人たちもワークショップはもうできると思いますし、自分たちでもやれるのではないかと思うのですよ。この形がいいなというものがあれば、その形を使ってやれるのではないかと思います、いかがでしょうか。

また、男女共同参画の計画とかであれば、もう本当にこれだけなのですね（第4次大潟村男女共同参画社会行動計画を提示）。その上ですね、これを県の計画に合わせるということで、令和2年度から令和6年度となっていたのですが、令和8年度末までに延長しました、この計画を。本当は6年度までとなっていたのですが。そんなふうに自由に、柔軟に、計画であ

っても柔軟性を持たせて必要となったときに必要に合わせて、1年ごとに見直しされていると思いますので、こうだからこうということではなく、必要によって、いろいろな状況によって、変えていくということもできるのではないかと思います、いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

先ほども話をさせていただいたように、村では様々な計画を作っています、その中で、自前で作っている計画ももちろんあります。

ただ総合村づくり計画はそれらの一番の上位計画ということで、村としてはしっかり策定し、それを議員に示すとともに、議員の皆さんとともに今後の村づくりのありようをともに考え、具体的にその計画に落とし込んでいく、それをまた村民にも示し、また様々な事業者の皆さんにも示しながら、一緒に村づくりを進めるということとても大事な位置づけですので、そこは丁寧に作っていきたいと思っています。

職員の方もしっかりそういうことで、本当に社会情勢も変わる中、今後、今は8年間ということですが、これからの村づくりをどうするのだという議論からワークショップに村民も参加していただいて、そしてアンケートも取らせてもらっています。アンケートも先ほど来話をしているように、やはり多岐にわたってしまうのはやむを得ないのですが、できるだけ答えやすい対応をしていきたいと思ひますし、今回、国の国勢調査ですね、あれは一応、書かないでもやれるようになっていましたので、そういった手法としては今後工夫できると思ひます。今回、特に国勢調査もあり、村の計画のアンケートもあり、福祉のアンケートもありと、いろいろ重なってしまつて、村民にとつても負担感が大きかつたのかなと思ひますが、答えやすい形というのは工夫していきたいと思ひます。

福祉において、今本当に制度も変わつたりといろいろある中で、やはり今の制度についてどう感じているのか、またはどうあつたらいいかということから、そうした細かい内容になつたと思ひますが、その点についてもご理解をいただきたいと思ひます。

村として様々なある計画の中で、自前でできるものは自前でできるだけやりたいと思ひますが、しっかり作り、またはそうした業者の支援をいただきながら、職員の負担が過度にならないように、またそうしたアンケート等の集積や分析なども協力を得ながら進めていきたいと思ひます。

計画期間についても先ほど来話をしているように、私の任期も、議員の皆さんの任期とも重ねる形で考えてきたところですが、10年というところもありますし、今回は8年という期間で進みますが、議論のありようでは後期計画は5年に変えるということも決してできないわけではないと思ひますので、引き続き議員の皆様とも意見交換しながら、村の総合計画はしっかり策定し村づくりを進めたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

計画を作るにあたってワークショップとか行われることによって、その話し合いされることによって自分たちの村はどんな村がいいのだろうと村民が考える機会にもなるし、それによって自分たちの考えが反映された計画であればあるほど、こういう村になるといいなということや皆さんが考えるきっかけになると思うので、計画を立てることは必要だと思うのですが、どれだけその立派な冊子が出来たから、それが村民に「村の将来像ってこういう将来像だよ」というのが浸透しているか。「自分たちで作上げた計画だよ」ということを、どれぐらいの人たちが実感できるか。そんなに立派でなくてもいいし、自分たちで作っている、自分たちの村の、自分たちの将来を考えた計画であるということが、村民に、「そうだよね、村民がみんなで作っている村だよ」ということが実感できるような計画になれば、どういう方法が一番そういうことになるのかということもありますが、だからワークショップという方法は、非常に私はいいい方法だと思っていますし、デンマークからもそのような方法をこの間教えていただきましたが、いろいろな方法があると思いますので、自前でやるというのは、やはり業者であれば村のことがわかっているわけではないし、数字で表されるいろいろな人口動態とかその将来予測とかありますけれど、そういうのは国のネットで見れば全て出てきますので、将来予測とかも出てきますので、そういうのを活用すれば業者にお願いしなくてもできることではないかと思います。

アンケートについての解析とかも、職員の人たちが関わることによって、こんなことがあるのだというような発見もあったりすると思いますし、一番に思うのは、やはり職員の人たちの仕事の負担が軽くなっていただけのようにということと、そんなに時間をかけなくてもやれるような方法がないかということを考えてはいるのですが、職員の人たちの負担が大きくなるようであれば、その業者に任せるところは任せても、なるべく村民も自分たちが作っている村なんだという、村の将来像をみんなで共有できるような計画であったり、その福祉計画にしても、私達の課題はこれなのにアンケートでは答える場所がないみたいなことが、自由記述になるときと集計が大変なのでそういうこともあるかと思うのですが、そうなると負担が増えるということにもなるかもしれませんが、そういうところは村民の中に委託するとか、何か考えながら職員の人たちの負担を減らしながら、みんなの計画となるような計画であってくれればいいなと思います。いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再々質にお答えします。

まず村民が関わってワークショップであったり、アンケートに答えてくれたり、そしてその結果どういう計画ができたかというのは村民にしっかり伝えたいし、ぜひ見ていただきたいと思います。ただ、全部を細かく見てもらうのではなくて、以前から出している集約版のような形で全戸配布し、ぜひ見ていただきたいと思いますし、そこはしっかりやっていきたいと思いますので、ぜひ自分たちが関わった考えや意見がどう反映されたかということも含めてしっかり伝えていきたいと思いますし、そこは大事にしていきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

またいろいろな場面で村民の協力はいただいています。またさらに、アンケート集計やいろいろなことに村民も関わってもらうということも、結局は職員が調整しているいろいろなやらなければならないなくなってしまうと、またそれが負担になってというようなことにもなりますので、やはり業者に委託できるところは委託して、しっかりとした集計や解析もしてもらいながら、より精度の高い、良い、またはそういった専門知識を持った人と職員が意見を交わす形で、より精度の高いものに仕上げていくということをしていきたいと思いますし、自前でできる計画は自前でやっていきたいと思いますので、どうかよろしくをお願いします。

いずれ、今回の総合村づくり計画は、今後8年間の村づくりの方向性を示す大事な計画ですので、しっかりとしたものを策定し、村民にもちゃんと伝えていきたいと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【9番：三村敏子議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、7番、齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

7番、齋藤牧人でございます。

通告に従い、2点質問させていただきます。

まず1点目ですが、大潟村職員の働き方改革対応および業務の効率化についてでございます。

昨今の公務員の働き方改革により、近年は男性の育休取得も普及し大潟村の職員も取得しているものと認識しております。

今後も働き方改革に伴う長期休暇の取得により、業務に影響等が出るのが予想され、かかる事態に対応する体制が必要となるというふうに考えております。また長期的にも大潟村の人口は減っていくものの、職員のなり手不足も進行し、地方の権限移譲という方針も相まってですね、人員不足になることが懸念されておりました、業務効率化の重要度も増しているというふうに考えております。

以上を踏まえまして以下の4点についてお伺いをしたいと思っております。

まず1点目でございますが、今後も育児休暇等の取得があるため、職員数ひいては職員定数を増やす必要があるのではないかと考えております。人員計画について当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目、以前もお聞きいたしました、DX化による職員の負担軽減について現在の進捗はどのようになっているのか、また今後の結果がどうかという点についてお聞かせいただければと思います。

3点目でございますが、長期休暇取得者や退職者が出た場合、他の職員に業務の引き継ぎを行う必要がありますが、普段、庁内の業務の共有等についてどういう対策をとっているかという点について教えていただきたいと思います。業務のドキュメント化などを引き継ぎに備えた対策をとっているかという点を重点的にお答えいただければと思います。

4点目、ちょっと提案も入ってしまいますが、1人の職員が1つの担当業務に専従するためにどうしても業務が属人化しやすく、他の職員が業務を引き継ぐ際に支障をきたす恐れがあるというふうに考えています。今一度、徹底的に業務の洗い出しをし、業務の内容とそれに費やす時間を精査した上で対策をしていくのが業務効率化の最短経路ではないかと考えています。

1つの提案でございますけれども、今ちょっと商標登録してしまったらしいんですが、朝メールと呼ばれる手法がありまして、1日のスケジュールやToDo、その作業にかかる時間の見積もりとともに、メンバーへメールで送信することでですね、その業務の内容を見える化、共有する手法がございます。このような手法で各々が実施している業務の内容および進捗を確認し合うことで業務の共有ができ、長期的にはこういったメールを分析すればどういう業務に時間を費やしているのか、そういった洗い出しもできますし、それをもって業務の改善に繋げることも期待できます。

以上、組織としてですね、今お伺いしました1、3以外に、もし業務効率化、業務改善として実施している活動があればご教示いただきたいと思います。

以前の菅原アキ子議員の質問とかぶるところもあるかと思っておりますので、その点はご了承いただきたいと思います。

お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員のご質問にお答えします。

はじめに、職員数については、令和7年12月1日現在61名となっておりますが、広域等への派遣や育児休業、長期休暇取得者を除いた実職員数は55名であります。条例に定める職員定数については63名となっております。

今後見込まれるこども子育て支援施策の充実をはじめとした行政需要への対応や、国や県への職員派遣による人材育成の実施等を踏まえ、必要となる職員数を定員管理計画として示し、本計画に基づき、3月定例会へ職員定数条例の改正を上程することを検討しております。

昨日話をさせていただいたように、定数としては63名を70名に、実数としては66名程度を今検討しているところでありますので、どうかよろしく申し上げます。

2点目のDX化による職員の負担軽減について申し上げます。

今年度、仮想ブラウザを導入し、LGWAN環境とインターネット環境を1台の端末に集約し、ネットワーク間におけるファイル授受の簡素化や二重整理の解消により、業務の効率化を図っております。

今後は文書作成や校正、政策の企画立案やデータ分析等の分野において、生成AIやRPA導入を検討しております。

DX推進では、目的意識を共有し、庁内全体で連携して取り組むことが重要となります。各部署が個別に導入するのではなく、統一的なシステム選定と職員の意識改革を通じて、最大限の効果を得られるよう取り組んでまいります。

次に、3点目の業務共有、4点目の引き継ぎについて併せてお答えいたします。

課あるいは班を単位とした業務共有については、共有フォルダや共通の業務システムの使用により、情報を一元化することで行っております。

また、年度初めには課を単位とした年間事業計画を作成し、所属職員において共有することとしております。

引き継ぎについては、統一した様式を使用し、業務の全体像や時系列、手順や注意点等をまとめ、誰が読んでも業務内容を理解し、実務を進められる内容で作成するよう努めております。

人事異動等の際には、当該職員間で引き継ぎが行われますが、年度途中において、やむを得ず長期休暇や休職に至った職員がいる場合には、後任職員へ引き継ぎが行われないケースもあります。こういった場合には、過去に作成された引き継ぎ書を参考に、業務経験者等の助言のもと、所属課において対応しております。

自治体業務は福祉や税務、衛生など範囲が広く、多岐にわたる業務を限られた人員で担当するため、属人化しやすい傾向にあります。業務に専従することで、専門性を深める機会に繋がる一方で、休職等による業務の停滞を招くリスクもありますので、行政サービスの安定供給の観点からも、業務の洗い出しは必要な作業であると考えております。

齋藤議員が提案される朝メールも洗い出しの有効な手段の1つであると思っておりますので、今後、DXを推進するにあたり、これまでに職員が積み重ねてきた知見等を効率的に、かつ効果的に業務に活用できるAI等の導入を進めるとともに、業務洗い出しの皮膚手法についても検討してまいります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

はい。ありがとうございます。

年度初めにそのスケジュール等で年間のスケジュールが把握されるという、年間のスケジュールでもって業務の内容を確認するということをお伺いいたしました。

ちょっと気になっている点は、例えば、監査をやっておいても、例えば二重チェック等をしていただきたいところで手が回っていないですとか、また誰かが行った日々の業務の中での取りこぼしですとかそういったものを、班内、課内でうまく修正しきれないケースがあるように僕としては見受けられます。

今の村長がおっしゃるとおり、サイボウズのGaroonでしたか、あのシステムの共有フォルダですとか、ToDoリストという機能もありますが、能動的に見に行かないとなかなかこれは正直、つまり他人の業務をちゃんと把握してやろうという意思を持っていかないと見えないところもありますし、平常時普段の業務を、その進捗、かかった時間等を把握するのがおそらくまずは大事なというふうに思います。年間スケジュールは当然やるのも大事なのですが、もうその人個人にその業務担当者個人に、もう全て年間の業務を任せている、はじめだけその管理をするシステムなようにちょっと聞こえましたので、ぜひ日々の業務の、いわゆる共有化、チェック、確認を班内・課内で実施するという体制こそが僕は大事だと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員の再質にお答えします。

先ほどお話をさせていただいたように、大きな年間スケジュールや大きな事業ごとの年間でやること、そういったものは明確にしているわけですが、その取り組み方においては職員個々の裁量に任せているところが大きく、当然その課においては班長であったり、課長がいて、そうした進捗の管理をしているわけですが、その進め方が共有化されているかというところと決して、今現在はそうではない状況でして、個人でないとなかなか進捗管理が共有化されていない分、ちょっと見えにくいところもあるのも事実です。

そういった点もあるので先ほど来話をさせていただいているように、そうした管理等も含めAIの活用も入れながら、共有化していくというようなことや、そうしたことにも取り組んでいけたらなと思っております。

いずれ村でも職員のそうしたミスをチェックできなかったが故に、未払いが発生したりとかそうした事案がいくつかありますので、業務をチェックする体制というか、そうしたこと

については、取り組むようにしていきたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【7番：齋藤牧人議員】**

ありません。次に行きます。

2つめの質問をさせていただきます。

2つめは第三セクターに関する村の関与についてでございます。

現在、村が出資を行っている事業体について、経営層に村長をはじめとする村の役職が入っているケースでは、経営の判断と村からの支援の判断が混同されやすく、適切な運営がなされない恐れがあると考えております。

10月の臨時議会において、村長はオーリスの増資に対し、「本事業が有する公共性・公益性、並びに村による公的支援の趣旨を踏まえ、株式会社オーリスの健全な経営が維持されるよう、適切な指導を行ってまいります。」と述べられましたが、その辺について以下3点について伺いたいと思います。

1つめでございますが、指導が行われるべき状況とはどのような状態を想定しているのか。

2つめは、村として行うべき指導とはどのようなものを想定しているか。

3つめにつきましては、秋田県には25%以上の出資をしている法人については県関与の基本的な考え方、指導監督の方向性を定めた「第三セクターの設立・運営および指導監督に関する基本方針」に基づき、指導監督を実施していますが、村としてもある程度明確な形で関与の方針を作成すべきではないか。

10月議会のとき、臨時議会の時にもちょっと質問させていただきましたけれども、ある程度明確な回答がいただきたいと思ひまして、今回、再度質問させていただきます。よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

齋藤議員の質問にお答えします。

昨日、松雪議員にもお答えした内容と重複しますが、公共性と企業性を併せ持つ村内の第三セクターは、地域が必要とする住民サービスの提供や施策の展開など、いわゆる地域活性化や産業振興等において有効な事業実施手法であり、村においては重要な役割を担っていると認識しております。

先の10月臨時議会での株式会社オーリスへの増資を巡る出資法人に対する村の関わりの議論からも、第三セクターへの村の関わりについての条例や指針等を定める必要があると考えております。

このことから、齋藤議員の質問については3点まとめてお答えいたします。

はじめに、村の第三セクターへの関与に関しては、出資法人等を通じて実現しようとする村の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図り、併せて村の関わりの透明性を確保する経営評価の実施等、出資法人への村の関与について条例を制定したいと考えております。

2つめには、条例の制定と併せ、総務省から示されている指針を参考に、大潟村としての指針を策定していきたいと考えております。

その基本的な考えは、行政機能を補完・代行する役割を果たしている第三セクターの自主的・主体的な健全経営に取り組むことを原則に、村は出資者として、またその設立に大きく関与した立場から、健全な法人経営に向けた計画的な取り組みと自立化を支援しながら、出資等比率や経営形態等を踏まえた適切な指導、監督、要請や必要な支援を行うにあたり、一定の判断基準を示していきたいと考えております。

条例や指針の策定においては、その内容について総務省指針や他の自治体の例などを参考に議員の皆さんとも意見交換をしながら進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

齋藤牧人さん。

**【7番：齋藤牧人議員】**

ありがとうございます。

他の議員の質問もあることですし、私の方としては1点だけ気になるポイントを質問させていただきたいと思います。

県の方針等でもそうなのですが、多分に第三セクター等の経営の健全性という部分については専門的な知識を要するところ、他の地方自治体等では、その専門的な第三者機関等を置くケースがあるかと思えます。村の規模としてそれを置くのがふさわしいかどうかは別として、何らかのやはり専門的な意見等をですね、その都度都度、聞いて役立てていくということが必要かと思えますけれども、今後その点について方針等があればご教示いただきたいと思えます。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

今考えている、例えば条例等においても、議員おっしゃったような専門的知識を有する学識経験者等から意見を聞くことができるように定めていきたいと考えているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【7番：齋藤牧人議員】**

ありません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、暫時休憩いたします。

(午前11時03分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

5番、松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

5番、松橋拓郎です。

最近、個人的に非常にショックなことがありました。大潟村のスポ小のラグビークラブが来年度の会員募集をやめるとのことで、その理由は、児童の人数が足りないからだそうです。ラグビーはチームに必要な人数が多いですし、もちろん大潟村のスポーツクラブはラグビーだけではないのですが、あの立派に整備されたラグビー場で大潟村の子どもたちが走り回る姿が見られなくなるかもしれないというふうに考えたときに、率直に寂しい気持ちになりましたし、大潟村の時代がひとつ変わったのだなと感じずにはいられませんでした。

人口はいずれにしても減るので、人口減少を前提に物事を組み立てることが賢明である、そういったような風潮が最近あるように感じますが、皆さんはどう思いますか。

私も以前はそうのように考えていました。しかし今は大潟村でその議論を本格化させるのはもう少し後にして、人口減少という現実にもう少し抗い、大潟村の子どもたちのためにどんな選択肢を残せるのか考えてみたいと思っています。

そのような観点も踏まえて、本日の一般質問に臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして3点質問いたします。

まず1つめです。大潟村の財産である入植者の方々の言葉を後世に伝えるためにということで、敬老会や福祉運動会に出席させていただきました。高齢者の方々が元気に過ごされているということは大変喜ばしいことだと思いました。

敬老会に参加させていただいた際、大潟村の人口の4分の1以上は75歳以上の方であるというふうに伺いました。この割合は他の市町村や秋田県全体から比べると低いかもしれませんが、開村から60年以上が経ち、大潟村の高齢化も進行してきているというふうに感じました。

そのような中で、入植者の方々の人数も次第に減ってきています。入植者の方々はまさに

大潟村の歴史を作ってきた存在であり、その方々の言葉は受け継がれるべき大潟村の大切な財産だと思います。入植者の方々がご健在な時代と、いなくなってしまった時代を想像すると、その間にあるのは単なる時間の流れではなく、ひとつの時代の終わりを意味するのではないか、そんなふうを考えております。入植者の方々をこの言葉を後世に繋げるべく記録していくことは、優先的に取り組むべきことだと考えております。

以上のことを踏まえて、質問いたします。

まず1つめです。小中学校など、村内の子どもたちが入植者の方々から学ぶ機会として、現在はどうのことを行っているのでしょうか。

2つめです。干拓博物館における教育普及活動の推進の中で、入植者の声や映像を補完し、後世に残す必要があるとの記載がありました。このことについてはどの程度進んでおりますでしょうか。

以上の2点、お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員の質問にお答えします。

1つめの質問について、松橋議員のお話のとおり、入植者の方々の言葉は受け継がれるべき大潟村の大切な歴史財産の1つであると思います。

村では地域人材活用学習支援事業により、小中学校の児童生徒に対し、入植者の方から当時の様子を語っていただくことを、総合的な学習の時間で行っております。入植者の方からは、「しっかり話を聞いてくれた。」「質問から村に関心を持っていることが分かり、期待できる。」とのコメントもあり、世代を超えた交流としても極めて意義深い時間となっていると感じております。

また小中学校の児童生徒は、干拓博物館を活用した学習の際には、入植者である案内ボランティアの方からの話を聞く機会があります。さらに、小学校には平成15年当時、学校にいた先生方が中心となり作成した、入植者の話をまとめた冊子、手元にありますが、これです（『「なのはなタイム」学習資料うきやがら』を提示）。これを資料として総合的な学習の時間で活用しております。

一方で、松橋議員がご懸念のとおり、語り部となられる方々が高齢化している現状は、村としても重く受け止めております。

今後は、こうした貴重な証言を後世に確実に残すべく、授業の様子を映像や音声で記録・保存するなど、デジタルアーカイブ化も含めた方策について検討してまいりたいと考えております。

2つめの質問について、大潟村は干拓によって誕生した自治体として日本では唯一であり、ここに入植し、営農をおこなってきた方々の体験談は、大潟村の歴史そのものであり、後世

に残すべき重要な記録であると認識しているところです。

そこで大潟村干拓博物館では、大潟村案内ボランティアの会の入植者世代の会員がガイドしている様子を、音声や映像で記録として残すことを進めております。現在の進捗状況としては、博物館のイベントにおいて村内をガイドしている時の音声をすでに記録しているところです。また、大潟村案内ボランティアの会員がガイドの際に参考に行っている案内マニュアルには、それぞれの経験や、自分で調べて得た知識を追記し蓄積することで、文字でも残しているところです。今後はガイドしている様子を撮影し、保存することを検討しています。

そのほか、入植者に対して入植当時の想いや体験についてインタビューし、その記録をアーカイブズとして保存することを進めており、それらは館内で視聴できるように整備するなどして活用したいと思っています。

なお、大潟村案内ボランティアの会には昨年度、新たに3名の入会がありました。その方々は入植2世や村外から移住者です。今後も新たな会員を獲得するとともに、アーカイブズを活用することで、つぎの世代に伝承していきたいと思っています。そして、入植世代の声を広く伝え、後世に残すよう取り組んでまいりたいと思っています。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

はい、承知いたしました。

過去の一般質問の答弁の中でも、資料はたくさんたまっていて、なかなか整理するのが難しいというような話もありましたし、今実際に語っていただく機会、それから映像に加えて紙媒体で資料も作ったというような話もありました。やはり紙媒体で残すこともすごく大事だと思うのですが、なかなか興味があって、読みたくて読みに行き、探して読んでみたい、やはりその文字ベースというのは若干、他の媒体に比べるとハードルが高いような感じもしますので、やはりその気軽にといいるとちょっと言葉が適切かわからないのですが、ある程度受身でも見られる映像という媒体はやはりいいのかなと思いました。これをぜひとも、今後とも進めていただきたいなと思っています。

それで私です、ちょっと案内ボランティアの方のお話も伺ったことがあるのですが、今、子どもたちで、自分のおじいさん、おばあさんがどこ出身かわからないような子もちょっと出てきているというような話も聞きました。なので、やはり入植というものがやはり、我々の世代に比べてあまり身近になってないのかなというようなこともちょっと危惧しておりました。

先ほどの答弁の中でもあったかもしれませんが、ちょっと聞き逃していたら申し訳ないのですが、実際に学校ですとかあるいは博物館に行き、そういったことを学んだ児童

生徒たちのリアクションというのはどういった感じなのかというのは、もしご存知であればお聞かせいただきたいのですけれども、お願いします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員の再質問にお答えします。

児童生徒の実際の語りを聞いたときの反応ということで、知っている範囲で答えさせていただきたいと思います。

総合的な学習の時間では、村をテーマにして学習が進められております。6年生になると、一応この村の歴史と、それからこれからの展望を6年生なりに考えるというような学習の中で、入植者の方の話を書くという内容が組み込まれています。その中で、子どもたちは、今現在の大潟村しかイメージできないという形です。入植当時、木がほとんどなかったところから木を植えた、田んぼはすごいぬかるんで大変だった、昔は手植えでも植えていた、というような話を聞くと、今の様子からは全然想像がつかないというような、今との変化を非常に敏感に感じ取っていたかと思います。その辺で先達の努力なり、これまでの歴史を感じるといったような反応があったかと思います。

そこから子どもたちは、やはりこの後、またこの大潟村も変化していくでしょうし、どのように自分が生きていくかを少しでも学んでいるのかなというふうに感じました。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

再々質問ではございませんが、お聞かせいただきありがとうございます。この件について先日、同世代の人と話していましたら、過去の話、昔の話、入植者の方々の話もちろん残していく必要があるけれども、我々30代、40代の、やはり昔の時代と今の時代も大潟村はずいぶん風景が変わっているから、やはりこれはこれでしっかりと我々も伝えていくべきではないかというような意見がありました。もちろん、入植者の方々の言葉が特に大潟村の特異な歴史ということで今回お話しましたが、そういった観点で我々としても未来に繋げていけるよう努めていきたいと思いました。

では次の質問に移ります。

大潟村の休日の保育の方向性に関してということで、ちょっとこれまでの経緯の整理という面もあるのですが、令和7年6月議会において、私がですね、広域連携による休日保育の可能性について質問いたしました。これは休日保育について、利用者が必ずしも多くはないが要望があるといったことに対して、村単独ではなく周辺自治体と連携する形で運営すると

ということ、このことに対してのお考えや課題についてを伺いました。これにより広域連携による休日保育の可否やその課題について明らかになりました。

またその際、「今後、休日保育の要望が高まった場合に、実施に向けて動き出す可能性がありますか。」と尋ねたところ、「既に休日保育の検討はしていて、保護者の要望等も踏まえながら引き続き検討していきたい。」というようなお答えでした。

その6月議会の後ですね、就学前児童、小学校になる前の方々ですかね、および小学生の保護者の方々向けにアンケート調査が行われまして、その中に休日保育についての項目もありました。その結果については令和7年9月議会で三村議員がご紹介したとおりでですが、25%の方々が休日保育が必要であると回答していて、その7割程度の方が、季節保育期間中に、要するに主に農繁期ということになると思いますが、集中しているというようなことでした。そして通年で休日保育が必要と回答した世帯の実数ですね、割合ではなくて実数が5世帯のことでした。このことから通年での休日保育の必要性は少ないというふうに結論付けられておりました。

このアンケートの回答率が約48%でした。休日保育の必要性を感じているという方はもれなくアンケートに回答するような気がしますので、実際この回答率を考えると、通年での休日保育を必要とする世帯の割合というのは確かに高くないのかなというふうにも思います。

しかしですね、実際に通年で休日保育を行っております男鹿市の船越こども園ですね。ちょっと私がお話伺ったところですが、今年度、休日保育を利用している世帯が2世帯ということでした。男鹿市としても、利用者は決して多くないと考えつつも、子育て支援のビジョンに向けて行っているということでしたし、またこのアンケート、こども園だけではなくて放課後児童クラブも含めての休日保育に対する要望調査でしたので、単純な比較はできないのかもしれませんが。しかしこのアンケート結果をどう解釈するか、要するにその船越こども園は2世帯でやっていますけれども、大潟村は5世帯の人が要望していたということですね。これについてどう考えるのかというのは、考える余地もあるのではないかともしました。

なお、そのアンケート結果の概要には重ねて、現在のこども園の職員の配置状況では休日保育の対応は難しいとの記載がありました。

以上のことを踏まえて1つめの質問です。

6月議会の際の答弁では、休日保育の要望が高ければ、そこに向けて動き出す可能性についての示唆がありました。その後のアンケート結果の概要では、休日保育の要望は少ないというふうに結論づけられていました。

仮定の話で恐縮ではありますが、どのぐらいの割合、あるいはどのぐらいの実数の要望があれば休日保育の実現に向けて動き出すのか、こういった基準は設定されているのでしょうか。これが1つめの質問です。

続けます。

その後ですね、9月議会の三村議員の一般質問に対する答弁の中で、重ねて現在のこども園の職員の配置状況では休日保育の運営は難しいとの説明がありました。このやり取りの中で、子どもたちにも休みが必要であるというような答弁があり、そのことについて双方の認識が合致しているように思えました。この点について、私も腑に落ちております

こうした前提のもとで日曜日は休みとして、季節保育期間中の日曜日ではなく祝日の保育の実施について、これはどうなのかという質問がありました。そしてこれに対しては、「いくつかの事情を考慮しながら考えていきたい。」というような答弁でした。

私も実際に確認したわけですが、9月議会の教育長の答弁の中にもありましたが、実際に休日保育を実施しているこども園では、休日に登園した分は平日を休んでバランスをとっているということですので、要するに休日保育は子どもを毎日預けるということを意味するわけではないということになります。

そういった観点で、保護者の側もこども園ですとか自治体大潟村の事情を鑑みて、工夫していかなければいけない部分もあるとは思っております。例えば、繁忙期でも週に1回、日曜日だけは仕事を休めるようにするとか、誰かに預けられるようにするとか、農家以外の方でも、日曜日だけはシフトから外してもらうとか、そういった工夫もやはり必要ではないかというふうに思います。

ただ年によって、大型連休が平日に重なってしまったりですとか、連休になってしまうとシフトを組む場合に職場の理解が得がたいですとか、そういった事情もあるのかなとも一方で思います。

以上のようなことを踏まえて、2つめの質問です。

9月議会の教育長の答弁では、季節保育中という前提ではありますが、祝日の保育について問われた際に、その時点で断定的な回答はありませんでした。日曜日は休みとして、希望者に対して土曜日に加えて祝日の保育を行う、こういった場合の検討はこれまでにされていたのでしょうか。あと日曜も含めた完全な休日保育、従来検討して難しいとおっしゃっていた休日保育と比べて、今話したような土曜・祝日の、日曜以外の休日保育、この場合の現場の負担感や実現可能性、この両者に違いはあるのでしょうか、といったことを質問いたします。よろしくお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員の質問にお答えします。

まずはじめに、休日保育を含めた保育の必要性について、現状を説明させていただきます。

令和8年4月から「こども誰でも通園制度」が始まることを受けて、教育委員会内部でも、これまでの入園認定とどうすみ分けすることが、子どもにとって一番適切なのかの議論を重ね、保育の必要性の審査をしっかりと整理し判断を行う必要があると考えております。保育

を必要とすると認定できる家庭の子どもをこども園で通常保育として受け入れ、家庭の状況に応じて、一時預かり保育やこども誰でも通園制度を利用させていただきたいと考えております。

以上のことを前提に、1つめの質問「どの程度の割合や実数の要望があれば、休日保育の実現に向けて動き出すのかという基準を設定しているのか」についてお答えしますと、現時点で明確な基準は設けておりません。その理由ですが、9月議会でご報告したとおり、今回のアンケート調査では、5名の方が「休日保育が必要」と回答しておりますが、5名の方の個別の就労状況を掘り下げて見てみますと、「日曜勤務もあるが、職場の協力を得ている」、「農家でも現在は家庭の協力を得ている」と答えており、個々に対応できていると考えております。こうしたことから教育委員会としては、まだ喫緊に休日保育が必要な方はいないという判断をしております。

このように、実際に導入を検討する場合は、個別具体的に掘り下げた状況まで確認した上で、本当に必要な方がどれくらいいるのかを確認する必要があると考えております。

次に、2つめのご質問、「希望者に対し祝日の保育を行うかの検討はされたのか」については、保育が必要か否かと、祝日・日曜保育の検討を併せて行っております。

次に、祝日保育のみの実施を行う場合と、日曜日も含めた完全な祝日・日曜保育を行う場合との負担感や実現可能性についてですが、日数を比較しますと、例えば令和7年度の祝日は年間16日、祝日・日曜は合わせて67日ですので、日数の違いに比例して負担感も大きく違ってきます。保育教諭の配置数で比較しても、机上の計算ではありますが、祝日保育を実施した場合1名の増員が必要で、祝日・日曜保育を実施した場合3名の増員が必要となります。また、現在勤務している保育教諭についても、休日勤務という労働条件が新たに加わりますので、働き方への配慮も新たに必要になってくると考えております。

また、実現可能性については、先程申し上げた体制整備のほかに、休日に出務する職員を配置できるのか、また、保育の必要性の審査を経る必要があるなど、複数の条件を考慮するとどちらも実現可能性に大きな違いはなく、現段階では低いと考えております。

最後に、こども園の利用に関して共通する課題を申し上げさせていただきますと、保育の必要性について保護者の皆さまに正しく理解していただくことが重要であると考えております。

子育て支援法では、保護者が子育てについて第一義的な責任を有するという基本的認識が示されております。これは、家庭が子どもを育てる基本的な役割を担い、国や自治体はその機能を補い支援する立場であり、親の役割を代替するものではない、という考え方を明確にしたものです。

行政と家庭がそれぞれの役割を踏まえながら、子どもの最善の利益を最優先に考えるという「こどもまんなか社会」の理念を共有し、大潟村としてどのような支援の在り方が適切か、今後も関係者とともに検討を深めてまいりたいと考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

はい、承知いたしました。

再質問なのですけれども、私のこれからの質問の前提として、やはり保護者の要望もありますけれども、現場の職員の方々、スタッフの方々も子育て中であつたりですとか、そういった方々ももちろん村民だつたりとかしますので、そういったことをトータルで考えていったときに、なかなか今、何かその保護者の要望が満たされることと、現場の方々の負担が増すということが、何て言うのですかね、トレードオフといいますか、満たされれば満たされるほど、誰かに負担が行くような状況になっていると思いますので、この状況を改善していかないことにはやはりなかなか前に進めないのかなというふうに思っております。

そういった前提で質問をするのですけれども、今回こども園の入園認定の見直しと云っていいのかわからないのですけれど、実態に合わせるというふうに私は解釈していますけれども、厳格化というふうに捉えられる方々もいらっしゃるのではないかと思います。でも私は実態に合わせているのだというふうに理解しています。

実際に自営業の方を中心にその実態に合わせて、本当に保育に欠ける状態なのかということ個別にやり取りをして判断していったときに、例えばの話ですけれど、冬はあまり仕事がないので、確かに保育に欠けてないですねと、家庭で見ますとなったときに、「あれ、でもやっぱり農繁期って本当に忙しいんだけどな」みたいなことになった場合に、保育に欠けていないところを実態に合わせて、実際に保育に欠けているところも今までどおりとなった場合に、厳格化だと捉えられてしまうのではないかなというふうに思うのですよね。なので、どこまでも実態に合わせていくということで、やはりその保育に欠けていないところはもう実態に合わせて、保護者の方も家庭と一緒に過ごすので、本当に保育に欠けている状況は何とかしてほしいというようなことがやはり成立するのではないかと。その上で、今回の件が厳格化ではなくて実態に合っているのだというふうな納得感も出てくるのではないかなというふうに思うのですね。まずその点についてどのようにお考えかということをお聞きしたいです。

その手段としていろいろあると思うのですが、先ほどの実現可能性はどちらも変わらないという話があつたばかりですけれども、私の中でちょっと簡単に整理しますと、完全な休日保育と、土曜・祝日のみの休日保育、それから他の自治体との連携というのも一応ちょっとお話をしましたので選択肢として入れておきますけれども、あとは地域で子どもを支える仕組みということで、具体的にはファミリーサポートではないかなと思うのですが、こういった選択肢4つ、形式的に並べた場合に、どの選択肢に向かうのか一番、何て言うのでしょうか

ね、現実的なのか、あるいは1つでなくて複数向かっていくのかもしれないですけど、農繁期のその保育に欠けている状況に対する解決策として、向かうべき選択肢として、有力なのは何だというふうにお考えかということをお聞かせいただきたいです。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後2時00分)

(午後2時00分)

再開いたします。

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松橋議員の再質問にお答えします。

実態に合わせていくというようなお言葉がありました。私どもも、農業従事者のその働き方というのは十分に理解していると思います。例えばですね、自営業者であるということ、または作業場所が、家でも仕事があったり、家の敷地内、それから田んぼ、農場、それからハウス、格納庫、いろいろな場所で仕事がある。または季節によって仕事がある。または季節によって、または天候によって勤務時間が朝早かったり、または時間が遅かったりとか、いろいろな状況は十分にわかります。

そこでですね、考えたのが、やはり行政としては公平性、透明性をやはりある程度求めなければいけないということで、今回の入園の申し込みの際には少し詳しく書いてくださいと、そこでときには面接によって確かめさせていただく場合もあるというようなことで、これによって少し公平性なり、透明性が担保されるのではないかという考えで、あのような形で今年度、入園申請を行うように考えました。

そこで、先ほど松橋議員の方からも、子どもの育ちに対してはやはり家庭の方も工夫していく部分も必要だということもご発言ありましたし、私方もそのようには思うところがあります。そしてその手段として、その4つの中で実現性が一番、どれに向かうかという最後の質問でしたが、広域化についても、現在男鹿市でやっているところとの打ち合わせの前段階で問い合わせなどはして、可能性があるかは聞いているところですが、なかなか広域になると、または祝日・休日だけというところでの保育は難しいというところがありました。これはこの後また検討して、できるのであればというふうにも考えていきたいと思います。

また2つめの選択肢のファミリーサポートについても、前回お話したように検討はしているところであります。

ではどれが一番といったときには、その実態に合わせて考えることが、やはり教育委員会としても村としても必要かと思しますので、一番可能性があるのは、祝日の保育に関してはこの後考えていける余地があるのではないかなというふうに考えています。

ただ、前々から話をしているように、いろいろな課題を解決した上でというようなことは

付け加えたいと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

はい、承知いたしました。

実際に現在、現状のところ、完全にその休日、休んでいるというところの就労証明がなかなか出てこないというのもありました。ただ、ちょっと考え方を変えると、現在、その休日保育がない状態で、そういった働き方が選択できない状態では、当然そういったかつちりしたものは出てこないということもありますので、実際、祝日保育、可能性が高いとは言っていませんけれど、そこに向かうのが一番いいのではないかみたいな話をされたときに、そうやって実際に開いている状態で、そういう状態で働き方を選んで、そういう就労証明が出てくるというようなこともあると思いますので、課題が多いというふうには私も理解しておりますが、ぜひそこに向かって進んでいただきたいというふうに思います。

再々質問なので、もしよければ村長にお伺いしたいことがあるのですが、最後に、ここまで子育て支援についていろいろとやり取りをしてきました。もちろん、子どもを産む、育てるといのはそれぞれの考え方であるのですけれども、そういった中でも少子化ということに対してやはり大きなポイントになるのではないかとというふうに考えて、今までのやり取りをしてきたわけです。

それで「住み継がれる元気な大潟村」というキャッチフレーズがありますけれども、このサブタイトル、「未来の子どもたちのために」というものがあります。私としては本当にもうこのままでは、住み継いでくれる子どもたちがいなくなってしまうのではないかと、そういったような危機感を本当に持っているわけでありまして。これはもちろん、村長ですとか当局に対して責任転嫁することではないかもしれませんが、そういった危機感を持っています。

大潟村がモデル農村として生まれまして、入植者の話の中でもあったわけですが、様々な、もう今では想像もできないような困難を乗り越えて、今の大潟村の基礎が作られたのだと思います。農村であるものの、ほとんど人口は減らずに推移してきた、これは本当に誇らしいことだと思います。ただ、そんな大潟村でもいよいよ人口が減ってきてしまった、特に子どもの数が少なくなってしまった、そういった現実があります。この少子化という国難に対しても、大潟村のチャレンジ精神を持って、モデル農村として、農村ではあるが人口の減らない、子どもがたくさんいる、そういったことに向けてやはり取り組むべきではないかというふうに私は思っております。今が決して不十分というわけではないのですが、未来の子どもたちのために少子化対策の優先順位をこれまで以上に上げて、予算措置や人員配置、今、慢

性的な人手不足でやりきれない部分があると教育長の方からもありましたけれども、もう少しギアを上げて、この課題に対して当局全体として立ち向かっていくべきではないかと私は思うのですが、村長のお考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の再々質にお答えします。

村においても少子化がこのように急激に進むということはちょっと想像していなかった要素でして、コロナのときの一過性で終わるかと思っていましたが、なかなかそういうことではなく、その後もまず10人前後の出生数ということで以前の半分状況ですので、本当に何とか改善したいということで、まさに様々なことをやっているところです。婚活支援もその一環です。

またこれからの、今の子どもたち含めてですが、大潟村に魅力がなくなることが一番、これから人が減る要素になってくると思います。今は結構、外からも働きに来ている、昼間の人口は3割ぐらい増えていますので、そういう職場がある。それはどうしてかということと仕事があることでもあるのですが、やはり魅力があってここに企業が存在している。ですから、これからも魅力のある大潟村をぜひ継続というか、更に魅力を高めていくということも必要だと思っていて、そういう意味で今回の総合村づくり計画の基本方針に、「グリーンアグリバレーおおがた」というのを掲げさせていただきまして、今までは生産中心でしたが、そうではなくそこに関わる企業も含めて大潟村だということを前面に出して、せっかく大学もあるのでそうした連携をさらに深めて、新しいものがこの大潟村から創造されたり、新しい付加価値が高まるような取り組みを一緒に作っていく。でもその基盤はやはり農業生産があるということだと思っていますので、そのもとでそういったことを作りながら、そこで働く人が子育てについても、もっといろいろな面で便宜が図られるというか、大潟村で子育てする、教育を受けることが非常に良いことだというようなことに繋がっていく、そうしたことを組み立てていくということで、そういう意味では給食の負担を減らしたり、さらに今保育料もずっと安くもしてきましたし、今度さらにそうした保育料の負担を減らしたり、また併せて在宅子育てしている人の支援もちょっと手厚くしたり、そういったことも組み合わせていこうと思っています。ただ、ここで育つ子どもたちがどういう思いをして育て、将来村にまた帰ってきて頑張るかということでは、先ほど松橋議員が言った要素、入植世代の思いであったり、今までの村づくりの思いをちゃんと継承してくれるような育て方も必要だと思いますし、少ない人数でもやはりしっかりそうした思いも育てながら、ただ、そういった子どもらが中学校が終われば高校でまたいろいろ揉まれるわけで、さらに社会人になってもということでも、今までもですけど、小さい学校だからこそ、我々がいろいろな体験をさせてやる、そのことによって自分に自信がついたり、新しい発見があったり、視野が広がった

り、そういったことは引き続きしっかり力を入れて取り組んでいきたいと思っています。

一番大事なのは、これからも魅力ある村づくりをしっかりと進めていくということだと思っ  
ていまして、今回そういう意味で、新しい総合村づくり計画の中に活かして、今後に繋げて  
いきたいと思っていますので、どうかよろしく願いいたします。

私からは以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

はい、承知しました。

「こども真ん中社会」という言葉が度々出てきています。今の子どもたちの幸福に加えて、  
将来の子どもたち、選択肢の少ない村にならないように、そういった観点でぜひ取り組みを  
お願いしたいと思います。

それでは3つめの質問にまいります。

株式会社オーリスの現況について、10月の臨時議会では、株式会社オーリスへの増資を含  
む補正予算案が賛成多数で可決されたものの、修正動議も提出されるなど、反対意見も多く  
ありました。

以上のようなことを踏まえて質問いたします。

これまでの答弁の中で、もう既にお答えいただいたこともあるかと思いますが、通告して  
おりますのでそのとおり質問いたします。

時間的にあまり余裕のないスケジュールの中での可決でありましたが、その後の手続きの  
進行状況など、現況どのようになっていますでしょうか。

2つめです。可決はされたものの、反対意見も多かったといったことを踏まえて、今後の  
ルール作りなどに向けてどのような行動を起こす予定でしょうか。

以上、お願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の質問にお答えします。

はじめに株式会社オーリスの現状についてであります。オーリス施工の工事については、  
10月27日付けで、ひだまり苑、小中学校、こども園への太陽光パネル・蓄電池設置工事の契  
約を締結したところです。工事は3施設にパネル及び蓄電池を設置するもので、年度内に完  
了が見込まれます。変圧器等を含む受変電設備への接続工事につきましては、来年度の契約  
にて実施予定としており、完成・電力供給開始は来年度となる見込みです。

増資の状況につきましては、10月31日までの間、村及び2社の増資により、オーリスの資  
本金が4,350万円から8,650万円に増加しております。現在、さらに5社と増資の調整中で

あり、12月末までに資本金は9,250万円となる見込みです。増資を検討していた残り2社のうち1社については、年明けに増資に向けて調整を行うとのことであり、もう1社については経営上の事情により増資を行えなくなったとのこと。最終的には、村の出資比率は40%以下となる見込みです。

各社の持ち株数については、各社それぞれのご判断によるものですので、回答を控えさせていただきます。

なお、村の持ち分を減らす形での各社への増資依頼については、村外企業への増資要請も行う予定としております。

2つめの今後のルール作り等についてですが、松雪議員及び齋藤議員への答弁と同様になります。株式会社オーリスへの増資を巡る各議員からのご意見等も踏まえ、出資法人等を通じ、実現しようとする村の行政目的の効率的かつ効果的な達成を図る必要があります。

また、村政の透明性を確保し、村民生活の向上に資するため、経営評価の実施や村の財政的関与の考え方、人的関与の考え方、情報開示の推進など、出資法人への村の関与について条例、指針等を定めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、策定にあたっては、議員の皆様とも意見交換をしながら策定したいと思っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

はい、承知いたしました。

条例を制定して情報公開をしていくということで、これは株式の比率に関わらず公開してくださることが望ましいというふうに思うのですけれども、条例を作ることによってそれが義務化されて、そうすると先ほど、村の株式の持分を減らすべく村外企業に呼びかけるということで、これを並行して行うと思うのですけれども、条例を制定するというで、村の株式の持ち分を減らすことに対する、何かをモチベーションが下がったりしないのかというか、要するに条例は条例で定めるけれども、村の株式の持ち分を減らしてもうちよつと全体的に均していきたいという意向はどのぐらい強く持たれているのかということが1つめの質問です。

あと2つめですね。今の答弁ではないのですけれども、私の聞き間違いだったら申し訳ないのですが、齋藤議員への答弁の中で、村独自の指針としていくつかあった中に、自立支援という言葉があったように感じています。これは多分間違いではないと思うのですが、間違いだったらすみません。その自立支援というふうになった場合に、これは誰からの自立かという当然村からの自立ということで、そうすると当局から社長が出ているという状態が自

立と言えるのかというふうに考えたときに、一般論的にそれは自立とは言えないのではないかなと思うのですけれども、こういった自立支援という方向性の中で、今後オーリスの社長を第三者というか、他の人に担ってもらおうというような意向はあるのでしょうか。それが2点目の質問です。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

松橋議員の再質にお答えします。

まず村の持ち分を減らす形での呼びかけということではありますが、前回の議会の中でも、そうした議員からのご意見もあり、村としてもそれに応じてくれるところがあればというよりも、そういう呼びかけをしているところです。

ただ、今考えている条例や指針についてですが、まず25%の割合以上というような、一応、線引きはしたいと思っていまして、今話しかけをしている中でそこまで持ち分が下がるような状況にはならないのかなと感じているところです。まだ明確化などところまではいってないのですが、村の持ち分を減らす形での対応ですが、ただしっかり条例や指針を定めながら対応していきたいと思っています。

この計画的な取り組みと自立化の支援ということで、ルーラルもですが、このオーリスの方も私が社長をしているということで、透明性がというより、自立化にならないのではないかということの話であります。確かにそういう見方もあると思いますし、長い目でというよりも、そうしたことの方がより望ましいことにもなると思うのですが、今の役員を含めた状況を、例えばルーラルにおいて今の体制ということで、また特にオーリスにおいては、今まで国とのやり取りの中で事業継続していることもありまして、現状では私がやった方がいいと思いますが、将来的にそれは村長でなくてもいいというのは当然あっていいと思いますし、いつまでも村長の立場が社長をするということでは決してなく、しっかり自立化という意味も長期的な意味での考えですが、そうしたことであります。ですので、今は私がやっていますが、それは現状に合わせた中ではやむを得ない状況なのかなと思っていますが、そうした適任者なり、ちゃんと経営する人が出てきたときにはそうした形に進んでいくということはあるといいことだと思っていますし、そうしたことを明記しながら、より透明性というか、共通な認識をしっかり持てるように、今回条例や方針を作っていくたいと思っています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

質問ではございませんが、はい、承知しました。

度々申しておりますが、大潟村が今、時代が変わろうとしていると感じています。将来に向けて様々な視点を持って、大胆に取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これで終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

次に、4番、黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

4番、黒瀬友基です。

昨日の、議会改革特別委員会の中間報告のとおり、今回から一般質問を2日に分けさせていただきまして、トータルの時間としてはおそらく変わらないと思うのですが、一般質問の最後ということで若干長くなりましたが、ここでさせていただきたいと思います。

昨日、初日議決を行った期末手当に対する討論を行いましたところ、議会終了後にお会いした方からですね、パッションにあふれた答弁だったというお褒めをいただきまして、個人的には非常に理詰めで日々議論したいなと思っているところではあるのですが、そのように受け取ってもらえなかった点は多少残念かなというふうに思っております。ただ褒めてはいただけましたし、何も響かないよりはいいのかなと気を取り直しまして、今日もパッションに溢れた一般質問をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い、3点質問させていただきます。

すでに他の議員の方から関連する質問、また村政報告等もあったと思いますが、事前通告をしておりますのでそのまま質問をさせていただきます。

はじめに1つめ、オーリスの出資状況についてということで、正確にはごめんなさい、オーリスへの出資状況についてかと思いますが、すみませんでした。

10月15日の臨時議会前の全員協議会においては、村内外計7社が出資、増資を行う予定であるとの説明を具体的に名前を挙げて受けましたと書きましたけれども、正確には8社の名前を挙げていたかと思えます。その点、訂正した上で質問を続けさせていただきます。

今回の増資にあたっては、当初9月の説明段階で予定していた2社の既存株主以外にも増資を呼びかけ、増資が行われる予定であるとの説明であったと認識していますが、現在の資本金の額および増資の状況はどのようになっているのでしょうか。

また2番目として、全員協議会で増資予定として挙げた計8社それぞれの増資の可否、増資額の状況を教えてください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

先程来、繰り返しになりますが、株式会社オーリスの資本金額及び増資の状況については、

10月31日までの間、村及び2社の増資により、オーリスの資本金が4,350万円から8,650万円に増加しております。現在、さらに5社と増資の調整中であり、12月末までに資本金は9,250万円となる見込みです。増資を検討していた残り2社のうち1社については、年明けに増資に向けて調整を行うとのことであり、もう1社については経営上の事情により増資を行えなくなったとのこと。最終的には、村の出資比率は40%以下となる見込みです。

各社の持ち株数については、各社それぞれのご判断によるものですので、回答を控えさせていただきますが、全員協議会の報告の時より新たに1社増え、また逆に1社減った状況で村内7社、村外1社というような状況であります。

なお、村の持ち分を減らす形での各社への増資依頼については、村外企業への増資要請も行う予定としています。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

先ほどまで回答されているので、ご回答を控えるという話かなというふうには思いますけれども、この件に関しては別に村は増資せずにですね、安定して事業が進む、もしくは出資してもですね、ここまで問題にならずにできる話であれば、さほどそこを問う話でもないのですけれども、やはりそこが前回、9月、10月の議会の中でも非常に問題になった部分で、どこまで民間に要請したのか、最初からオーリスとして村に全てを丸投げする気であったのではないかという話の中で、どこまでやってきたかという話の中で、このお話になっていきますので、ぜひそこはやはりきちんとお答えいただきたいなというふうに考えています。

9月の時点では1回否決され、その後、民間企業をまわって、出資のめどが立ったという話で、10月15日の全員協議会ではですね、「村内および村外事業者の協力を具体的に得ることができまして」ということで、村以外の出資者の分を合わせて2,200万円を見通しているという話をされているのです。それで具体的に8社の名前を挙げているのですけれども、それがあって、議案が再度提出されて、可決されたものと考えています。それが、そこから減っているという話、また2,200万円の民間出資を見通しているという話でしたけれども、今のお話でいくと、12月末までに9,250万円ということでここに差額が生じているかと思えます。各社の判断の中で遅れているのかもしれないですけれども、少なくとも今回10月に提案された際に、急を要するというお話で再度提案されて、いろいろな説得をされてやられたと思えますので、その中において民間が遅れていて、これは大丈夫なのかなという疑問も出てきます。また、この話も聞かせていただこうと思えますけれども、この12月末までに民間含めた増資が完了するという予定が600万円不足して、12月以降になるというお話、このような話を聞いているとですね、今までのオーリスの工事がどんどん遅れていた話が重なって

きまして、また、果たしてきちんとそれが実現されるだろうかという不安にもなってきますし、そういった点をどのように考えているのかなというふうに思うところであります。

また、もう1点ですね。今回、先ほども説明されましたけれども、年明け以降も増資の予定があり、最終的に村の出資比率は40%を切るという表現をされていますけれども、これに関しても、前回10月15日では、38.6%と明確に明言されております。何か非常に曖昧にどうか、されているのですね。下がるのであれば下がるでしっかりと、そのときよりも変わったという点を、出資、増資を得られなかったという、同意を得られなかったという点をしっかりと明らかにして、そこを回答するべきではないかなというふうに考えております。

そういった点を踏まえまして、再度お伺いしたいと思いますけれども、先ほど述べましたとおり、民間各社の増資の状況というのが、今回の村の増資を決めるにあたった経緯がある以上は、どこの会社がどれだけ、もしくは最低限、どこの会社が増資したかという話はするべきではないかなと思うので、可能な範囲でお答えいただけないでしょうかというのが1点。

もう1点は、当初の計画より12月末時点での増資額が減った理由。

そして年明け以降も増資の予定がありという話になっていますけれども、最初に明言されていました9,850万円の話から、40%を切るというすごい曖昧な表現になって、その金額を明言されていない理由、そういった経緯をもう一度説明していただければというふうに思います。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後2時35分)

(午後2時37分)

再開いたします。

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず、議会が終わった後も引き続き交渉いたしまして、先ほど話をしましたように1社新たに増えまして、逆に1社減ったような状況でありまして、また村外、現在は1社ですが、今も交渉している状況でありまして、また村内の1社についても年明けに正式に、会社の手続き上、決定するということでもありますので、現在そういう交渉している最中でもありますので、社名については控えさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

いずれ、そうした協力を得られながらしっかりと事業を進めていきますので、どうかよろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

であれば、決まった折には、公表していただけるということなのかなというふうに思っておりますけれどもというのが1点と、あと今、再質問の中で抜けていましたけれども、年末までに入る予定だったところが遅れている理由と、あと最終的にいくらになるのかという話ですね、先ほど言ったとおり、非常に曖昧な表現されているので、その点は再質問でもう一度お答えいただきたいと思います。

それともう1点、なぜここでこの話を再三させていただいているかということですね、具体的に話してしまえばですね、前回、全員協議会で名前を挙げた会社がありますけれども、その中で、そもそもが、増資するしない以前に、オーリスの経営自体どうなのかなという話をされていた会社さんがありまして、その中において10月の全員協議会でお名前を出されていてですね、非常に驚いたのです。そこが、逆に言えばそういったネガティブなイメージを持たれていたところが増資をすることに決めたというのであれば非常に望ましい点でもありますし、そこを説得していただいたという点でいけば、オーリスの社長の素晴らしい手腕かなというふうに思っていたのでその点も確認したかったですし、逆にそうでなければ、最初におっしゃられた、そのときに説明された「協力を具体的に得ることができて」という話は何だったのかなというふうになってきましたので、その点を思っただけの今回の質問でございましたので、また改めて決まった際にお話をお伺いしたいと思います。

ですので、再質問においては、先ほど言いましたとおり、12月までの増資予定で9,850万円という金額が減っている点、また年明け以降も含めて今具体的に見えている数字というのはいくらなのかという点を、再度お伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず大きな要素として銀行の借入れというのがありました。この増資の方針が決定したことで銀行の借入れはスムーズに行うことができ、先ほど話をしたように10月末に工事契約を締結することができました。それは銀行から借入れることができるという前提のもとであります。ですので、まず今、緊急を要した工事が順調に進みましましたので、まずは良かったというか、それぞれ手続きがあって、その社内手続き上、今回、年明けになるというところが1社あるということと、また今もまだ引き続き働きかけていまして、最終的に、今現在、村の比率が何%になるかということはまだ明確に言えない状況でして、場合によれば当初示した数字よりも下がることも、今そうした交渉もしていますので、最終的に決まった段階でそのことは話をさせていただきたいと思いますので、どうかよろしくお願いたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後 2 時 42 分)

(午後 2 時 42 分)

再開いたします。

次の質問をお願いします。

黒瀬友基さん。

**【4 番：黒瀬友基議員】**

はい。

それでは 2 番目の質問に移らせていただきます。

第 3 セクターの経営情報公開のあり方についてということで質問させていただきます。

先日の株式会社オーリスへの増資に際しての説明において、当初株主比率、村がですね、50%超過する予定であったことから、村長は 50%を超えた場合には村議会への報告義務があり、経営の透明性が増すとの説明を行いました。これに関しては今回もいろいろありましたけれども、条例を定めることで 25%以上の出資であっても村の調査対象となり、また議会への報告義務を課すことは可能となっております。

ただですね、法律上は実際の出資比率 50%以上、または条例制定で出資率 25%以上であれば報告義務があるものの、それ以下であっても、会社側が自主的に経営状況を村当局や議会、村民もしくは第三者にですね、報告・公開を行うことに対して制約を課す法律というのはいかと思えます。従いまして、村の出資比率の高に関わらず、経営者の判断および責務において、透明性を持った情報公開は可能なわけです。

それにも関わらず、株式会社オーリスの代表取締役を兼務している社長自らが 50%を超えた場合には議会への報告義務があり、経営の透明性が増すというような説明すること自体ですね、経営者自身が、出資比率が低ければ、村が主体的に関与し出資していても経営状況を議会や村民に公開するつもりはないと言っているのに等しい状況です。これが仮に代表者が村長や村職員など以外の第三者であって、その人間が言い訳のように言うならまだしも、村長が代表者を務め、村が主体的に関与する事業でありながら、消極的な情報公開の姿勢をとっている状況は恥ずべきものであると考えます。

その点に関連して質問いたします。

1 点目、上記のような情報公開の姿勢は、村が主体的に関わる事業の情報公開のあり方として極めて不適切であると考えますが、村長はどのように考えておられるでしょうか。

そして 2 番目、地方自治法および地方自治法施行令においては、村が条例を制定することで 4 分の 1 以上の出資で調査を行うことができるとともに、議会への経営状況の報告義務を負いますが、村としてこのような条例を制定する考えはありますか。

以上 2 点、よろしく願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

第三セクターへの関与に関しましては、松雪議員、齋藤議員、そして松橋議員にもお答えしてきたところでありますが、出資法人への村の関与に関する条例の中で、村の出資割合が4分の1以上のものについては、年度別の事業計画や決算報告を議会に報告し、経営状況に関する村の調査、評価等についても併せて実施し、報告をしたいと考えております。

現状は、条例を制定しておりませんので、地方自治法に定める範囲内となっておりますことをご理解いただきたいと思います。

そのうえで、私自身としても、先の臨時議会での議論を通じ、第三セクターへの村の関わりについて条例や指針を定める方針であることを申し上げてきました。第三セクターについては、民間企業の立地、進出が難しい地域における公共性、公益性が高い事業の実施手法として有効に活用し、地域産業の振興や雇用の確保、地域活性化等に取り組んでまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

はい、わかりました。

昨日からいろいろな質問の中で、条例を作るということですので、ぜひ作っていただきたいと思います。

その中でですね、先ほど第三セクターについても答弁ありましたけれども、公共性・公益性が高いというお話をされていますので、その点に関して言えばですね、きちんとした情報公開というのをやはり徹底するべきではないかなというふうに思います。ですので、条例を作ったので条例の範囲でとかそういう話ではなくて、問われるものに対してできる限りの回答をする、公開していくというのが正しいやり方ではないかと思います。

オーリスの件に関してはこれまでですね、村としては、時としてオーリスは民間企業だからという説明をされて、直接的な関与ではないので明言を避けるような回答されてきました。一方で、オーリスは村が主体的に進めている脱炭素事業の中核を担う企業なのでという表現で、様々な補助金ですとか支援などをされているわけです。やはりこういったダブルスタンダードな表現というのはちょっと望ましくないと思いますので、今度、情報公開もしくは説明という中においては、そこ辺りきちんと考えていただければと思います。

また、説明の仕方という点に関してですけれども、昨日の松雪議員の一般質問の中で、村

民の不安をどう払拭していくかという話の中です、ぜひ村民などに見学会に来ていただいて現場を見ていただきたい、ボイラーを見ていただきたいというお話をされていました。ただ、村民の不安というのはボイラーが燃えているかどうか、最低限燃えてないことにはどうしようもないわけですが、燃えていけばいいという話ではないと思うのですよね。別に燃えていたら「もう大丈夫だね」という話ではなくて、それできちんと採算が取れる事業を行えるのか、村がこれ以上お金を出さなくていいのか、村が負債を負わないのかというのが皆さんの不安だと思うのですよ。それに対してやはり見学すれば不安が払拭できるというような説明というのは、ちょっと何か理論のすり替えのようにも感じられますので、そういった点、やはり丁寧な、もうちょっと丁寧な説明をしていっていただきたいなと思いますし、これに関しては条例を作って公開したからという話ではなくて、そういった点を考えていただきたいと思います。

またもう1点、しっかりと見ている村民の方は見ていましてですね、ご指摘を受けたのですけれども、10月の広報で脱炭素の説明をされていましたけれど、当初はコストが下がるという話があったのに、村の広報の脱炭素事業の説明ではですね、二酸化炭素の削減量のところにきれいにマーカーが引かれていてですね、そこだけが非常に強調されていると。確かに見てみると4か所、CO2削減量のところだけがマーカーがされている。一方で再エネを安く提供するといった部分が事実上困難になりつつありますと、非常に重要な部分だと思うのですけれども、この部分はさらっと書かれている。やはりこういったところ、これをもって情報公開したというのは何かちょっと違うような気がしてですね、やはりそういった点、村民側が納得するような説明の仕方というのをやっていっていただきたいというふうに思います。

そういった点を考えるとですね、条例を作った、指針を作った、公開した、とりあえず公開しましたという話ではなくて、やはり村民に理解してもらえるように、そして、ともすればごまかしているのではないかと思われるような表現をしないような情報公開のあり方というのを、それは指針ですとか条例の中に盛り込めるものではないと思いますけれども、しっかりしていただきたいというふうな考えです、先ほど1番目の質問で村長のお考えをお聞きしたわけですが、改めてちょっとお聞きしたいと思うのですけれども、そういった点では地方自治法に基づいたとかいう話ではなくて、村民がしっかり理解できるような形で説明を丁寧にしていくという点、情報公開をしていく中で考えていただきたいと思いますが、改めてその点、お考えをお聞かせください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まずオーリスとしても、何回かそういう見学の機会を設けてきたわけですが、残念ながらあまり見学者がないような状況でもありまして、実際にやはり見てもらってどういうふうな

状況なのか、またそのときにいろいろ質問もしてもらえればと思いますので、ぜひ見てもらうということも大事だと思って、昨日そういう発言をさせていただきました。

また、今までルーラルにおいても議員の方へ毎回報告させていただいていますように、ルーラルの決算を株主総会で得た後、それを公開しております。今後、オーリスにおいても同じような形で、正式な手続きを経た決算書類を公開することになりますので、ごまかすとかそういうことは一切ありませんので、しっかりとそうした透明性を持ったというか、ちゃんと手続きを経た形で公開をするということですので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

手続きを経たものが透明性なのか、それとも皆様が知りたいことを的確に説明するのが透明性なのかというところの議論があるのかなと思いますけれども、ぜひ積極的な情報公開をしていていただきたいと思います。

では、次の質問に移らせていただきます。

3番目、第三セクターの経営健全化の取り組みについてということで質問をさせていただきます。

第三セクター等の経営健全化の推進に関しては、総務省より、財政的なリスクの正確な把握を行い、またリスクが潜在的に極めて高い水準に達している場合には、当該第三セクター等の抜本的な改革を含む経営健全化に速やかに取り組むことが要請されています。

総務省の平成30年2月20日付の第三セクター等の経営健全化方針の策定についておよび令和元年7月23日付、第三セクター等の経営健全化方針の策定の取組状況の公表についてにより、財政リスクが存在する第三セクター等については経営健全化のための具体的な対応等を内容とする経営健全化のための方針を策定し、公表することが求められています。

大潟村においても主体的に関与する第三セクターは、現在、株式会社ルーラル大潟とオーリスの2社が存在しており、と書かせていただきましたが、潟共エネもですよ、すみません、抜けておりました。申し訳ありません。大潟村が主体的に関与する第三セクターが複数あるうちですね、株式会社ルーラル大潟に関しては、経営改善のための外部コンサルタントの導入費用を村が支援している点、また株式会社オーリスに関しては、純資産がマイナスとなり、債務超過状況であることから先日の増資を行った点を考えると、いずれも早急に経営健全化に向けた対応を行う必要があると考えます。

従って、村として第三セクター等の経営健全化に取り組む上で、第三セクター等に対する基本的な方針として、今後の関与のあり方、経営健全化について定めた第三セクター等に関する指針を策定すべきだと考えます。

第三セクター等に関する指針については、対象となる方針を定めた上で、経営評価の方法、村による出資、補助金貸付などの財政面関与、役員・職員の派遣などの人的関与のあり方、情報公開についてを定めるとともに、経営健全化に進めるための方針の策定を定義すべきものです。また併せて経営状況に不安のある2社それぞれに対しては、会社の概要、経営状況及びこれまでの村の関与、経営健全化に向けた検討内容、具体的対応などをまとめた個々の経営健全化方針を策定するとともに、毎年の取り組み状況の公開をすべきと考えます。

そこで質問ですけれども、総務省の通知に基づき、大潟村においても第三セクターの経営健全化の方針策定を行うとともに、株式会社ルーラル大潟および株式会社オーリスに関しては、個別の第三セクターに対する経営健全化指針を策定すべきと考えますが、村の考え方はいかがでしょうか。

また、2番目として第三セクターは健全な経営状態であるとするならば、投資や貸付、補助金などの交付は不要であります。村による増資、貸付、補助金、人的支援などを検討する必要があるとするならば、経営が健全な状態ではありません。従って、今後、増資、貸付、補助金、人的支援などを行う必要があるのであれば、村として経営健全化の方針及び支援を行う個別の第三セクターに対する経営健全化指針を策定した上でそれらの支援の実施を検討すべきであると考えますが、その点、村の考え方はいかがでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の質問にお答えします。

第三セクターの経営健全化指針の策定については、先ほどからお答えしている第三セクターへの関与に関する条例や指針の策定においてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

そこで、議員ご指摘の株式会社ルーラルや株式会社オーリスの経営につきましては、いずれも村はその経営の自助努力を支えつつ事業の公共性や公益性を考慮したうえで、村の財政的リスクも考えながら、必要と考えられる支援をしてきました。

株式会社ルーラルについては、令和5年度に経営改善計画策定業務に対し支援をし、その進捗状況にも関わりながら進めているところです。また、株式会社オーリスについては、先の臨時議会において経営強化に向けた増資についてご審議いただいたところであります。

議員ご質問の経営の健全化に向け、村の第三セクターへの関与については、透明性がより強固に確保されるよう、必要な条例、指針を策定してまいりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

条例と指針を作られるということでしたが、1点確認ですけれども、全体の第三セクターに関する、どう関与していくかという指針と別にですね、個別の第三セクターごとの経営健全化方針と、それぞれの毎年の取り組み状況の公表というのがまたあるかと思うのですけれども、それについては作成・公開していくお考えがあるでしょうか。もし、もしあるとするならば、その場合は、ルーラル大潟、オーリス、どの会社が対象になるのかという点を教えていただければと思います。

またもう1点ですね。この総務省からの第三セクター等に関する指針ですとか、経営健全化の方針策定の通知を把握してですね、村がこういった指針や方針の策定が必要だと認識したのはいつの時点でしょうか。オーリスへの増資を検討した前なのか後なのかということになってくると思うのですけれども、当初、総額で5,000万円、50%超を出資するという話であれば、その前にこのルール化を定めた上で、それに基づいて増資するかどうかという判断をして、その指針・方針に基づいてやるという説明があるべきであったのかなというふうに思いますが、その点どのようになっているのかというのを教えてください。

また、先ほど松橋議員の質問にもありましたけれども、関連する部分ではあるのですけれども第三セクター等に関する指針ではですね、自治体の人的関与の点、取締役ですとか社員を自治体から派遣する、村長ならば兼務するということについても、一般的に定められる内容として含まれています。先ほど長期的には、それを他の人間が社長を担う、オーリスに関してですね、他の人間が担うことも考えているという、検討しないわけではないというお話だったと思いますけれども、今回のエネルギー供給事業に関して言えばですね、熱や電力供給を行うのがオーリス、それを支援する村、そして熱や電力供給を受けるのも村そしてルーラル大潟という状況でして、全てが同じ代表者という非常に歪んだ状況なのです。先ほども村が一体となって取り組むという説明をされるので、そういう話になるかと思うのですけれども、やはり今回の9月、10月の増資の話を見ている限りですね、どうしてもオーリスの代表者という立場と村長としての立場をしっかりと切り分けられてないという現状が個人的には見受けられると思っています。ですので、指針の策定においてはその部分、強く盛り込んでいただいた上で、個人的には早急に代表者は変わるべきではないかと考えております。

その点どのようにお考えか、お答えください。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず条例および指針を策定した後に、それぞれの評価ということが必要になります。その評価の中でそうした個別の経営健全化方針の策定が必要であれば、それを策定していくとい

うことになります。ですので、まず条例を制定し、指針を作った上で、その内容に沿って評価して、そういったことが必要かどうかを判断した上で、必要であれば策定するということになりますので、どうかよろしく願いいたします。

また今回、この条例指針についてですが、前回の9月議会及び臨時議会での議論の中でその必要性を認識したということでもありますので、どうかよろしく願いいたします。

そしてこの人的関与についてであります、特にオーリスにおいては需要家側もということとそうしたふうに見られるというか、現実そうでありますので、どういう形が最も望ましいかということについてはこの条例でもしっかり明示していきます。そうした中ではあります、現在、環境省の脱炭素事業を今進めている、事業計画が完了していない状況でありまして、その事業完了するまでは私が担っていくのが望ましいのではないかと個人的には考えているところです。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後3時05分)

(午後3時05分)

再開いたします。

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

**【4番：黒瀬友基議員】**

はい。経営健全化方針を策定するかどうかを、指針を策定してそこで評価してということですけども、ここまで支援をしておいて、方針の策定が不要という可能性があるのですかね。ちょっとそこを今現状としてどう把握されているのかというのがわかればお答えいただければというふうに思います。

もう1点、人的管理の部分ですけども、補助事業完了までは今の体制でという話ですけども、再三申し上げていますが、補助事業が進んでいる中でそこに遅延問題などが生じて、その場合において支援をする側の村長と、支援を受ける側のオーリスというところの立場の切り分けができてないというふうに個人的には考えていますので、これが順調に動き出せば別にそんなことは、極端な話どうだっていいかもしれないのですけれども、今の段階でやはりそこは早急に人的関与をなくすという方向に向かうべきではないかと思いますが、改めてその2点、お伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まずは先ほど話をさせていただいたように、そうした条例や指針を作った上で、それに基づいて審査・評価をして、必要であれば策定するということではありますが、策定する必要性が出ると認識しているところです。

また、私が今社長しているということについては、先ほどもお話をさせていただきましたが、今脱炭素事業を進めている最中でありまして、この事業完了までは私が担っていくのが良いのではないかと思っているところです。

以上です。

**【4番：黒瀬友基議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時08分)

(午後3時20分)

再開いたします。

次に、日程第2、議案第75号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」から、日程第24、議案第97号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

日程第25、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

9番、三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

9番、三村敏子です。

すみません、7ページなのですが、デンマークでの情報交換とか話し合いのときに、「脱炭素事業や農業、教育に関する視察を行いました」ということなのですが、教育に関する視察の中に、村の子どもたちの交流の事業についての話し合いとかも行われたのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の質問にお答えします。

教育の、台湾とどのような形の相互交流のような具体的な話には至っておりません。今後、まず村民や子どもたちともどのような形でできるかというのは、これからまた具体的に検討することになります。

具体的に台湾のような形の相互交流とか、そういったことには至っていないということがあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

三村敏子さん。

**【9番：三村敏子議員】**

相互交流でなくても、相互交流と限らず、子どもたちのためにデンマークへの研修とか、デンマークとの交流がこれから進んでいくわけですので、非常に大事な事業だと私は思っていますので、オーフス大学の先生とその子どもたちの教育のこの話し合いがされていると自分では思っていましたので、先生とお会いすることはできたのか、別な形で、相互交流でなくても考えられないのか、その点に関してはどんなだったのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

三村議員の再質にお答えします。

そういう意味で、例えば村から視察なり研修なりに行く形での受け入れはしてくれるということでした、サムソ島において。そしてオーフスは大学でして、そうした中学生とかはちょっと難しいかもしれませんが、高校生や大学生であれば、そうした学生との交流も含めてできる状況とっております。ですので、村から行く分には向こうでは受け入れてくれるということでもあります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【9番：三村敏子議員】**

いえ、終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

10番、大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

10番、大井圭吾です。

12ページ、13ページの登録有形文化財についてちょっと伺いたいと思うのですが、まず今回、大潟村公民館が村で2件目の登録有形文化財に答申されたということなのですが、まずそこで、申請していたということも私ちょっと存じてなかったのですけれど、どういう経緯で申請して、今回こういうふう認定されたかという部分を伺いたいということと、経緯と伺いますか、例えば県の方から推薦してなったとか、いろいろな要素があると思うのですが、そういう流れをちょっと伺いたいのが1つめと、もう1つが、この登録有形文化財というも

のに対する村の位置づけといたしますか、村はどういうふうなメリットを考えているのかということと、あと最後に1つ、他にもこれから3件目とか、そういう部分で村で考えているもの等があるのかということ、3つ伺いたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

大井議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、文化財として今回公民館の建物が答申されたということに対する経緯なのですけれども、まず1件目の村のモデル住宅なのですけれども、モデル住宅を令和6年の年に、大潟村の60周年の記念の年に合わせて、モデル住宅であれば村の入植の歴史にも非常に関係するものであり、60年経過した村として歴史的な文化財としてふさわしいということで申請したのですけれども、そのときに文化庁の審査をする方が村に来ていただいてモデル住宅を見てもらったのですけれども、その際に公民館の建物についても候補に上がったということではなく、その打ち合わせの会場として公民館の会議室を使った際に、この建物に非常に興味を示されまして、この建物もかなり価値の高いものであるということの話をいただきました。建てた経緯も新聞報道にあったとおりではあるのですけれども、農業博覧会でしたか、その関係で建てたというその経緯も非常に歴史的な価値がありますし、建物自体としても、当時の建物にしては非常に魅力のあるものであるということで十分価値があるよというような話もいただいております。

そこで、この公民館の建物も候補に上がっていたわけなのですけれども、モデル住宅を登録文化財として認定いただいて、また準備を進めていたという経緯があります。準備が整って今年度、令和7年5月に申請していたという経緯でございます。

あと、村の位置づけ、メリットという話なのですけれども、メリットとしてはいろいろあるのですが、文化財を登録した際には、やはり価値を保存して後世に伝えるというところのストレートな価値としてのメリットもあるのですけれども、それを観光だとか、そういった交流人口に繋げるということで経済に少しでも波及させるというのも文化庁が求めている副次的なメリットでもありますので、そういったところでもうまく活用できればメリットになるのかなと思います。

経済的ではないかもしれませんが、今回ジオパークの再認定の審査の際にも、調査員の方に建物を見ていただくなり、説明するなりなどして、その価値を説明していたということも実際にございます。

あともう1つ、3件目の話なのですけれども、具体的には特にはないのですが、まだ村の中で、国の登録文化財だけでなく、村の文化財の認定というのもまだしておりませんので、そういったことも含めればいろいろ候補としてリストアップはしているのですけれども、いろいろ考えながら、関係者と話を進めながら、新たに候補としてふさわしいものがあれば上げ

ていきたいとは思っておりますが、具体的に示せるようなものとして特定したものは今のところはございません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

大井圭吾さん。

**【10番：大井圭吾議員】**

はい、ありがとうございます。

登録有形文化財ということで、ネームバリューも非常に上がっていくと思いますし、村の有効な観光資源ということで、そういうふうに宣伝もできると思いますが、まだ具体的な利用方法は、しっかりこれから決めていかれるということですので期待していきたいと思いますが、もう1点確認といたしますか、これに登録されると、経費的な部分で修繕費とかそういう部分というのは、国の補助とかそういうものはあるものなのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

大井議員の再質問にお答えいたします。

登録を得て修繕費など国の補助などがあるのかという話ですけれども、具体的には修繕費などは特に文化庁から出るものは何もありません。基本的には、もしそういう事案が発生した場合は、村の負担で全て進めるということでございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【10番：大井圭吾議員】**

ありません。

わかりました。ありがとうございます。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

5番、松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

5番、松橋拓郎です。

私から何点か質問いたします。

まず、8ページです。新米まつりに関連してです。私、以前も押尾川部屋の相撲合宿のときにどういう体制でやったのか、役場職員の負担になっていないか、といったようなことを質問させていただきました。

以前から、大潟村商工会等そういった組織がありますというか、ないからかもしれませんがけれども、役場の職員の方がいろいろイベントを主催されて、民間のイベントというよりも行政のイベントが多いなという印象を抱いておりました。

新米まつりは今までも好例行事で、今後も続いていくのでしょうか、ちょっと新米まつりということ为例にとってお伺いしたいのですが、まずこの新米まつり、これは実行委員会があるのでしょうか、役場の職員の方々、土曜日ですけれども出られたりとか、あと普段の業務をしながら準備をしたりとか、そういった役場の職員の方々の関与はどのような感じになっているか教えていただけませんかでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

松橋議員のご質問にお答えいたします。

新米まつりに関することでございますけれども、職員の土日の出務のことだと思っておりますけれども、この新米まつりにつきましては、まず実行委員会でその日時だとか内容を決めますけれども、お祭りごとですので平日よりは土日の開催が主になると思っております。

この新米まつりにつきましては、これまでは所管であります産業振興課の職員の方で、前々からこの日にちにその行事をあてがうということで、皆さんにちょっとご難儀はかけますけれども出務していただくということで、それは後々、時間外勤務手当だったり、代休の方で対応はしております。ただ、今回につきましては、新米まつりを開催する時間を遅らせた関係もありましたので、自前の課だけでは対応できなかったもので、他の課にも応援を頼む形で今回は実施しております。ただ、出務された方への対応というのは、同じく勤務時間外もしくは代休でということでございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松橋拓郎さん。

**【5番：松橋拓郎議員】**

ありがとうございます。時間外手当や代休でということ、もちろん土日働いて手当を得られた方がいいという方もいらっしゃるかもしれませんが、それはわかりかねるところですけれども、結構土日にイベントに行くと、役場の職員の方々、真面目にという表現はおかしいですけど、休みの日なのに大変だなと思うところが多々ありまして、やはり働き方改革という文脈の中でこういったことで何か他に選択肢がないのかなというふうに考えております。

相撲合宿でしたら、応援大使がいらっしゃることでなかなか難しいかもしれませんが、例えば駅伝大会とかそういったものも営利目的ではありませんので難しいかもしれないです

けれども、何かこういう営利目的のイベントであれば、それを民間企業に外注して運営をしてもらって、広報も含めてパッケージとしてやっていただくようなこともあり得るのではないかなと思いますし、結構近隣の自治体を見ているだけでも、イベントも委託してまるっとやってもらったりという事例もあるのですが、大潟村としてはそういったイベントの外注ということは今考えられていないのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

松橋議員の再質問にお答えいたします。

新米まつりに限らずいろいろなイベントの外部委託のことについてだと思われまますけれども、確かに外部委託することによって職員の負担は軽減されるのは確かではあると思います。ただその分、経費的なものも掛かりましになるということも実際あるかと思われまます。

ただ実行委員会を開催する中において、まず現在のところ、村が主導でそちらの方を開催していることもありますので、やはり今の段階でのこういったイベントにつきましましては、可能な限り職員を全て出務させるわけではないですけれども、ある程度そこら辺は代休なりを取りながら業務を分担しながらやって、いくらでも職員の負担を軽減する形で運営しておりますし、今後もしかするとそういう形で続けていかなければいけないのかなとは思われます。

ただ実行委員会を開いておりますので、やはりそれ以外の民間の会社の方々の職員も確かに出務されておりますので、やはりその方々も同じような形で協力しているということを考えまますと、まず、今後もそういう形で進めていかざるを得ないのかなとは思っております。

いずれ、この後どこまで続いていくかわかりませんが、やはり村のメインであるお米を皆さんに届けたいということがあるとすれば、外部で委託するよりは、我々も一緒になってお客さんと接した方がよりいろいろな話を聞けたりとか、こちらの内情も聞いていただけるかと思われまますので、そういうことで続けていければなと思っております。

以上です。

失礼いたしました。

桜と菜の花まつりにつきましましては、全て実行委員会というか、こちらではなくて、一部、催し物をしていただける部分を外部の方に委託はしているということですので、全て必ずこちらでやっているということではないですので、すみません、訂正させていただきます。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【5番：松橋拓郎議員】**

次の質問に行きます。

ありがとうございます。

続きまして12ページです。先ほどもありましたが、公民館の文化財登録の件につきまして、

このニュースを見たときに私としては、よくある文化財の登録ということで、改修ですとか、周りの建物に制限が出てしまうというような、制限はあるのに改修費用は自前なので、苦しくなっていくというような事例を時々見かけますけれども、今回、公民館がどういった状態、建て替えが必要なのか、非常に古い状態なのかとか、ちょっとそういったことはわかりかねますが、まず1つが、今回の登録により、公民館の今後の改修等に制限が出てくるのか。またそれが大瀨村の公共施設の更新ですとか改修ということに影響が出てくる可能性があるのか。そういったことをちょっとお伺いしたいです。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

松橋議員の質問にお答えいたします。

まず、文化財登録されたことによって改修などに制限はあるのかというお話なのですけれども、制限ということになりますと、あるということになるのですけれども、外観についてあまり手は加えないでほしいということ是被われております。利用に関しては極力そのまま、これまでどおり使ってもらって全然構いませんよということでしたので、外側を改修や何か手を加えるときは、一応、確認はする必要があるのかなというぐらいのことは被われておりますが、すでに最初に認定されているモデル住宅についても利用はしておりますし、一応条件としてはそういったものでございます。費用については先ほど申し上げたとおり、村の予算で全て実施するというところでございます。

公民館につきましては耐震の基準を満たしておると、以前調査した結果、そういう答えが出ておりますので、そういった点で大規模な改修ということは今のところは考えておりませんし、もうしばらくは大規模改修というようなことも考えておりませんので、その際はまた外観というところを含めながらの対応になるのかなというふうには思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【5番：松橋拓郎議員】**

再質問はございませんので、次の質問に移ります。

はい、承知しました。ありがとうございます。

最後になりますが、14ページ、ちなみにお伺いしたいというようなレベルの話なのですが、台湾の中学校との交流ということで、来年1月ですね、予定が。特に今この辺りの情勢が緊迫しているというわけではないのですけれども、関係者ですとか、保護者、あるいは生徒たち本人の中で、台湾にこの時期に渡航するということに対する不安というのは出ていたりしないのでしょうか。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

松橋議員の台湾に関する質問にお答えいたします。

現時点でそういった声はありません。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

**【5番：松橋拓郎議員】**

いえ、これで終わります。ありがとうございました。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

1番、松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

1番、松本正明です。

私からは、3点ほどですね。

12ページ、13ページ、まず公民館のことについてですけれども、登録有形文化財になる見込みですということで、歴史ある公民館をこのまま利用するというので、しばらく展望台というものは多分使っていないと思うのですが、村に唯一ある高い建物で外観が一望できるということで、私、子どものときなどは、あそこを施錠してあったかどうかはわかりませんが、勝手に登って、上で勝手に遊んでいた記憶がありまして、最近ちょっと松林の木とかが伸びて、昔とは見え方がだいぶ変わっていると思いますけれど、展望台ということもセットでの公民館だと思うのですが、閉鎖しているのは、危険性があるのかということがあって閉鎖しているのか、今使えるのかちょっとはつきりわかりませんが、なかなか展望台を利用するという事はないかもしれませんが、今後、文化財として登録された場合に、その展望台としての使い方というのを今後どういうふうにお考えなのか。使わないでそのまま形として残していくのか、今後それを使って、一般の方でも村を見学しに来た方でも利用できて、現在の大瀧村の姿と、昔できた当初の姿というのを比べることも多分できると思うのですが、その活用をどうするのかというのを1点、ちょっとお聞きしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

松本議員の質問にお答えいたします。

公民館と展望台、今回セットでの登録なのですけれども、展望台ですが、現在も上げられるようにしております。高いところに行くので一応、常時施錠しておりまして、上りたいとい

う人は事務室に来てもらって、それで鍵を渡すか、一緒に行くかして、上がれるようにはしております。

これからもその使い方に特に変わりはありませんので、引き続きこういった登録になったのを機会に、また何か、上がった中にも、階段とか一番上とかにパネル、景色の解説だとか展示をしてあるので、何か工夫ができればいいなということは考えております。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

質問ではないですけど、上がれるのであれば、今回登録されるということをもた周知して、私も上がれないのかなというふうに、しばらく行ってなかったですから、そういったことも含めて、展望台を使ってうまく何かPRできる方法があればしていただきたいなと思います。

次の質問に移ります。

その下の、台湾虎尾国民中学校の来村についてということで、今回がまず初めてということで、私も歓迎会のときには出席いたしました。村民の方がなまはげに扮したりして子どもたちに見せていただいたり、周辺の地域、男鹿の辺りですとかも回って、幸いにも天気にもある程度恵まれて、台風が来たりということでもなかなか本当にぎりぎりのタイミングで来られたなと思っています。この点に関して、その後にはいろいろついて回ることにはなかったのですが、今回の台湾から中学生また先生等がいらしたときのそれぞれの反応というかですね、もしおわかりでしたら教えていただきたいなと思います。子どもたちは学校で交流をして、それぞれ、ここにも書いていますように、英語で交流したりとか、また大瀨中学校の生徒におきましてはこれから、来年出発するというので、中国語の勉強とかもしていて期待も高まっていると思いますが、今回生徒たちが歓迎セレモニーを行った中で、先生、生徒の反応ですね。これがどういったものだったのか。来年に向けていろいろあると思いますけれども、そういったところから出た意見などがあれば教えていただきたいなと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

松本議員の質問にお答えします。

台湾から来た方々への反応ということでしたが、まずは向こうの学校、校長先生がまず主としてこの事業の主催者になっているようで、校長先生は昨年度も本村に来た際に非常に村の歴史、それから環境、教育について非常に興味を持っていただき、今回も再会した折には非常に喜び、それから実行委員会の皆様ともふれあいということで非常に喜んでいたという

感想です。

今回、同行してきました職員が他に4名いらっしゃいましたが、昨年来た方とは違い、やはりこの大潟村の歴史を知ることでも、また日本の文化、特に男鹿半島、それから角館とか秋田の文化を知ることが非常に新鮮だったと、先生方の中には何度か秋田に来た方もいたのだけれど、実際に教育現場を見たというのが今回のこの交流で非常に良かったというような話もありました。

それから生徒たちの直接の声は聞いてはいませんが、様子からして、干拓博物館、こども園等を見学した際も非常に興味深く見ていただきましたし、部活動のときには一緒に活動して、最初はやはり何て言うのでしょうか、やはり戸惑いがあるのですが、徐々に、やはり子ども同士ですので触れ合って楽しく過ごす場面がありました。

私、授業交流の方をしっかりと見ることはできませんでしたが、その後、この交流をコーディネートしてくれた村の方から、向こう側の感想ということで、非常に良い活動になったし、非常にいい思い出ができたというような話は承っています。それがとりもなおさず、教員や生徒の反応だったのではないかというふうに思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

次の質問に行きますが、これから来年行きますので、ぜひ成功させていただきたいなと思いますので、よろしくをお願いします。

次が最後ですけれども20ページ、委員会が違いますので、いわゆる「こども誰でも通園制度」というところで、1つお聞きしたいと思います。

昨日の一般質問等でもいろいろ質問が出たのですけれども。

マイク、入っていますか。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時00分)

(午後4時00分)

再開いたします。

**【1番：松本正明議員】**

こども家庭庁の「こども誰でも通園制度」というところ、サイトを見れば出てくる中の基礎資料というところですね。通園制度の中に、今回7年度から一部で行われているところもありまして、ちょっと細かいところで申し訳ないのですが、この中で総合支援システム、概要ということで書いていまして、ガバメントクラウドを使って総合支援システムを構築とい

うことで、昨日でしたか教育長がおっしゃった、保護者の方は「ボシモ」というアプリを使ってということで、この中には予約の管理機能だとかデータの管理機能、あと請求書発行機能とかですね、一元的に事業者と利用者、これをうまく使って、LGWAN を使ったりですね、ガバメントクラウドサービスの中で、こちら辺で全て簡単にできるみたいな、予約状況ですとか残りの時間だとか、システム利用のメリットとデメリットみたいなことも一応書いていますけれども、この中でそのシステムとしてこういう形で、今こども家庭庁の資料に出ているようなガバメントクラウドを使ったこういったシステムで今後、こども誰でも通園制度の総合支援システムをこういうネットワークを使って管理していくのかどうかということをお聞きしたいのですけれども。

**【議長：丹野敏彦】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

松本議員の質問にお答えいたします。

制度の運用にあたっては、こういったシステムを活用して進めていくということで、今調整しておるところです。まだ、すみませんが、具体的にどうこうということまで入れ込んでテストとかいう段階ではないので、細かいところまではまだはっきりしてなくて答えられないという意味合いなのですけれども、いずれその仕組みを使いながら進めていくというところは変わらず、そういう予定でございます。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

松本正明さん。

**【1番：松本正明議員】**

まだ未定ということで、こども誰でも通園制度のこの利用のシステムということになっていきますけれど、これだけで使うのは何か非常にもったいないなとか、なんていうのですか、一時預かりでも普通の通園でも、これを見るといろいろな情報だとか、例えばアレルギーの情報だとかを登録したりとか、いろいろな日ごとに利用者の情報を一元に管理というふうになっているのですね、これを見るとですね。これだと誰でも通園制度だけにシステムを使うのは、派生させれば、お母さんとかお父さんとか、スマホでいついつ行って、今日欠席ですとか、今、子どもが私もないので欠席するときに何かスマホでやるというふうには聞いていましたけれど、カレンダーでいろいろ見られたり、時間を予約だとかいろいろ、市町村でこういったことでも非常に管理できるのではないかなと思ってですね。何か非常にこれだけで使うのはもったいないなというシステムで、自治体の職員も含め、こども園の職員、あと利用者とかですね、それぞれ何かメリットがあるということで、何かうまくこういうことが、どうせ使うのであればこういった管理が一元的にできるようにうまくこれから使って

いければと思うのですけれど、それが可能かどうかちょっと私はわかりませんが、何かうまくこれを使えばいろいろと結構メリットがあるのではないかなと思うのですけれど、その点を考慮してこれから進めていけるのかなということを1つお伺いします。

**【議長：丹野敏彦】**

三浦教育長。

**【教育長：三浦 智】**

総合支援システムでの誰でも通園制度への登録、それから申し込み等というのは、都会の場合であれば、待機児童的なところで、いくつかの園を対象にして、その空いているところを探すこともできるという形での一括システムというふうになっていたのですよ。大潟村の場合は、まずできるのは1か所ということなので、その辺のシステムの活用というのはちょっと都会とまたこことは違うであろうと。

先ほど後半の方で、一括して全ての情報データ管理なり、子ども支援のことにに関して1つのアプリでというようなこととお話がありましたが、その辺はまだはっきり私方もその活用がどこまでできるのかということは把握してないので、できるものであれば1つにして職員の負担を減らすという考えでやっていければいいかと思います。その後ちょっと研修、調査させていただければと思います。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

**【1番：松本正明議員】**

いえ、ありません。終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございませんか。

6番、菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

6番、菅原史夫です。

私から1点だけ、ちょっと教えていただきたいことがありまして、6ページのNHK受信料未払いの件なのですが、これは今全国的に全国の公用車・社用車でいろいろ問題になっていまして、未払いが発生している事案が全国各地で出ているようです。

全員協議会でも説明を受けましたが、再度確認なのですけれど、ちょうどこの真ん中辺に、「その結果、放送受信契約の対象となるカーナビ搭載公用車に未契約のものがあることが判明し」となっているのですけれども、全てが未契約ではなくて、未契約のものが何台かあるという意味なのですか。そこをちょっとまず確認したいと。なぜそういうふうな質問をするかという、社用車・公用車にNHK受信料が1台ずつかかるということは実はあまり、NHKの方にも問題あると思うのですけれど、あまり皆さん認識されていないのが事実でこのようなこ

とになったと私は思っているのですが、これが、本当にこちらがその制度をわかっていないで知らないでやったのか、それともあるものはもう契約しているのだけれど、他の分は未契約だったという話になるとちょっと話が違いますから、それについてこの書き方だとちょっと誤解が生じるかもしれませんので、まずそこをお伺いしたいということが1点と、あとこの最後の方ですね。「テレビ受信機能を有するカーナビ6台のうち、機能切断が難しい1台を除き、機能を切断し」と書いてあるのですが、災害時、災害時やはりテレビという媒体も情報を収集するためには、やはりある程度必要なのではないかなというふうには私自身は思っています。その辺について、これ全てを切断してもどうなのかなというふうに思いますので、その辺のお話をお聞かせ願いたいと思うことが1点と、もう1点が、全員協議会のときでもお話ししたように、一般の商取引だと時効がありまして、時効が5年かなと、一般的にはそういうような感じだと思うのですが、この辺の時効援用というのがどういうふうな形になっているのか、全員協議会のときにお尋ねして調べておくということだったので、その辺もお聞かせ願えればと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

税務会計課、近藤課長。

**【税務会計課長：近藤比成】**

菅原議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目の、公用車に未契約のものがあるという表現ですけれども、申し訳ございません、こちら紛らわしかったかと思いますが、今回契約しているというものはありません。全て受信機能があるものは未契約でした。

次に2点目ですが、災害時の対応ということですが、まず今回は車両についている機能としては必要ないというふうに判断して切断したということになります。今後、また必要性があるとすれば、またちょっと検討してみたいと思いますが、今回はこういった判断をしたということでございます。

それから3点目の件につきましては、平成29年の最高裁の判決があります。これでNHKの契約関係、時効関係について判断できます。結論から言いますと、今回のケースでは時効に該当する部分はないという考え方になります。

具体的に言いますと、まずNHKの受信設備を設置した場合、受信料の契約義務というものが発生します。そして契約が成立した場合には、受信設備の設置のとき以降の受信料の債権が発生するということになります。ですので、設置日をさかのぼって契約日に債権が発生するということになります。

ここから時効の考え方がありますが、時効の期間としては5年ということになりますけれども、期間の始まりの部分が設置日からというわけではなくて、契約日からになるという判断が示されています。ですので、契約日にさかのぼって発生した額全てに対して支払う必要があると、時効の起算日が契約日ということですので、時効が成立するとすればそこから5

年ということになるというような判断になります。

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時13分)

(午後4時19分)

再開いたします。

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

**【6番：菅原史夫議員】**

まず事項の件につきましては非常にわかりにくい部分がありますが、全国的な問題なので。

あとですね、先ほど、カーナビ機能、テレビの機能を切断したのは、テレビは今のところいらぬのではないかというお話だったのですが、やはり災害時にはやはり情報が、今いろいろスマホとかいろいろありますけれどね、ありますけれど、やはり1台ぐらいはあった方がいいのではないかなというふうに思いますので、その辺ちょっと検討の余地はあるのではないかなというふうには思います。その辺について、検討することはどうなのでしょう。

**【議長：丹野敏彦】**

税務会計課、近藤課長。

**【税務会計課長：近藤比成】**

菅原議員の再質問にお答えいたします。

テレビ受信機能という点では、見られない、聞けないという状況になりますが、ラジオはございます。ですので、そういったものを含めて必要かどうかというのは今後検討してまいりたいと思います。

**【6番：菅原史夫議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

他に質疑ございますか。

11番、工藤勝さん。

**【11番：工藤勝議員】**

11番、工藤勝です。

私から1点質問したいと思います。

1ページにありますクマ出没状況についてでありますけれども、今年度はまず15件の出没状況ということで、去年、一昨年と比べても目撃情報は少ないのではないかと考えているところですが、今年の周辺、男鹿市、八郎潟町、三種町の出没状況を見ると、かなり多くの出没が確認されているという状況であります。ということは来年度、この状況を見ても大

潟村にクマがもっと出没するのではないかなと懸念しているところでもあります。

そういった中で、村としてもあらかじめ協議しておかなければいけないことはたくさんあるのではないかと考えておりますけれども、まずこのクマが総中内に出没したとき、また住宅に居座った場合、格納庫や田んぼの農舎に居座った場合、村としてはどのように対応していくのか、そういった協議はしているのかどうか、お伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

工藤議員のご質問にお答えいたします。

クマの関係によります総中内、住宅地だとか格納庫地、そういうところでクマが居座ったりした場合の対応ということですが、県内でも住宅地、商業施設も含めまして、そういうところに居座った事例がありまして、猟友会の方々が駆除されておりますけれども、村としまして、もし村がそういう立場になった場合にどういう手順でやるのかということですが、そういう手順までしっかりと今はありませんけれども、いずれ住宅地、それから人に被害が起きやすいところでのクマの出没の際には、やはりこれまでどおり警察の方に連絡をするとともに、猟友会の方々と協力しながら駆除にあたっていくわけですが、そうした際に、幸いに今年村では行っておりませんが、緊急銃猟ということで、建物などにクマが出没した場合であったとしてもそういう形での捕獲をすることを最終的にはやらなければいけないのかなとは考えております。

ただその緊急銃猟を実際やれる方ですね、実際やれる方というのは、今村内には2名のやれる方がおりまして、もしそういう発令があった場合はそういう方々からの協力で捕獲をすることができるのかと思っておりますが、いずれそういった手順については、これまでの県の方の会議だとか、それから周辺の市町村さんでもう既にやられている事例がありますのでそういうものを参考にしながら、こちらマニュアル的なものは作っていかねばいけないのかなとは考えております。

いずれ今の段階ではそういうものは、持ち合わせてはおりません。

**【議長：丹野敏彦】**

再質問ございますか。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

まず現状ではその段階まではいっていないという話ですが、実際にいつ起こるか分からないので、これは本当に早々に検討して、協議していただきたい問題だと思います。

また、職員によるパトロール、総中内の巡回も実施しているというお話がここにも書かれているのですが、実際に先月だったと思うのですが、山形の公務員の方だと思うのですが、パトロール中にクマに襲われて怪我をしたということもあったと思うので、

やはり職員の方にも十分注意していただかなければいけないことだと思うので、そういった職員の安全性についてもしっかりと当局の中で話し合っていたきたいと思います。

その点についてお伺いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

工藤議員の再質問にお答えいたします。

職員の方で、この11月の末から各課の応援を求めましてクマの巡回を行っておりますけれども、先日の全員協議会でもお話したように、今年に入りましてクマの目撃が堤防沿いから次第に総合中心地の方に近いところまで来たということがございます。昨日もクマらしき動物が確認されたということもありましたので、職員の方としましては、巡回する際にクマを目撃した際には車から降りるとかではなくて、クマを抑止するために巡回をしてくださいということでもまずお願いはしております。ですので、目撃された際には産業振興課の方にご連絡いただいて、こちらからまた所定の手続きを踏みながら、警察なり、猟友会さんの方に連絡するということですので、まずクマが出たから巡回しているということではなくて、抑止するためのものとして今回巡回を行っているということでございますし、職員の方についても先ほどお話したように、目撃されたとしても車から出るのではなくて、その情報をまずは伝えていただきたいということで行っておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

**【議長：丹野敏彦】**

再々質問ございますか。

工藤勝さん。

**【11番：工藤 勝議員】**

わかりました。

あと、これまで15件の目撃情報とあるのですけれども、実際に私にも、見たけれども通報してないと言われた方が数名おりました。そのときにはもう1か月も過ぎていたので、見た際は役場また警察署の方に通報して、やはりそういった情報を共有しながら村民の安全を守っていかねばいけないということでその方に伝えたのですけれども、そういった方も多分まだまだいると思うのですね。あとは、もうつい最近の話なのですけれど、どこに通報していいのかわからないという方もまだいるのですね。この場ではこういう話をしているので当然のようにわかっているかもしれないのですけれども、まだまだわからない方が、LINEでも気をつけてくださいはあるのですけれども、どこに通報していいのかそういうことがまず載ってないので、そういった情報もしっかり載せるようにしていただきたいと思います。その点について答弁をお願いいたします。

**【議長：丹野敏彦】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

工藤議員の再々質問にお答えいたします。

クマを目撃した際の通報する場所といますか、そちらがまだ浸透していないのではないかとということですが、広報それからホームページとかでも呼びかけておりますけれども、まだまだそういう情報が工藤議員の方に届いているということであれば、こちらについてもこの後もまた引き続き、機会があるごとにそういう情報を載せていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【11番：工藤 勝議員】**

終わります。

**【議長：丹野敏彦】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時31分)

(午後4時32分)

再開いたします。

それでは、私から質疑を行いますので、議長席を菅原副議長と交代いたします。

暫時休憩いたします。

(午後4時32分)

《休憩中に、議長は議長席から自席へ移動。副議長は自席から議長席へ移動》

(午後4時33分)

**【副議長：菅原史夫】**

再開いたします。

議長を交代いたしました。

総括質疑を続行いたします。

12番、丹野議員の発言を許します。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

12番、丹野敏彦です。私から5点くらいですけれども、簡単なものなので、まず15ページ、村長説明の中で、「周辺の市町村では高度な判断を要する青申申告の受付を行っていない状況です」ということで、今回、青申の申告を役場では受けないということなのですが、人員的な配置の問題で受け皿がない、難しいというのは理解できます。ならばですね、そういうあれがあったときに人員不足というのは前々からわかっていて、思い出したくもない話でしょうけれどもまずいろいろな形で税務課ではトラブルがあった、今年1年。今日、昨日、問題が起きたわけではないですよ。それがヒューマンエラーで、人数不足だというのがわかっていてですね、そうならば、そういうことも想像しながらやったときに、3月とか4月とかいう段階、それから半分妥協してもまず夏休み前後ぐらいのときにそうい

う計画をして、それから誘導しながら対策を、今までやってきた人たちに告知しながら、それからこの秋田税務署と話をしながらですね、電算申込用紙の練習をすとかいうような方法をやりながらやっていくのが当たり前だと思うのですよ。それを今日言って2月から、年明けの2月からやらもう受け付けないというのはあまりにも無謀すぎる、そういう感じがするのですね。ですからこれは、やはりもう少し、今年、今回発表して、来年8年度の申告の時はおもう受け付けませんよとか、そこまでに至るまでの訓練とか、そういうものをやはり準備していくのが行政としての村民への指導ではないのかなという気がするのですよ。それがサービスも含めてですね、必要だと思うのですよ。それがこちらサイドの問題だけ、当局の問題だからといって、はい止めますというのはちょっと無謀過ぎると思うのですけれど、その辺についてお答えをお聞きしたいと思います。

**【副議長：菅原史夫】**

税務会計課、近藤課長。

**【税務会計課長：近藤比成】**

丹野議員のご質問にお答えいたします。

今回こういった方針に至った経緯に関してお話します。まず国税庁の方針としましては、納税者の利便性向上、事務の効率化といった観点から、電子申告が強く推進されています。実際に税務署の合同会場においては、納税者自身が端末を操作するという形での申告を支援しておりまして、これによって次年度以降、自宅から電子申告するという方が年々増加しています。

一方で、村にもこういった取り組みが求められているわけですが、こういったやり方をした場合には1人ひとり時間がかかるということもありまして、村に来られている方の件数をこなすにはなかなか難しいということで、村の方では現在も対面で職員が端末を操作するような形で申告を受けております。ですので、納税者自身が行うような電子申告に繋げることが今のところできておりません。その結果、村での受付件数というのが4、5年前と比べてむしろ増加しているというのが実態でして、電子化や効率化をどのように進めていくのかということが大きな課題となっております。

こういった中で、今回、人員不足というものもありましたけれども、その中でどのように進めていくかといった中で、今回、青色申告と消費税を役場の受付対象から除き、白色申告の方を中心に受付を行う方針としたという次第でございます。

これによって次年度以降、白色については今までできていませんでしたけれども、納税者自身が自宅で申告できるような取り組みに着手して、繋げていければというように考えたということでございます。

今回検討するにあたって、いきなりこういった形で決めたのではなくて、はじめは税務署ですとか、あとは専門知識のある関係機関に対して人的支援ができないかということであちこち相談しておりました。ただなかなかそれが実現に至らなかったという経緯がございます。

またその過程で、そもそも他の自治体では、青色申告や消費税等に関しては難易度が高いということで受け入れしていないということもわかりました。

そういったこともありまして、これまでと同様な形で村で受付を続けていくというのはやはり無理があるのかということで、今回の結論に至ったという経緯でございます。

あとは村政報告でもお伝えしておりますけれども、青色申告や消費税というのは、青色申告会においても相談を受け付けております。村で財政的な支援も行っておりますので、会員であれば受付することができますし、あとは税務署でも合同会場のほか、あとはインターネットでも支援サイトを設けておりますし、また電子申告をした場合には特別控除という特典もございます。様々な形で支援を行っておりますので、こういったところを活用していただくのが効率化に繋がるものではないかということで、今回こういった方針にしたということでございます。

**【副議長：菅原史夫】**

暫時、休憩いたします。

(午後4時42分)

(午後4時42分)

再開いたします。

本日の会議時間は、議事進行の都合によりあらかじめ延長いたします。

延長時間は1時間といたします。

再質問ございますか。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

今、課長が言ったことはわかるのですよ。それはそれでいいのです。だけど私が言いたいのは、もっと早めにやる、それから青申も入っているからもあるのですけれども、青申の流れも、前は半分やっていて、それがどういうわけか村の方にも流れてきていたというのもあるのですけれども、それはそれでまず仕方がないというか、いいのだけれども、私が言いたいのは、今課長が言ったようなことで国税の方の問題もあるし、電子申告の窓口を広げるのだというようなものがあるならば、もうちょっと早めに計画性を持ってやるべきではないですかということなのです。だから今言ったような、それから電子申告でやれば控除もあるというのも含めて、大体青申からも流れてきているいろいろな形ですのだけれども、その端末の使い方がわからなかったりすることになれば、例えば今年から、今言って8年度の春先にやるよとなれば、各々申告者が今からでもいろいろな形で一緒に相談したりすると思うのですよ。そういうものも含めてやったときに、今回は大変であろうとも、退職者の誰かを人員で探してきたり、よそから人を探してきたり、今回、令和7年度はまず何とかやりながら、今度その中において機械をうまく使えるように指導しながらとか、そういうものも含めて準備して行って移行していくという移行期間がやはり必要ではないのかと、それが村のサ

ービスというものではないですか。それが単純に村の方の都合で、こうだからやりませんと、課長が今述べられたのはそのとおりだと思うのですよ、正論ですよ。だけれどもなかなかそういうものが村民からしてみれば、理解はできるけれど納得はできない話なのですよ。

そうすると、ちょっと横道にそれますけれども、こども園もそうなのですよ。いろいろな形で灰色の部分を正規に戻しますよと、それは正論なのですよ。だけれども、なかなか納得できないところがあるから、今、各議員に電話がかかってくる、いろいろな形でしているわけですよ。だからそういうことになったときに、今オーリスも含めて、この後やりませけれども、全部が全部遅いタイミング、今日言って明日まで結論出せみたいな、それでいざとなれば、どうしようもなくなれば一本釣しなければいけないんだみたいな話になるとやはり問題なのだから、もうちょっとその辺も踏まえて考えてやるべきではないですか。それが行政としてのサービスであり、行政のやることではないですかと思うのですけれども、その辺はいかがですか。

**【副議長：菅原史夫】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

丹野議員の再質にお答えします。

先ほど課長も話をさせていただいたように、いろいろ人の手配について村としても努力したところですが、そうした手配がつかないということもありました。さらに、青色申告会にほぼほとんどの人が入っているという現状もありまして、今回、青色申告会とも相談をさせていただいております。そうした中では、相談に来てくれればまず快く受けますので、ぜひ青色申告会に入っている方においては青色申告会を使っていたいただきたいということと、入っていない方においては、ぜひ青色申告会に入ってもらいたいと思っていますし、またもし入らないという方でも、税務署での相談会が多々ありますので、それぞれにおいて出てもらえればと思っています。

今まで、どういう経緯で青色申告会に入りながらも村に来たかというようなことはそれぞれあるかと思いますが、今の村の現状ですね、特に税務課の現状、休む職員がちょっと増えてしまっていて、そういったこともありますので、本当にもっと早くこうしたことを伝えて準備を十分にできるようにということで進めていければよかったというのは重々わかるのですが、当局の状況もご理解いただきながら、また青色申告会がありますので、ぜひそちらを活用していただきながら申告にあたってもらえればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

**【副議長：菅原史夫】**

再々質問ございますか。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

青色申告は、間違いでなければ2月ぐらいで終わるのですよ、大体。申告は2月の15日ぐらいから3月の15日までなのです。今まで村でやっていたのは大体3月15日まで受付してやってくれていたのですよ。それが今、農協の方の青色申告会では、まず1か月とは言わないですけども前倒しなのです。そういうあれになったときに、万が一、いろいろな事情で3月に入ってから申告書を提出するというようなときに、青色申告はもう終わっているというように、1年ぐらいお願いしてくれるとか何とかそういう補助というかは、村は考えているのでしょうか。大体、青色申告は大体2月中には終わってしまいます。残りの15日をどういうふうにするのか、その辺も打合せはやられているのでしょうか。

**【副議長：菅原史夫】**

高橋村長。

**【村長：高橋浩人】**

丹野議員の再々質にお答えします。

まず青色申告会の方とは、それを過ぎたことを前提の話はしていないので、今までどおりの期間内でのことと思ってまず話をさせていただいています。ちょっと日にちまでは話をしていませんので。

また、青色申告会としての相談受付というのは決まっていますので、まずその範囲内で相談してもらうということになろうと思いますし、もしそれを超えるようであれば、先ほど来言っているような、税務署の方では相談を受けるというようなことでもありますのでそうしたことや、もしやむを得ない場合は、ここにも書かせていただいたように、まず原則受けないということにしていますが、まず相談に、やむを得ずという場合においては全く拒否するということがなかなか難しい面もあろうかと思っております。ただぜひこうした状況をご理解いただいて青申会に入られている方においては青申会での相談を優先していただきたいし、また入られていない方においては、税務署の各種相談に出向いてもらえればと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【副議長：菅原史夫】**

次の質問をお願いします。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

はい。13ページですね、その文章の書き方なのですけども、「台湾虎尾中学校の来村について申し上げます」ということで、書かれているわけです。大潟村子ども海外交流事業実行委員会の事業としてこの事業があるとして、私はいろいろお聞きしているのでわかるのですけれども、こういう書き方ですと村が中心になっているような感じがするのですよね、一般的に、表面上で取ると。でもこれは、実行委員会は村でなくて有志が立ち上げて、それに補助を出しているという現状ですよね。だから今度、三村議員も言われたように、デンマー

クとこの交流事業はどうなっているのですかと言ったときに、村とすれば、一般の村民から見れば、2つも3つもあるようなイメージがしてくるわけですよ。だからやはり、この村で果たして3つも4つも必要なのかという疑問も生じてくるわけですよ。ですから今後こういうときに、例えばルーラルだとか、ジオパークの解説をする人たちの名前だとかです、そのサークル名なのか、書き方はいろいろあると思いますけれども、こういうものもある程度整理していかないと、何でもかんでもやっているみたいな形というのはいけないと思うのですけれども、その辺はどのように考えているのか。ただ、私の理解がおかしいのか、その辺をどういうふうな考え方でなっているのか、お願いしたいと思います。

**【副議長：菅原史夫】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

ご質問にお答えします。

村政報告の内容について、全般にわたって毎回報告させていただいております。

村が実施主体ではなくてもこういうふうにはですね、要するに対象が、村民の方を対象あるいは大潟中学校対象ということでやられていますので、さらにそれに村が助成をしながら全面的に支援をしているというそういう意味合いで、村がやっているものも書かせてもらっていますし、村が支援しながらやっているものも報告をさせていただいております。

今議長が言われる、これを民の事業だとあえて言わせていただければ、民の事業で交流もやっているし、村の事業としても交流をやっていくのかというそういう兼ね合いは、やはり対象は村民ですので、そこはバランスよく村も考えて、村でやるべきところは村でやるし、民の力を借りてやれるところはそれは民の力を活用していくということで、ご理解をいただければと思います。

以上です。

**【副議長：菅原史夫】**

再質問ございますか。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

今、課長が言われるように、表現の事由だけで、応援してはいけないとか何とかではなくて、だから今言ったように、例えば「本年度より大潟村が補助している大潟村子ども海外交流事業」とやるだけで話はもっと見えると思うのですよ。だから、その辺の文章の書き方を考えてはかぎかなものなのかと。これは応援しているからだめだとかいいとかではなくて、そういう表現の仕方をして整理していかないと、どんどんどんどん大きくなっていけば話がややこしくなるばかりではないのですかということで、補助を出してはいけないとかではなくて、それは3つも4つも出しても、何でもいいのですよ。だけれどもやはり第三者的にぱっと見たときに、どこが主体でどういう形でやっているのかと、村が全部主体でやっているの

だというならそれはそれでいいし、だけど今度、全部いいところは村が取るみたいな話になると、やっている人たちもどうなのかなということがあるので、やはりそこは明確にしてやった方が、団体も感じが良く取れるのではないのかなと思うのですけれども。ですから今後の課題として、その表現の仕方というものをもうちょっと検討されたいなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

**【副議長：菅原史夫】**

総務企画課、石川課長。

**【総務企画課長：石川歳男】**

再質問でございますけれども、ご質問の趣旨は十分理解をいたしました。また議長も、この事業はどこが主体となって村がどういう関わり方というのを全部ご理解の上でご質問されているかと思っておりますので、改めて村政報告にあたっての表現、あるいは伝わり方については間違いのないように、誤解のないように、丁寧な表現に努めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

**【副議長：菅原史夫】**

再々質問ございますか。

**【12番：丹野敏彦議員】**

ありません。次にいきます。

次に、4ページ、5ページに関してなのですけれども、脱炭素事業も同じで、今質問させていただいた台湾虎尾中学の来村という文章と同じなのですけれども、オーリス関係の事業で「小中学校、こども園、ひだまり苑を対象に、10月27日に株式会社オーリスと施工事業者との間で工事請負契約を締結いたしました」とありますけれども、これも実際にはオーリスと施工業者の問題であって、そういうような話を聞きましたとか言うならあれなのだけれど、これも村が関与しているし、村がお金を出しているからというのわかるのだけれど、そういう表現をしている。それで今度、村がこういう形で、いろいろな形を出しているから収支決算を予想でも出してくださいという、それはなかなかできないと、別な会社だと、法人格があるからというような意味合いで、そうすると矛盾というか、その辺はおかしいと思うのですよ。最後に、「併せて燠炭の品質向上に鋭意取り組んでまいります」と、これはもう村が取り組んでいくみたいな話になっているわけですよ。意図はわかりますよ、わかるけれども、こういうものもやはりある程度整理していかないと、今言ったような形で流れからしてみたときに、どこまでがオーリスがやって、どこまでが村か。先ほど皆さんからあつた一般質問や総括等の質疑と同じで、村長が同じだからそうなるのではないですかと、村長と社長が同じだからと。だけれどルールは、そういうときには、まず今まではある程度、別法人格だからといって、質問の内容は出資している部分に関してはやれるけれども、運営状態だとか方針というものはまず質問しないし、それにも答えないというようなものがあるわけですよ。だからそれと同じであって、オーリスにしても、今、出資金の問題だとか出資金

の話ならばそれはわかるのだけれども、そういうもの以外だったらその辺も整理していかないと、やはりこういうものは、もううちに流れるということはインターネットで流れていくわけだから、もうちょっと精査しながらやっていくべきだと思うのですけれども、その辺はどのように考えられているのですか。

**【副議長：菅原史夫】**

生活環境課、薄井課長。

**【生活環境課長：薄井伯征】**

丹野議員の脱炭素事業に係る村政報告の表現の仕方、考え方についてのご質問にお答えいたします。

まず今回、この脱炭素事業に対する村政報告におきましては、脱炭素事業自体が村の進める重要な政策として位置づけて進めているということ、そして9月、10月の臨時議会でのオーリスに関する様々な議論も踏まえて、現在の進捗状況を丁寧に報告した方がいいという観点に立って、村政報告をまとめさせていただきました。

ただ、今、丹野議員おっしゃるように、確かにこの表現であれば、それぞれの事業の実施主体がなかなか、村が主体なのか、オーリスが主体なのか、それとも他の団体が主体なのか、わかりにくい、判然としない部分もあることは事実でございますし、またそれで議員おっしゃるように誤解といいますか、懸念といいますか、そういった部分が出てくる要素もこの表現からは出てきてしまうのかなというふうには感じたところでございます。

先ほど総務企画課長も申しあげましたように、今後ですね、そういった部分も整理しながら、やはり主体をはっきり明らかにして、何がどこまで、そしてどういう成果があったのかということも区別しながらですね、わかりやすい行政報告をまとめてまいりたいというふうに思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

**【副議長：菅原史夫】**

再質問ございますか。

**【12番：丹野敏彦議員】**

ありません。

次にいきます。

2ページなのですが、クマのことで、有害鳥獣駆除において「現在、報酬等の改定について検討しているところであります」とありますよね。先ほどの税務課の話に戻りますけれども、そういうものはぱっと、前からやっているのだという話ではありましたが、そういうものが簡単にできるのであれば、なかなか専決処分なんていうのはあまりいい制度ではないかもしれないのですが、クマはリアルタイムで出ていて、非常にテレビ等でも言っていて、駆除する隊員の人たちが非常に困っているというような状態であれば、やはり大潟村はまだ少ないのかもしれませんが、報酬の改定なんていうのはすぐ検討してや

るべきものだと思うのですけれども、なぜこれは未だに、少ないからだということのかもしれないのですけれども、でもやはりそれなりに対応を早くやっていたら、政策の動き、村当局側としての動きがすごいのだなということになると思うのですけれども、これは時間がかかっていて、自分達が困るような、過労死していただきとかいうものではないけれども、各課が人員不足で大変だというようなものはすぐやり、人に任せるようなものはなかなか出てこない、未だに出てこないわけですから、そういう時間がかかるようなのはなぜなのか。こういうものはまず本当にすぐやってもいいような気がするのですけれども、その辺はどういう考え方で、これはいつ改定になるのか。来年度になるのかわかりませんが、どうして遅いのか。考え方をお聞かせ願いたいと思います。

**【副議長：菅原史夫】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

丹野議員のご質問にお答えいたします。

有害鳥獣に対する自治体の方の報酬の検討についてですけれども、実際、既に他の自治体でいろいろ動いているのに、村の方が遅いということのご指摘だと思われま

す。先の全員協議会の方でもちょっとお話ししましたが、金額的なところをこれから精査しながらということですが、一応目安として近隣の市町村さんの方を参考にするということではありますが、あまりにもちょっと高いかなという印象も私個人的には受けたので、やはりそこは一自治体の金額をベースにするのではなくて、もう少し他町村でもやろうとはじめていますので、情報収集しながら年内には決めたいというふうに思っています、今、職員とともにそこは検討しているところでございますので、よろしくお願

**【副議長：菅原史夫】**

再質問ございますか。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

わかりました。でも、やはり高いといっても仕事を持ちながら、専門でやっているならまだしもですね、どういう計算の仕方、積み上げをしているのかわかりませんが、やはりそれをできるだけ早くやっていただきたいということが1つ、それができないのかという質問と、もう1つ、未確認ですけれども、クマを駆除する鉄砲の弾が1発当たり1,200円程するというふうに聞いているのですけれども、それは事実なのでしょうか。それで、まず大瀧村でも檻の中に入った3頭を駆除したわけですが、そうするとその玉代は誰が払うのか、その辺もちょっと教えていただければと思うのですけれど。

**【副議長：菅原史夫】**

産業振興課、伊東課長。

**【産業振興課長：伊東 寛】**

丹野議員の再質問にお答えいたします。

クマの駆除にあたりましての、捕獲する際の玉の代金ということだと思います。これも今から2年ほど前に村の方でもクマが出たということもありまして、料金的なところを改正してやっていますが、村の場合はちょっと安いですが、玉代というのは、実需者に対して1回あたり1,000円のお金をお渡ししているということですのでございます。ただ、これにつきましてもやはり金額的にどうなのかということもありますので、その分についても金額を上げる形での検討を今しているところでございます。

以上です。

**【副議長：菅原史夫】**

再々質問ございますか。

**【12番：丹野敏彦議員】**

ありませんが、早めにやってください。

あと1つ教えていただきたいのですけれども、20ページの、こども誰でも通園制度の実施に関してですけれども、0歳児から3歳児までで、先ほど言われたのは、0歳児は全部で11人ぐらい、対象者が6人ぐらいになりそうだとされていたときに、3人というのは0歳、1歳、2歳が1人ずつというように聞いたのですけれども、それで例えば、同じ人が2回申し込むとかいうと、他の人はもう申し込めないわけですよ。そういうような状態というのですか、例えば対象者が5人いて、その5人が順番にお願いするというような形をするときに、どういうシステムになるのか。早いもの順だったならば、例えばAさんならAさんばかりになる可能性もあるだろうし、その辺はどういう形で、面倒見ていただくのをお願いするときの受付になるのか、ちょっとその辺が定かではなので、教えていただければと思いますが。

**【副議長：菅原史夫】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

丹野議員の質問にお答えいたします。

こども誰でも通園制度の対象者は、先ほどおっしゃられたとおりなのですけれども、一応受け入れるこども園側の今の想定のかきとしては3人ぐらいということで、年齢別にもあるのですが、その申し込みについては、先ほどもちょっと出ましたとおりシステムでの申し込みになります。誰でも通園制度だと、今既に始まっている一時預かりの制度もありますので、そちらのかきとも調整しながら受け入れを決めていくという形におそらく実働段階ではなると思います。一応申し込みはシステムというか、あれを使っただけの登録になると思うのですけれども、その辺の運用についてはやはり村ですので弾力的に考えていかなければいけないということにはなるかと思えます。早いもの順かどうかというのは、この後の決めようになっているので、この場ではっきりこうだということはまだしっかり決まってないので申し上げられないのですけれども、これまでも受け入れについては弾力的な対応をとってきていま

すので、そこは十分相談できる範囲にあるというふうに理解しております。

以上です。

**【副議長：菅原史夫】**

再質問ございますか。

丹野敏彦さん。

**【12番：丹野敏彦議員】**

今次長が説明してくれたように、一時預かりとその組み合わせで子ども誰でもというのをやるということなのですか。それとも子ども誰でもという制度を、独自でそれだけでやるのか。それから毎日、例えば何時間でも預けられるのか。時間がないから、病院に行きたいからとかと言ってお願いしたいとかいうようなものなのか、その辺がちょっとわかりにくいのですよね。それで3人というのが、何で3人なのかと。わかりますよ、子どもは手がかかるから、保育士もいないから大変なんだというのは十分にわかるのだけれども、その辺が何と申しますか、スムーズに入ってこないのですよね。何でなのだろうかということが残るので、これが当事者たちにはもうちょっと詳しく説明されているのかもしれないのだけれども、やはり一村民としてもちょっと興味があるので、もしできましたら、どういう制度なのか、もうちょっと詳しくお願いしたいのですけれど。

**【副議長：菅原史夫】**

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

丹野議員の再質問にお答えいたします。

まず申し込みについての話なのですが、あと体制として、どれくらい受け入れる枠の話にもなってくるのですけれど、まず0歳から3歳未満児がこども誰でも通園制度の対象児童の要件になってきますので、それぞれについては、例えば0歳児であれば、保育士1人に対して、3人までという規定があります。1、2歳児だったら、1人6人まで見れるという形になっていますので、まずはこちらでどれぐらい保育士を、1名の予定ではいるのですけれども、こういった体制で受けられるのか、受付によって確認をしながら配置していくということになるかと思っておりますので、そういった体制にも絡んでくるかなというふうに思います。

申し込みに関しては、一応あらかじめ申し込んでいただいた中で配置を決めていくということになると思いますので、今日連絡が来て、この後お願いというのはなかなか、状況によってはできるかもしれませんが、なかなか難しいという想定で今動いているのだというふうに思います。

こども誰でも通園制度と、先ほどちょっと申し上げました一時預かりの話もあるのですが、こども誰でも通園制度は1人、月10時間までです。10時間ですが、1日3時間をまず目安に考えておりますので、それ以上になると一時預かりの方が預かる側にとっては条件、料金だとか、給食だとかそういったことを考えると有利になりますので、おそらくそちらに回って

もらうことになるので、こども誰でも通園制度と一時預かりと比べながら、どちらがいいのかという話での相談もおそらく発生するだろうと思います。一時預かりに関しては月 14 日、個人の使える枠としては権利がありますので、これもやはり保育士の配置ができるかどうかによっては変わってくると思うのですが、14 日の権利を全て使えるかどうかというのは何とも約束はできませんが、申し込み次第という、そういったいろいろな要素で変わってはきますけれども、その辺を調整しながらやっていくことになるので、わかりやすくというところよりは、やはり調整が入る分、すっきりした説明にはなれないのですけれども、やはり申し込みの状況を見たり、保育士の配置を見たりしながら決めていくというのが実際の決め方になってくるかというふうに思います。

以上です。

**【副議長：菅原史夫】**

再々質問ございますか。

丹野敏彦さん。

**【12 番：丹野敏彦議員】**

確認なのですが、今言われた、0 歳児、1 歳未満ですよね、1 人の保育士で 3 人。1 歳から 2 歳は 1 人で 6 人見られると。この保育士を確保できれば、まず例えば極端な話、2 人の保育士が今とは別に確保できれば、9 人見られるという話ですよ。保育士が見つかるか見つからないかは別として。なのに、この最初に言っている、こども誰でも通園制度だと 3 人で、0 歳から 1 人、1 歳から 1 人、2 歳から 1 人っていう表現するのは、これはどういうあれになるのですか。今言っているのは、見つければ最高で 9 人、見つかるか見つからないかは別問題だけれど、今の表現は各年代 1 人ずつで 3 人ですという表現をされますけれど、それがちょっとどういうあれなのか。

**【副議長：菅原史夫】**

暫時、休憩いたします。

(午後 5 時 24 分)

(午後 5 時 24 分)

再開いたします。

教育委員会、宮田教育次長。

**【教育次長：宮田雅人】**

丹野議員の再質問にお答えいたします。

先ほど申し上げた保育士 1 人当たりの受け入れられる定員の人数なのですが、この人数は国で定めている基準でありまして、実際こども誰でも通園制度を利用して入ってきた子どもの保育となると、実際今、受け入れている、例えば 0 歳児クラスだとか 1 歳児クラスそこにその子が入ってもらって、全体の中で保育するという形になりますので、1 人が 3 人まで抱えるとか現実的にはそういう形ではございませんので、実態に合わせた保育をしてい

くと、その中で受け入れられる人数を決めていくといった内容になります。ですので、先ほどちょっとややこしい話になってしまったのですが、実際その日に受け入れている子どもたちの人数と合わせて、受け入れられる人数も上限の目安として3人という今のところの設定であるという理解でお願いしたいと思います。

以上です。

**【12番：丹野敏彦議員】**

終わります。

**【副議長：菅原史夫】**

暫時、休憩いたします。

(午後5時30分)

《休憩中に、菅原副議長は議長席から自席へ移動。丹野議員は、自席から議長席へ移動。》

(午後5時31分)

**【議長：丹野敏彦】**

再開いたします。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第75号から議案第97号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認めます。

よって議案第75号から議案第97号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第26、陳情第8号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情」から、日程第32、要望第2号「大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

陳情第8号から要望第2号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布しております「陳情等文書表」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後5時33分)

## 令和7年第7回（12月）大潟村議会定例会【第7日目】

1. 開議日時 令和7年12月9日（火）午後2時00分～午後3時45分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1 番 松本 正明	2 番 菅原アキ子	3 番 川渕 文雄
4 番 黒瀬 友基	5 番 松橋 拓郎	6 番 菅原 史夫
7 番 齋藤 牧人	8 番 松雪 照美	9 番 三村 敏子
10 番 大井 圭吾	11 番 工藤 勝	12 番 丹野 敏彦

計 12 名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略）なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 小澤菜穂子
教育長 三浦 智	
総務企画課長 石川歳男	税務会計課長 近藤比成
生活環境課長 薄井伯征	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 伊東 寛	教育次長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第75号 大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案

議案第76号 大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案

議案第77号 大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案

議案第78号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第79号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案

議案第80号 大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案

議案第81号 大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について

議案第82号 大潟村村民センターの指定管理者の指定について

議案第83号 大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について

- 議案第 84 号 産直センター潟の店の指定管理者の指定について
- 議案第 85 号 大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について
- 議案第 86 号 大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について
- 議案第 87 号 大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について
- 議案第 88 号 大潟村診療所の指定管理者の指定について
- 議案第 89 号 大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 90 号 大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について
- 議案第 91 号 大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について
- 議案第 92 号 令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案
- 議案第 93 号 令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案
- 議案第 94 号 令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案
- 議案第 95 号 令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案
- 議案第 96 号 令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案
- 議案第 97 号 令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案
- 陳情第 8 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第 9 号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情
- 陳情第 10 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
- 陳情第 11 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書
- 陳情第 12 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情
- 陳情第 13 号 インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情
- 要望第 2 号 大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い
- 意見書案第 6 号 夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書案
- 意見書案第 7 号 ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上の引き上げを求める意見書案
- 意見書案第 8 号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案
- 意見書案第 9 号 最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書案
- 意見書案第 10 号 「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める

## 意見書案

意見書案第 11 号 インボイス制度の事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書案

議会閉会中の継続調査について [総務福祉教育委員会]

議会閉会中の継続調査について [生活産業委員会]

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

### 【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は 12 名であります。

これより本日の会議を開きます。

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

会議規則第 39 条及び第 95 条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案等について、会議規則第 77 条及び第 95 条の規定に基づき各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第 37 条の規定により、日程第 1、議案第 75 号から、日程第 30、要望第 2 号までを、一括議題とします。

はじめに、総務福祉教育委員会に付託いたしました、議案第 75 号から第 81 号、議案第 87 号から第 91 号、議案第 92 号の関係部分、議案第 93 号から第 95 号及び陳情第 8 号から第 12 号についての審査の経過と結果について、総務福祉教育委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長報告の後で採決いたします。

総務福祉教育委員長、8 番、松雪照美さん。

### 【総務福祉教育委員長：松雪照美】

8 番、松雪照美です。

令和 7 年第 7 回大潟村議会定例会において、当総務福祉教育常任委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

はじめに総務部門から審議を行いました。

議案第 76 号「大潟村行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「今回の識別番号とマイナンバーの関連性は。」との質問に、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という、より上位の法が改正されたことに伴う条例改正となる。今回の番号はシステム管理用でマイナンバーとは別の番号であり、個人が使用するものではない。」との

ことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 76 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 77 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入り、質疑、討論、ともなく、採決に入り、議案第 77 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 78 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「第 1 号、第 2 号部分休業の違いは、時間の単位か。」との質問に、「第 1 号部分休業は、1 日につき 2 時間を超えない範囲の取得が可能で、日数制限がない。第 2 号は年 10 日相当、1 時間単位取得である。」とのこと。委員より「第 1 号部分休業は給与が変わるのか。」との質問に、「第 1 号、第 2 号ともに、無給休業となる。」とのこと。委員より「村独自の支援の可能性は。」との質問に、「村独自支援制度は現行制度上、困難である。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 78 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 79 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「制度周知と意向確認が義務化されるだけか。」との質問に、「これまでも毎年周知は実施してきた。」とのこと。委員より「義務化によって事務負担は増えないか。」との質問に、「義務化により見やすい資料整理は必要であるが、作業が増えるという認識はない。」とのこと。また、今回の改正で 40 歳到達職員へのプッシュ型周知規定も新たに創設されたとのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 79 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の総務企画課部門の審査に入り、質疑に入りました。委員より「災害復旧費は過去にもあったか。」との質問に、「近年は同様の事例はない。農業用施設の計上は久しぶりと思う。」とのことでした。

他に質疑はなく、次に、福祉保健課部門の審議に入りました。

議案第 81 号「大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について」、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「次期指定管理料が増えた理由は。」との質問に、「光熱水費、燃料費の高騰及び夜間・休日開館対応による業務委託料等の増加である。」とのこと。委員より「指定管理者の審査内容は。」との質問に、「提出資料は申請書、定款、実績、職員体制、財務状況、5 年間の収支計画等である。」とのこと。また、応募は社会福祉協議会 1 団体のみであったとのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 81 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 88 号「大潟村診療所の指定管理者の指定について」、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「指定管理料が下がった要因は。」との質問に、「人件費込みの契約に変更し、医療報酬は法人側が直接徴収することになり、村からの支出が下がっている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 88 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 89 号「大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」、議案第 90 号「大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、議案第 91 号「大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について」を一括質疑とし、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「応募が 1 社でも過去の実績等は参考にしているのか。」との質問に、「募集要項に基づき精査している。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 89 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 90 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 91 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の福祉保健課部門について、当局の説明の後、審査に入り、質疑に入りました。

質疑はなく、次に、議案第 93 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、審査に入り、質疑に入りました。

質疑、討論ともになく、議案第 93 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 94 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、審査に入り、質疑に入りました。委員より「当期に医療費が増加するのは、健診結果によるものか。」との質問に、「直近 3 年間、平均 1.23 倍、最大 1.4 倍の増加傾向にある。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 94 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、議案第 95 号「令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、当局の説明の後、審査に入り、質疑に入りました。委員より「介護サービス事業費増の内訳は。」との質問に、「要支援者の介護サービス利用者が増加したことによる。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第 95 号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、教育委員会部門について審議に入りました。

議案第 75 号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「この事業は、月 10 時間以内利用の

制度が、既存の一時預かり保育に追加されるということか。」との質問に、「そのとおりである。」とのこと。委員より「年齢別の受け入れ人数は。」との質問に、「年齢別定員は0歳、1歳、2歳それぞれ1名ずつである。」とのこと。委員より「3名しか増えないことに疑問を感じる。」との質問に、「まずは子どもたちの安心安全、こども園での受け入れ体制を見ながら進めていく。」とのこと。委員より「利用料300円の設定根拠は。」との質問に、「300円は国基準だが、自治体で設定変更も可能である。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第80号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」について、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「虐待が疑われる児童を発見した場合の通報先は。」との質問に、「教育委員会、県児童相談所になる。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第87号「大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について」、当局の説明の後、質疑に入りました。委員より「増額理由は。」との質問に、「増額理由は人件費、資材費、業務委託費によるものである。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の教育委員会部門について、当局の説明の後、審査に入り、質疑に入りました。

質疑はなく、関係各課が入場した後、討論に入り、討論はなく、討論を終結し、採決を行い、議案第92号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情第8号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため、国に意見書提出を求める陳情」について意見を求め、委員より「配置基準の見直しや人員確保のため賛成する。」との意見。

採決に入り、陳情第8号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第9号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」について意見を求め、委員より「依然として低い状態であるので賛成。」との意見。

採決に入り、陳情第9号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第10号「『介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める』国への意見書提出を求める陳情書」について意見を求め、委員より「訪問介護事業者の廃業も増えている。改善に賛成である。」との意見。

採決に入り、陳情第10号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第11号「最高裁判決に基づき、全ての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」について意見を求め、委員より「裁判所も違法であると認め、回復しつつある。生活保護と連動するものが止まり、困っている人もいるの

で賛成する。」との意見。

採決に入り、陳情第 11 号は全会一致により採択すべきものと決しました。

次に、陳情第 12 号『小・中学校給食費の完全無償化』のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」について意見を求め、委員より「大潟村は無償化だが、県内のばらつきをなくすべき。」、また委員より「少子化が進み、貧富の差の解消を地域全体で支えていくべき。」との意見。

採決に入り、陳情第 12 号は全会一致により採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案と陳情案件の審査経過と結果についての報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

次に、生活産業委員会に付託いたしました、議案第 82 号から第 86 号、議案第 92 号の関係部分、議案第 96 号から議案第 97 号、陳情第 13 号及び要望第 2 号についての審査の経過と結果について、生活産業委員長の報告を求めます。

生活産業委員長、11 番、工藤勝さん。

**【生活産業委員長：工藤 勝】**

11 番、工藤勝です。

令和 7 年第 7 回大潟村議会定例会において、当生活産業委員会に付託のありました議案および陳情等の審査の経過と結果について、ご報告申し上げます。

はじめに、生活環境課部門の審査を行いました。

議案第 82 号「大潟村村民センターの指定管理者の指定について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「前回より 700 万円ほど増加した理由は。」との質問に、当局より「人件費の増加が主な要因。」とのこと。委員より「審査結果についての各項目の点数配分はどうなっているのか。」との質問に、当局より「審査項目は、指定管理者募集要項で定められており、各項目 1 つひとつについて、5 点が『特に優れている』、4 点が『優れている』、3 点が『やや優れている』、2 点が『やや劣っている』、1 点が『劣っている』、という基準で評価している。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第 82 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 86 号「大潟村ソーラースポーツラインの指定管理者の指定について」、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「経費の増加について、村民センターに比べると上がり幅が少ないようだが、その要因は。」との質問に、当局より「経費の増加につい

ては、人件費上昇分や電気代の値上がりを考慮しているが、ソーラースポーツラインは業務をするのがルーラル大潟の社員で、その人件費上昇分は1%で積算され、村民センターの方はシルバー人材センターで人件費上昇分は5%なので、その差が人件費上昇幅として出ている。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第86号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の、生活環境課に関する部分について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「清掃費の計画策定事業費負担金について、広域化に向けて補助事業を得るためとの説明だったが、計画自体は今年度で策定を完了し、今回だけの予算という考え方でよろしいか。」との質問に、当局より「予算計上している計画は今年度のみとなっている。その他、施設建設にあたり様々な計画を今後策定していくが、それは次年度以降となっている。」とのこと。委員より「常備消防品の男鹿地区消防一部事務組合負担金について、4月1日から新しく男鹿潟上南秋消防組合ができるが、そこに対する負担金など、何らかの経費が今後出てくるのか。」との質問に、当局より「新消防組合で4月1日までに必要なものについては、補正予算の増額分に含まれている。その中身は、無線ライセンス、公印、身分証、財務、文書、庶務、人事などのシステムを準備する必要があり、それを含んだ額となっている。」とのことでした。

質疑を終結し、議案第92号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の生活環境課に関する部分の審査は終了しました。

次に、議案第96号「令和7年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「38万円の補正により、財務諸表のどこの数字が変わるのか。」との質問に、当局より「貸借対照表の流動資産の現金預金だが、給料が38万円上がるので、現金支出がその分増えることになる。合わせて必ず右側も同じだけ増減するので、資本が減る形になる。次にキャッシュフロー計算書だが、給料なので、業務活動によるキャッシュフローに影響するものになる。ここの当年度純利益は38万円人件費が減少しており、最後の資産期末残高になる。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第96号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号「令和7年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「村民体育館が南側に増築することで、何メートル影響が出るのか。」との質問に、当局より「実際に試掘して、地下水の影響などを見て判断することになる。ただ影響する部分が野球場から体育館までの間なので20メートル程度かと想定している。」とのことでした。

質疑を終結し、討論はなく、採決の結果、議案第97号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、産業振興課、農業委員会部門の審査を行いました。

議案第 83 号「大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について」、議案第 84 号「産直センター潟の店の指定管理者の指定について」、議案第 85 号「大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について」、一括して当局の説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第 83 号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

また、議案第 84 号について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 85 号について、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」の産業振興課、農業委員会の産業部門について、当局の説明を受けた後、審査に入りました。委員より「夢ある園芸産地創造事業について、大豆に係るドローンの導入ということだが、大豆も対象になるのか。」との質問に、当局より「大豆も補助対象となっている。」とのこと。委員より「南部排水機場の雷被害について、これから復旧をするのか。」との質問に、当局より「これから復旧になる。今現在は県の方で応急処置で対応している。」とのこと。委員より「交流宿泊誘致政策推進事業について、今までの実績はどれくらいか。またその対象は。」との質問に、当局より「令和 6 年度、29 団体、431 万 2,500 円。令和 5 年度 27 団体、385 万 3,000 円。コロナ以前の平成 30 年度は 36 件で 640 万 6,500 円でした。対象は農業体験であったり、企業団体等の村内施設の研修に伴う宿泊も対象となっている。また令和 6 年 11 月 1 日より一部要件を拡充し、これまでは村内のスポーツ施設、体育館、グラウンドであったりとそういうところを使って合宿を行った場合を対象としていたが、例えば、男鹿市でのサッカーの大会や三種町の体育館でバスケットボールの合宿を行った団体が大潟村に宿泊する場合も対象とし、拡充した。」とのこと。委員より「債務負担行為の桜と菜の花まつりについては 100 万円増えているが、ひまわりまつりも、桜と菜の花まつり実行委員会が主催で来年もやっていくのか。」との質問に、当局より「今年度については、桜と菜の花まつり実行委員会で、ひまわりまつりをやろうということで決定し開催した。名称を改めて検討するにしても、引き続き、両イベントを 1 つの実行委員会でやっていきたいと考えている。」とのことでした。委員より「農業委員会費補助金の農地利用最適化交付金について、これは毎年行っているものか。」との質問に、当局より「今までは事務費にだけ交付金をいただいていたが、人件費の部分についても利用しているということで、農業委員会の報酬を支払う条例を改正した。農業委員の実績給に応じた報酬を支払う場合、交付が受けられるということで、今年度から新たに農業委員の実績給を支払うので、最適化交付金をいただくことになった。」とのこと。委員より「農業支援サービスサポート事業について、ドローン資格で 217 万円という数字になっているが、何人分なのか。」との質問に、当局より「13 名分の資格取得にかかるものである。」とのこと。委員より

「毎年、温水器の更新や修繕の話が出てくるが、どのくらいもつものなのか。」との質問に、当局より「冷温水発生器の交換推奨運転時間というのが4万時間で、交換推奨年数が12年である。」とのことでした。

質疑を終結し、産業振興課、農業委員会の産業部門の審査は終了しました。

関係各課が入場後、討論を行ったが、討論はなく、採決の結果、議案第92号「令和7年度大潟村一般会計補正予算案」の当生活産業委員会に関する部分について、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第13号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」について審査に入り、委員より「インボイス制度廃止については、今からどうなのかという疑問はあるが、インボイス制度負担軽減経過措置を継続していくということについては賛成。」との意見や、委員より「この経過措置がなくなったときに、小規模事業者並びにフリーランスの方々の影響が大きく、廃業する可能性があるという報道もあり、消費税に関しては事業のしやすさや利益の部分の観点からすると特例措置は続けた方が長期的には良いのではないかと考えているので、特例措置の方は継続を支持する。」との意見や、委員より「小規模事業者への配慮はわかるが、この要望自体はインボイス制度廃止を目指し、経過措置として実施された2割特例8割控除の継続を求めますというのが、求めるのがどちらなのかということで、非常に曖昧で、結果的にインボイス制度の廃止まで求めている意味合いにもとれる。整合性という部分でこれに関しては反対。」などの意見が出され、採決の結果、賛成多数により、陳情第13号は採択すべきものと決しました。

次に、要望第2号「大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い」について審査に入り、委員より「正直いって、法的な問題も含めて専門家ではないのでわからないが、お互いの弁護士を通し、いろいろ折衝している最中と聞いている。そういう中で、それがもし不調に終われば裁判ということになると思うが、いずれ司法の場の案件だと思うので、議会がどうのこうのというより、果たして適切なのかと考えると採択しないと考える。」との意見や、委員より「要望提出者の別紙資料や当局側からも説明を聞いているが、それぞれの立場のいろいろな考え方はあるかと思う。この中で経営体質やコンプライアンス意識の欠如に関しては非常に個人的には思うところはあるが、双方の意見がいろいろと異なっている中では、直接的に議会として何か積極的に対応すべきではないと思いますし、地方自治法221条に基づくという点に関しては、現状対象とならないと考えているので、私は採択しないと考える。」との意見が出され、採決の結果、賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上、当委員会に付託のありました議案および陳情等の審査の経過と結果について、報告といたします。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの報告に対し質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。《反対討論なし》

次に、賛成の方の発言を許します。《賛成討論なし》

討論ございませんか。《なしの声》

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

採決は、挙手により行います。賛成の場合は挙手を、挙手しない場合は反対とみなします。

総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 75 号「大潟村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 75 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 76 号「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 76 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 77 号「大潟村議会議員及び大潟村長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 77 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 78 号「職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 78 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 79 号「職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙

手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 79 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 80 号「大潟村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 81 号「大潟村ふれあい健康館の指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 82 号「大潟村村民センターの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 82 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 83 号「大潟村温泉保養センターの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 83 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 84 号「産直センター潟の店の指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 84 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 85 号「大潟村ふるさと交流施設の指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 85 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 86 号「大潟村ソーラースポーツライクの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 86 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 87 号「大潟村多目的運動広場・大潟村多目的グラウンドの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 88 号「大潟村診療所の指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 89 号「大潟村特別養護老人ホームの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 90 号「大潟村デイサービスセンターの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 91 号「大潟村軽費老人ホームの指定管理者の指定について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長並びに生活産業委員長より報告のありました、議案第 92 号「令和 7 年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 92 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 93 号「令和 7 年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 93 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 94 号「令和 7 年度大潟村国民健康保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 94 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、議案第 95 号「令和 7 年度大潟村介護保険事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 95 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 96 号「令和 7 年度大潟村簡易水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 96 号は原案のとおり可決されました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、議案第 97 号「令和 7 年度大潟村公共下水道事業会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第 97 号は原案のとおり可決されました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第 8 号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現のため国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第 8 号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第 9 号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬 10%以上引き上げを求め国に意見書提出を求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第 9 号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第 10 号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める国への意見書提出を求める陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第 10 号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第 11 号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める国への意見書提出の陳情書」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第 11 号は採択することに決定いたしました。

次に、総務福祉教育委員長より報告のありました、陳情第 12 号「小・中学校給食費の完全無償化のため、秋田県へ財政支援を求める意見書提出の陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第 12 号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、陳情第 13 号「インボイス制度の廃止をめざし、事業者の負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書を国に送付することを求める陳情」について、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第 13 号は採択することに決定いたしました。

次に、生活産業委員長より報告のありました、要望第 2 号「大潟村における脱炭素先行地域事業の推進に関するお願い」について、先ほどの委員長報告は不採択でした。

採決いたします。要望第 2 号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、要望第 2 号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第 31、意見書案第 6 号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8 番、松雪照美さん。

**【8 番：松雪照美議員】**

8 番、松雪照美です。

意見書案第 6 号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第 6 号

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 9 日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書案

人間の生体リズムに反した夜間労働、特に長時間夜勤については、心身に与える有害性や安全面でのリスクが科学的にも証明されています。諸外国では、ILO（国際労働機関）「看護職員条約（第 149 号）・勧告（第 157 号）」や「夜業条約（第 171 号）・勧告（178 号）」などに基づいた規制が行われ、「1 日の労働時間は 8 時間以内」「時間外も含めて 12 時間以内」など有害業務である夜間勤務から労働者の健康と生活を保護しています。しかし日本では、医療も介護現場でも 16 時間以上の長時間夜勤が年々増え、常態化しつつある異常な実態にありま

す。日本でも諸外国並みの保護措置をとり、患者・利用者にとって安全・安心の医療・介護の実現と労働者が健康に働き続けられる環境整備が早急に求められています。同時に、長時間夜勤が増えてしまっている根本的な原因になっている人手不足を早急に解決する必要があります。

人手不足を解決するどころか、現在看護や介護職員の離職者が増え、入職者が減っているという深刻な状況となっており、その大きな原因の一つには、他産業と比べて 1/3 の賃上げ額や 1/2 の一時金（賞与）など、ケア労働者の低すぎる賃金実態があることは紛れもない事実です。

国民生活に欠かすことのできない、医療・介護の提供体制を守ることは国の責務です。誰もが安全・安心に医療や介護がいつでもどこでも受けられるようにするために、下記の事項を要請します。

#### 記

1. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・介護職員などの配置基準を抜本的に見直すこと。また、ケア労働者を大幅に増員し、安定した人員確保のためにも、大幅賃上げを支援すること。
2. 医療や介護現場における「夜勤交替制労働」に関わる労働環境を抜本的に改善すること。
  - ①労働時間の上限規制や勤務間インターバルを十分に確保すること。
  - ②夜勤回数の制限や労働環境改善のための規制を設け、実効性を確保するための財政的支援を行うこと。
3. 新たな感染症や災害対策に備えるため、公立・公的病院を拡充・強化し、保健所の増設など公衆衛生行政の体制を拡充すること。
4. 患者・利用者の負担軽減を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

令和 7 年年 12 月 9 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 高市 早苗 様

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様

財務大臣 片山 さつき 様

総務大臣 林 芳正 様

以上です。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第6号「夜勤規制と大幅増員で安全・安心の医療・介護の実現を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、意見書案第7号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第7号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第7号

ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年12月9日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書案

政府は、2024年の診療報酬・介護報酬改定で賃上げに特化した「ベースアップ評価料」や「新介護加算」を盛り込みましたが、その効果は極めて限定的であり、「2.5%のベースアップ目標」には程遠く、2025年春闘結果で日本医労連加盟の医療機関や介護施設での賃上げ平均率は2.07%（5,772円）に留まり、2025年民間主要企業春季賃上げ平均率5.52%、平均額18,629円と比べて三分の一程度に留まっています。さらには年間賞与の平均額においては、もともとが民間主要企業の半分程度なところを、今年さらに引き下げられる医療機関や介護施設が続出しています。政府がケア労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、最低でも全産業平均を上回る賃上げで格差を埋め、すべてのケア労働者が差別なく処遇改善に

つながる施策にするべきです。その賃上げのためには、事業存続の危機にまで至っている医療・介護施設への緊急援助の拡充も必要であり、診療報酬・介護報酬を最低でも10%以上※引き上げるべきです。

私たちは差別と分断を許さず、政府の責任ですべてのケア労働者の処遇改善と医療・介護事業の安定的な維持発展のために、以下要請し、実施を強く求めるものです。

※脚注

年収ベースで全産業平均賃金との格差を埋め、物価高騰を上回るすべてのケア労働者の賃上げには月額平均5万円以上の賃上げが必要であり、24年診療報酬改定に盛り込まれた「ベア評価料」・賃上げの原資に必要な診療報酬引き上げ率0.61%を基礎に5万円に必要な診療報酬引き上げ率を6.31%と算出したうえで、賞与の財源を捻出するためには医療・介護事業所が物価高騰を上回るプラス改定が必要であるため、それを加味して10%以上の引き上げ率とした。

記

1. 医療や介護現場で働くすべてのケア労働者の賃上げと人員配置増につなげるために、26年度の診療報酬改定と、1年前倒しで介護・障害福祉サービス等報酬改定も実施し、すべての医療機関と介護・福祉等事業所の物価高騰対策も含めて、各10%以上の引き上げ改定を実施すること。また当面の支援策として、25年度中に全額公費による賃上げ支援策を実行すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年12月9日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

内閣総理大臣 高市 早苗 様  
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様  
財務大臣 片山 さつき 様  
総務大臣 林 芳正 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第7号「ケア労働者の処遇改善のため、報酬10%以上の引き上げを求める意見書

案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第33、意見書案第8号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8番、松雪照美さん。

**【8番：松雪照美議員】**

8番、松雪照美です。

意見書案第8号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第8号

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年12月9日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案

介護保険制度の開始から25年。利用料や施設での居住費・食費の負担が重く、必要な介護サービスを受けられない人が増えています。家族の介護を理由とした介護離職は年間10万人と高止まりしたままです。介護事業所は低く据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多となりました。特に、訪問介護は基本報酬の引き下げの影響で事業撤退が相次いでおり、訪問介護事業所がゼロになった自治体が増加しています。介護現場の人手不足も深刻さを増しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足する需要見込みを示していますが、有効な対策は講じられていません。肝心の処遇改善は遅々として進んでおらず、2024年度の全産業平均との賃金格差は、前年度月額6万9,000円から8万3,000円へと大幅に広がっています。

こうしたなか、政府は「利用料2割負担の対象拡大」や「ケアプランの有料化」、「要介護1、2の生活援助の保険給付はずし」など、さらなる負担増・サービス縮小を検討しています。これ以上の制度の後退は許されません。

すべての人が安心して介護を受け、介護従事者も尊重される制度の実現には、国の財政支援の強化による制度の抜本改革、介護職員の大幅な賃金の引き上げが不可欠です。介護保険制度の改善、憲法第 25 条に基づいたケアが大切にされる社会の実現に向けて、下記事項につき、地方自治法第 99 条にもとづき国に対する意見書を提出いたします。

#### 記

1. 訪問介護の基本報酬の引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再改定を至急行うこと。その際はサービスの利用に支障が生じないように、利用料負担の軽減などの対策を講じること。
2. 介護保険の利用に困難をもたらす利用料 2 割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護 1、2 の保険給付はずし(総合事業への移行)などの見直しを行わないこと。
3. 全額国庫負担により、すべての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。
4. 必要ときに必要な介護が保障されるよう、介護保険料、利用料、居住費・食費などの費用負担の軽減、サービスの拡充による介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

令和 7 年 12 月 9 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 片山 さつき 様  
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様  
総務大臣 林 芳正 様

以上です。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第 8 号「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第 8 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 34、意見書案第 9 号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8 番、松雪照美さん。

**【8 番：松雪照美議員】**

8 番、松雪照美です。

意見書案第 9 号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第 9 号

最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める

#### 意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 9 日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める

#### 意見書案

2013 年から 2015 年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準は平均 6.5%、最大 10%引き下げられました。この引き下げに対して、29 都道府県 1,027 人の原告が取消しを求めて提訴、本年 6 月 27 日、最高裁判所は、厚生労働大臣の判断は「裁量権の範囲の逸脱またはその濫用があり違法である」として、引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡しました。

本来、法治国家として、国は司法が下した判断に従い速やかに違法状態を是正し、被害を回復しなければならないはずですが、国は最高裁判決から既に 4 か月が経過しているにもかかわらず、いまだ同訴訟の原告を始めとする生活保護利用者への謝罪や保護費の遡及支給などの被害回復の措置を採らず、違法状態を放置しています。

生活保護利用者の多くは高齢者、障がい者及び傷病者であり、数百万人の生活保護利用者が 10 年以上にわたって違法な基準の下で最低限度以下の生活を強いられ、今もなお生存権(憲法第 25 条)及び個人の尊厳(憲法第 13 条)を侵害され続けている状態にあります。提訴以来すでに 200 名以上の原告が亡くなっており、最高裁判決に基づく全ての生活保護利用者の被害回復を一刻も早く行うことが切実に求められています。

また、生活扶助基準は、就学援助などの諸制度と連動するものであり、本件引き下げに伴いこれらの諸制度の対象者にも悪影響が生じたことから、同影響の調査及び被害の回復も行う必要があります。

以上から下記の事項について、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

記

1. 全面解決のために、被害者たる全ての生活保護利用者への謝罪、保護費の遡及支給等、被害回復の措置を速やかに行うこと。
2. 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査及び被害回復を図ること。
3. 違法とされた保護基準の設定に至る経過について、原告、弁護団及び当事者も入れた検証を行うこと。

令和7年12月9日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 額賀 福志郎 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 高市 早苗 様  
財務大臣 片山 さつき 様  
厚生労働大臣 上野 賢一郎 様  
総務大臣 林 芳正 様

以上です。

**【議長：丹野敏彦】**

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第9号「最高裁判決に基づきすべての生活保護利用者に対する速やかな被害回復措置を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第9号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。

(午後3時22分)

(午後3時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を進めてまいります。

次に、日程第 35、意見書案 第 10 号「小・中学校給食費の完全無償化のため、秋田県へ財政支援を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

8 番、松雪照美さん。

**【8 番：松雪照美議員】**

8 番、松雪照美です。

意見書案第 10 号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第 10 号

「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書案  
上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 9 日提出

提出者	大潟村議会議員	松雪 照美
賛成者	大潟村議会議員	松橋 拓郎
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	三村 敏子

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県へ財政支援を求める意見書案

2025 年 10 月現在、秋田県内では小・中学校完全給食無償化は 5 市 5 町 3 村 (52%)、費用の一部(半額など)を助成している自治体は 1 市 2 町 (12%) です。完全と一部無償化の合計では 16 市町村 (64%) となり、この一年間で過半数を超えました。

背景には急激に進む少子高齢化、コロナ禍、相次ぐ自然災害、急激な物価上昇による家計負担の増加に対して、子育て家庭を支援しようとする各市町村の並々ならぬ決意があります。また、実施には踏み切れないが検討を開始している自治体も数多くあります。高校生へ給食を提供(一部有料)し子供たちや家族から大歓迎されている羽後町のような自治体もあります。

文科省の調査では小・中学校などの学校給食を無償化している自治体は 2023 年度で全国 775 (43%)、2017 年度の 76 (4.4%) から約 10 倍と急拡大しています。東北では福島県が一部無償化も含めると 98% の自治体で実施しています。また、青森県では、昨年 10 月から県として市町村を支援することを決め、すべての自治体で完全無償化となりました。

無償化実施の最大の課題は財源です。実施市町村では様々な工夫がされています。一般財源の他、ふるさと納税を活用したり、経費を安定的に確保するため、自治体独自の「学校給食無償化基金」を設置している自治体もあります。また、「今年度は年度途中から完全無償化としたが、

財源が厳しく、来年度も継続できるよう努力している最中」などの自治体もあります。実施に踏み切れない自治体では「住民から強い要望が寄せられ実施を検討しているが、財源確保が大きな課題。多額なので現在その捻出に苦労している」などの自治体もあります。

高校卒業までの子供医療費無償化が 2024 年 8 月全市町村で実施されることになりましたが、その背景には秋田県が各自治体に所得制限を撤廃し半額助成を決断したことがあります。鈴木健太知事は選挙公約でも「学校給食費の無償化」を掲げておられたことから、市町村と二人三脚で無償化が実現できるよう英断を求めるものです。

以上の趣旨から下記事項について、地方自治法第 99 条にもとづき意見書を提出いたします。

#### 記

「小・中学校給食費の完全無償化」のため、秋田県から市町村へ財政支援をすること。  
令和 7 年 12 月 9 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

秋田県知事 鈴木 健太 様

以上です。

#### 【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第 10 号「小・中学校給食費の完全無償化のため、秋田県へ財政支援を求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第 10 号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第 36、意見書案第 11 号「インボイス制度の事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。提出者の説明を求めます。

11 番、工藤勝さん。

#### 【11 番：工藤 勝議員】

11 番、工藤勝です。

意見書案第 11 号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第 11 号

インボイス制度の事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

令和 7 年 12 月 9 日提出

提出者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	齋藤 牧人
賛成者	大潟村議会議員	松本 正明
賛成者	大潟村議会議員	菅原 史夫
賛成者	大潟村議会議員	大井 圭吾

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

インボイス制度の事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書案

インボイス制度の実施によって、本来消費税の納税が免除される売上高 1,000 万円以下の小規模事業者やフリーランスが消費税の納税義務を負わされ、その負担に苦しめられています。インボイス発行に伴う実務だけでなく、発注者による取引排除や値引きの強要など不公正な取引も後を絶ちません。

「消費税の価格転嫁ができていない」が 77%に上り、4 者に 1 者以上 (26.1%) が、経過措置が廃止された段階で免税業者と取引を「見直す、取引しない」と回答しています。こうした状況のまま、経過措置を縮小・廃止すれば、小規模事業者やフリーランスは廃業の危機に追いつめられることとなります。消費税の正確な計算は「区分記載請求書」で可能です。

以上の趣旨から、下記事項について地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

1. インボイス制度の、経過措置として実施された「2割特例」「8割控除」の継続を求めます。

令和 7 年 12 月 9 日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長	額賀 福志郎 様
参議院議長	関口 昌一 様
内閣総理大臣	高市 早苗 様
総務大臣	林 芳正 様
財務大臣	片山 さつき 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。《なしの声》

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第 11 号「インボイス制度の事業者負担を軽減する経過措置を継続するよう求める意見書案」について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第 11 号は原案のとおり可決されました。

次に、会議規則第 37 条の規定により、日程第 37 及び日程第 38「議会閉会中の継続調査について」を、一括議題とします。

総務福祉教育委員長並びに生活産業委員長から、会議規則第 75 条の規定により、議会閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

お手元に配付しております申出書のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、総務福祉教育委員長並びに生活産業委員長からの申し出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

次に、日程第 39「議員派遣の件」を議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 129 条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

《異議なしの声》

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取り扱いを議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。《異議なしの声》

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取り扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和 7 年第 7 回大潟村議会定例会を閉会いたします。

(午後 3 時 45 分)

